

# 短期大学教育

特集 認証評価・就職問題



日本私立短期大学協会

2005.5

61



# 短期大学教育

---

61 日本私立短期大学協会 2005.5

巻頭言 短期大学教育の今

中国短期大学 学長 岸田 嘉一 4

**特集 I** 認証評価 —— 第三者評価をめぐって ——

(財)短期大学基準協会が行う認証評価 香蘭女子短期大学 理事長 山内 昭人 6

◇ 短期大学基準協会が実施する第三者評価の要綱 短期大学基準協会 12

◇ 短期大学評価基準 短期大学基準協会 26

◇ 短期大学基準協会が実施する第三者評価（認証評価）  
—— Q & A —— 短期大学基準協会 46

**特集 II** 就職問題 —— キャリア教育と就職 ——

就職論・私見 就職問題委員会 副委員長 栗坪 良樹 66

—— 学生の社会化をどう支援するか —— 青山学院女子短期大学 教授 栗坪 良樹 66

〈短大激動〉の中で起きていくこと 戸板女子短期大学 学園広報室長 小玉 武 79

—— 〈冬の時代〉を抜け出すために —— 早稲田大学 参与 小玉 武 79

◆ 論稿 中央教育審議会答申と短期大学士制度について 文部科学省高等教育局 大学振興課 短期大学係 85

## ◆報告

平成十六年度「特色ある大学教育支援プログラム」(特色G P)と  
「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代G P)について 91

※平成十六年度「特色ある大学教育支援プログラム」——採択取組の概要—— 92

浅井学園大学短期大学部	92	山形短期大学	94	国際学院埼玉短期大学	96
産能短期大学	98	上智短期大学	100	湘北短期大学	102
金城大学短期大学部	104	藤田保健衛生大学短期大学	106	京都外国語短期大学	108
久留米信愛女学院短期大学	110	鹿児島純心女子短期大学	112		
拓殖大学北海道短期大学	114	埼玉女子短期大学	116	日本赤十字武蔵野短期大学	118
				採択取組の概要——	114

。資料 (平成十六年度に本協会が文部科学省等へ出した主な意見書等)

・短期大学の振興に関する第五次要望事項	120
・短期大学振興議員連盟からの要望事項について	123
(第五次要望事項に対する文部科学省からの回答)	125
・「大学の教員組織の在り方について」(審議経過の中間的な整理)に対する意見	127
(中央教育審議会に対する本協会からの意見書)	128
・「学校教育法の一部を改正する法律案」の早期成立に係る決議	137
。支部分会会員校名一覧	137

△あとかぎ▽に代えて

●表紙イラスト/作者 水上 信廣  
作品名 福木(フクギ) 並木・沖繩、多良間島にて

# 短期大学教育の今

中国短期大学 学長 岸田 嘉一

わが国の高等教育はこれまで何回か制度と意識の改革が行われてきた。まず始めは昭和二十年代の太平洋戦争後の改革である。いわゆる旧制から新制への転換、民主主義への急転換である。次は、昭和四十年代、大学紛争の嵐の中で、大学における研究と教育の意義が問われた。その次は、平成三年の、大学設置基準の大綱化である。教養教育の枠組みがはずされて各大学の裁量に委ねられた。それによって、多くの大学では教育課程の編成替えを行い、専門的実用性重視の体制を整えていった。そして、この度の国立大学の法人化、認証評価機関による第三者評価の義務化である。大学の質の確保についての自己管理、自己責任、市場原理の導入である。

短期大学もこの制度、意識の変革の流れの中で幾多の変遷を経てきた。短期大学は発足以後、長年にわたって、女子高等教育の中核を担ってきた。地域に根ざした民主主義の流れを推進したのは高等教育を受けた女性達であったし、彼女達が次代の子女の民主主義教育に大きな力となったこと

は疑いない。我が国の高度経済成長期に、女子の社会進出は目覚ましいものがあり、社会の要求から短期大学もそれまでの教養教育重点主義から職業教育へ軸足を移すことになった。私共の短期大学でも、平成四年に経営情報学科を新設して、比較的多くの男子が入学するようになったのを機会に社会的要求の強い職業―福祉、情報など―の教育を充実させた。

しかしながら、短期大学の存在意義は、職業教育にだけあるわけではないことはいうまでもない。短期大学が養成する良識ある社会人のためには、職業技術とともに教養を身につける方法を体得していなければならない。優れた職業技術は教養を基盤としてのみ正しく社会に生かすことが出来るからである。しかし、短期大学二年間でどのような方法で教養教育と職業教育を行うことが出来るのだろうか。考え方としては短期大学教育を生涯学習のファーストステージとして位置づける「短大ファーストステージ論（一九九八）」に基づく方法である。そして、その理念を具現化する方法の一つが、「地域総合科学科」であろう。それでは、その中でどのような教育が行われるべきなのだろうか。最近、提出された中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の中で、「短大を含めた大学における実務教育、職業教育は、教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的、批判的見地からのものである」と述べられているが、まさに短期大学の実務、職業教育は理論的背景を持つことによって、社会の現実直面した場合に、適切な対応が出来るような教育であるべきであると思われる。また、二年間という限られた期間であることを考えると、その教育方法は短期大学独自のものでなければならぬと思われるので、全ての教育科目について「短期大学授業方法論」といべきものを常時工夫して、体系的に創出してゆく必要があるであろう。

## (財)短期大学基準協会が行う認証評価

香蘭女子短期大学 理事長 山内 昭人

### 1 短期大学基準協会について

短期大学基準協会（以下、短基協という）は九十四年四月、(1)短期大学教育の水準の維持向上を図ること、(2)短期大学の自己点検・評価による改善を支援することを目標として、日本私立短期大学協会（以下、日短協という）がその会員の総意によって設立したものです。このたびの学校教育法（以下、法という）の改正により第三者評価（法にいう認証評価）制度が創設されるにあたって、短基協では、いち早く二つの作業委員会（認証評価機関としての組織、運営、財務等を検討するA作業委員会と評価システム全般の構築に向けたB作業委員会）を立ち上げ、認証評価機関としての認証を目指して準備を進めてきました。昨年七月には二つの作業委員会の検討がほぼ終了し、七月末に短基協・日短協共催で臨時総会を開催、短基協の新しい組織運営の在り方と第三者評価システム全般を了承しました。十月には認証評価機関としての認証申請を行い、本年一月に文部科学大臣の認証を得たところです。また短基協では、公立の短期大学も一部参加する可能性があり、公的な機関としての位置づけを一層明確にするため、また短期大学教育に対する社会からの信頼と支持を

得るため、引き続き財団法人の設立申請を行い、三月末に設立許可を得たところです。

筆者は、短基協の理事として、先に述べたB作業委員会に属し、評価システムの構築の議論に参加しました。以下、B作業委員会での議論及び短基協が行う第三者評価システム全般についてその概要を説明します。

## 2 | 評価する側、評価される側

評価システムの構築の議論のなかでシミジミ感じたことは、筆者を含めて我々日本人は評価することも、評価されることも、実は全く慣れていないのではないかと、つまり評価の文化がほとんど育っていないのではないかと意識しました。筆者なりにその理由を考えてみると、やはり我が国の風土の影響があり、また農耕民族的な性格が色濃く残っているためか、日本人にはもともと曖昧さを是としてきた生活慣行があると思うのです。物事をえぐり出してハッキリするよりは、曖昧さのままで自然の流れに任すといった行動様式を好んでとってきました。しかし第三者評価には、曖昧さとは対極の論理や検証、明確さが必要です。我々B作業委員会の役割は、その日本人が最も苦手とする部分を敢えて議論し、評価システムを完成しなければならないということでした。

更に我々の議論で難しかったのは、現在の短基協の会員校は約四〇〇、公立短期大学の一部が参加することになれば、四〇〇を超える短期大学を評価しなければならないという現実でした。七年に均等に割り振っても毎年六〇校前後の短期大学を評価することになります。また短基協では、一短期大学の評価には五名程度の評価員がチームを組むのが適切と考えており、これだと毎年六〇校

として、延べ三〇〇名の評価員を確保しなければなりません。この膨大な数を前提に適正・公平な評価を行うためには、これまでのように各短期大学が自由に自己点検・評価を行い、独自に自己点検・評価報告書をまとめて良いのか、また評価においては各評価員の短期大学教育についての見識や経験に頼るとしても、ただそれだけに頼っただけで良いのかということでした。

そこで短基協では、第三者評価の概要を示した『要綱』、評価の領域や項目等を示した『評価基準』を策定しましたが、これらの基本的な資料とは別に、評価される側と評価する側のそれぞれに手引き書が必要ではないかと考え、既に幾つかのマニュアルを作成しました。まず評価される側には、自己点検・評価報告書の一定の様式例を示した「自己点検・評価報告書作成マニュアル」、また短基協が会員校に設置を義務づけた第三者評価連絡調整責任者 (Accreditation Liaison Officer) の役割等を示した「ALOMニュアル」、一方、評価する側には、書面調査や訪問調査等の概要を示した「評価員マニュアル」等です。更にやがて実際に評価が始まる二〇〇五年度始めまでには、具体的な評価や判定の手順等を示した「第三者評価のための判定のガイドライン」を作成したいと考えています。これらにより、毎年、約六〇校の短期大学に対する約三〇〇名の評価員による評価が、概ね適正・公平に行われるのではないかと期待しています。

### 3 評価の目的と基本方針及び評価の手順

短基協が行う第三者評価は、他の認証評価機関と同じように、短期大学教育の継続的な「(1)質の保証」を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の「(2)向上・充実

に資する」ものであり、また評価システムの公開と「(3)評価結果の公表」を通じて広く社会の理解と支持を得ることを目的とします。これら三つの目的を達成するため、以下の二つの評価の基本方針をたて、短期大学の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的な状況について評価を行うこととしました。

第一には、設置基準を前提に短基協が定める短期大学評価基準により、基準を充たしているかどうかという評価を行います。評価基準は、評価領域、評価項目、評価の観点という三層構造になっており、まず評価を受ける短期大学は、主に評価の観点に従って自己点検・評価報告書を作成します。次に各評価員は、自己点検・評価報告書による書面調査、当該短期大学を実際に訪ねる訪問調査を通じて、評価項目ごとに当該短期大学が短期大学としての水準を充たしているかどうかを合・否の二段階で評価（項目別評価）します。更に各評価員の評価結果から、評価チームとして評価領域ごとに短期大学としての水準を充たしているかどうかを同じく合・否の二段階で評価（領域別評価）します。そしてこの各評価チームの評価結果に基づき、短基協の「第三者評価委員会」において、当該短期大学の総合的状況についての評価（機関別評価）を行うこととし、それは最終的には適格・保留・不適格の三段階で示されます。いうまでもなく短基協が行う第三者評価は、格づけ評価ではなく、またランキング評価でもなく、いわば基準評価的な性格を基本としていることとなります。

しかし全国の短期大学は、異なる建学の精神、設置学科、学生定員あるいは地域的背景のもとに、多様な教育研究活動を展開しています。従って一つの基準に基づく評価だけではそれぞれの短期大学の個性的な努力を汲み取ることはできないと考え、そこで第二に、それぞれの短期大学が自

ら定める教育目的・教育目標をいかに達成しているか、達成に向けて努力し改善の実をあげているかという達成度評価的な性格を重視することになりました。評価基準の各評価領域ごとに特記事項欄を設け、評価項目や評価の観点にはない個性的な試みを記述してもらおうこととし、また訪問調査の際の「面接調査」において、評価員と当該短期大学関係者との真摯で誠実な対話のなかから、ともに当該短期大学の個性を引き出し評価に加えたいと考えています。

#### 4 評価員の確保と研修及びその他

以上の基本方針が実際の評価の場で生かされるためには、評価する側、つまり評価員をいかに確保し、養成するかが特に重要です。そこで短基協では、すべての会員校が教職員のなかから原則一・二名の評価員候補者（任期三年）を出し、短基協で登録し、各年度の実際的评价校をみて、その登録した候補者のなかから評価員を選び評価チームを編成することとしました。評価員の大部分は教員ですが、管理運営や財務も評価の対象になっていることから一部幹部職員も加わるようになっていきます。先に述べた「評価員マニュアル」及び「第三者評価における判定のガイドライン」とともに、昨年十二月には、早速、推薦された評価員候補者の研修会を実施し、更に二〇〇五年度の評価員には、評価校から自己点検・報告書等の資料が届く本年八月上旬に評価員研修会を行う予定です。

また本年二月には、全国九地区に分かれて「第三者評価についての研究交流会」を実施し、すべての会員校が、短基協が行う第三者評価をより深く理解するため、会員校からの意見を聴取し、質

問等にも応えたところです。

その他、短基協の評価システムの一つの特色として、先にも述べたように会員校それぞれに第三者評価連絡調整責任者（ALO）の配置を義務づけ（既に昨年十一月末に第一回の「ALO研修会」を実施）ることとしています。また法に定められた異議申立て、評価結果の公表等についても、当然、システムのなかに組み込んでいます。今回はそれぞれの詳しい説明は省きますが、詳細は、短基協が作成した要綱、短期大学評価基準及び各種のマニュアル等を参照下さい。もちろん評価システム全体はまだまだ成熟したものではありません。米国のアクレディテーションの歴史は一〇〇年、それに比べれば評価を行う側も評価を受ける側も、評価システムそのものもまだまだ未熟であろうと思います。今後は学識経験者等の外部の方々の力も借りながら、短期大学関係者の協力と知恵によって、この第三者評価システムをより成熟したものへと育てていきたいと考えています。

今、短期大学は極めて厳しい状況に置かれています。この未曾有の状況を克服するためには、それぞれの短期大学が教育活動を中心に、その短期大学自らの努力によって向上・充実に向かう以外にはありません。そのためには今回の認証評価制度、短基協が行う第三者評価をまたとない機会として、会員校それぞれが真剣な自己点検・評価を行い、評価員の評価に誠実に対応し、また評価結果を謙虚に受けとめ、自らの短期大学教育の向上・充実に役立てていただきたいと短基協役員、委員、職員一同、心から願っているところです。

△△短期大学基準協会理事、第三者評価委員会副委員長▽▽

# 短期大学基準協会が実施する 第三者評価の要綱

平成十六年十一月 短期大学基準協会<sup>※</sup>

はじめに

- 一、短期大学基準協会の成り立ちとその精神
  - 二、評価の対象、目的と基本方針
  - 三、評価の特色
  - 四、評価の実施体制
  - 五、評価の実施方法
  - 六、異議申立ての機会
  - 七、評価結果の公表
  - 八、評価の開始年度、評価の申し込み及びスケジュール等
  - 九、評価システムの改善
  - 一〇、第三者評価に係る手数料の額等
  - 一一、変更の届出
  - 一二、第三者評価システムの公表の方法  
おわりに
- 短期大学基準協会の所在地、役員氏名等

はじめに

いよいよ改正学校教育法第六九条の三（以下「法」という。）に基づく認証評価が開始されます。これによりすべての短期大学は、少なくとも七年間に一度は教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況についての評価（機関別評価）を受ける義務が生じました。

もとより各短期大学は、複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することができます。しかし日本私立短期大学協会と短期大学基準協会は、永年にわたり短期大学の特色と、そのあるべき水準について研究・検討を続けてきた短期大学基準協会（以下、「基準協会」という。）こそが、短期大学教育の質の保証と、その向上・充実に資する評価を行うにもっともふさわしいと考え、全国の公・私立短期大学からの要請にも応えて、認証評価機関設立への準備を進めてきました。

<sup>※</sup>掲載稿は、当時のものです。最新のものは、財団法人短期大学基準協会のWEBサイト (<http://www.tankikyo.jp>) をご参照ください。

基準協会ではこの「第三者評価」を法にいう「認証評価」と位置づけ、平成十七年度より評価（機関別評価）を開始することといたします。

この要綱は、評価の基本的理念や構造、手順等をあらかじめ示すものです。

基準協会が実施するこの第三者評価は、対話を軸とし、努めて定性的な評価となるよう心がけました。基準協会では今後さらに関係者の努力と英知を集め、各短期大学の第三者評価に向けての自発的、積極的な取組みを促し、公正で開かれた評価へと進化させたいと願っております。

## 一、短期大学基準協会の成り立ちとその精神

平成三年の大学審議会答申「大学教育の改善について」とその後の法令等の改正により、設置基準の弾力化が著しく進められ、そのための大学・短期大学関係者の意識改革が求められる中で、その改革の基本的な方法として、自己点検・評価の組織的な導入の必要性が認識されることとなりました。しかし、ことはそれに止まらず、国際的な諸状況への対応と先端的技術開発の国際競争の激化が、大学改革の加速化を促す中で、自己点検・評価は努力義務から義務化に転じ、その

うえで、相互評価の必要性も答申されました。さらに第三者評価の必要性が示されて、この度の学校教育法改正による認証評価制度の創設へと変貌したわけで、この間は僅かに十二年を数えるに過ぎず、凄まじい変転と言うべきでしょう。

こうした流れの中で、平成六年四月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において「短期大学基準協会」の設立が決議され、発足いたしました。その設立の趣意と事業計画の骨子は、①短期大学教育の水準の維持向上を図ること、②短期大学の自己点検・評価による改善を支援すること、であり、具体的には、(a)会員校から短期大学の現況及び自己点検・評価と改善の努力が明らかになる資料の提出を求め、(b)会員校からの相談に応じ助言、援助を行うこと、(c)短期大学を中心とする高等教育に関する調査研究を行うことでした。そこでは日本私立短期大学協会のすべての会員校が、設立と同時に基準協会の会員となる穏やかな加盟をその組織化の基本に据えました。

今、あらためて再認識しておきたいのは、基準協会の設立と、日本私立短期大学協会の全会員校による基準協会への加盟が実現したのは、第三者評価が義務づけられる以前であり、今日の「認証評価」が、当時の答申のいずこにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、基準協会こそが「評価文

化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性（autonomy）によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての基準協会が実施する第三者評価に生きており、その評価の基本方針や特色に繋がっています。

## 二、評価の対象、目的と基本方針

基準協会が行う第三者評価は、すべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象とします。

評価の目的は、短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資することであり、また、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることです。

そのため以下の基本方針に基づき、短期大学の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的な状況の評価を実施します。

### (1) 基準協会が定める短期大学評価基準に基づく評価

基準協会が行う第三者評価は、短期大学設置基準を基礎

とした、基準協会が定める短期大学評価基準（以下「評価基準」という。）により、基準を充たしているかどうかという視点で行います。評価基準は、評価領域、評価項目、評価の観点という三層構造になっており、高等教育機関として短期大学が有すべき水準について設定されています。したがって評価は、評価基準に基づく評価、すなわち基準評価的な性格を基本とします。

### (2) 短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価

現在設置されている短期大学は、開設時に文部科学大臣による設置認可というハードルを越えて設置されており、基準協会の行う評価が前記(1)の基準評価的な性格だけであれば、その意義は生かされません。なぜなら全国の短期大学は、異なる建学の精神、設置学科、学生定員あるいは地域的背景のもとに、独自で多様な教育活動を展開しているからです。

そこで基準協会では、それぞれの短期大学が自ら定める教育目的・教育目標をいかに達成しているか、達成に向けていかに努力し改善の実をあげているかという達成度評価的な性格を大切にしなければならないと考えました。この達成度評価的な性格は、訪問調査の際の対話の中で生かし

たいと考えておりますが、各短期大学においても、評価基準の評価領域ごとに設定された特記事項をぜひ活用していただきたいと存じます。いうまでもなく基準協会が行う第三者評価は、格づけ評価ではなく、またランキング評価でもありません。基準評価的な性格を基本としながら、こうした達成度評価的性格を重視するものです。

### 三、評価の特色

#### (1) 評価の中心は教育活動

基準協会が行う第三者評価は、短期大学の本質は学生への教育活動にあると考え、別添の評価基準（評価領域、評価項目、評価の観点）に示されているように教育活動を中心に行います。もちろん教員の研究活動、管理運営、財務等も評価の対象に入っていますが、これらもよりよい教育活動を実現するための不可欠な条件という視点から評価するものです。

#### (2) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価

基準協会が行う第三者評価は、短期大学の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況につき、適格、不適格、保留という形で判定をします。しかし、それとは別

に訪問調査等で行う評価員と短期大学関係者との真摯で誠実な対話の中から、当該短期大学が向上・充実に向かうヒントをとともに探りたいと願っており、これがこの要綱や今までの総会等において、評価は対話を軸とし、定性的評価を旨とするとした所以です。

したがって評価の最大のねらいは、評価を受ける短期大学の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図ることにおかれています。

#### (3) 自己点検・評価に基づく評価とALLOの配置・育成

基準協会が行う第三者評価は、協会の自己点検・相互評価推進委員会において推進し、各短期大学で行われている自己点検・評価活動（相互評価等を含む）を基礎にしています。各短期大学は、評価を受ける際に、基準協会が示す評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成していただきます。この自己点検・評価報告書をもとに、評価員が評価を開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、別添の自己点検・評価報告書作成マニュアル（以下「報告書作成マニュアル」という。）を参考にして、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。

また、各短期大学における自己点検・評価活動や第三者評価が円滑に行われるためには、各短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（添付資料及び参考資料）の選別もしくは作成、学内調整、基準協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う組織の構築と、その責任者の配置が必要です。

基準協会では、その責任者をALLO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）と称することとしました。ALLOは、原則として中堅以上の教員、加えて自己点検・評価活動等経験者等、一定の権限を有する方を任命していただきます。なお、ALLOはできれば理事長もしくは学長直轄の組織の責任者として位置づけられることが望ましいと考えています。

平成十六年度においては、各短期大学は定められた期日までに基準協会に対しALLOの登録を行っていただきます。ALLOには、適切な時期に研修会等を開催し、また必要により各短期大学の理事長、学長等への説明会等を開催します。

#### (4) 短期大学関係者による評価

短期大学の教育活動等を適切に評価するため、各短期大学には教員（一部、事務職員を含む）の中から評価員候補

者を推薦し、基準協会に登録していただきます。各年度における評価を受ける短期大学の状況（所在地、設置学科等）により、登録された評価員候補者の中から評価員を委嘱し、評価チームを編成して評価に当たります。

#### (5) 開かれた評価

評価を受けた短期大学からの異議申立ての機会を設けるとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努力します。また評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に応えとともに、評価システムの不断の改善に努めます。

### 四、評価の実施体制

#### (1) 第三者評価を支える基準協会の実施体制

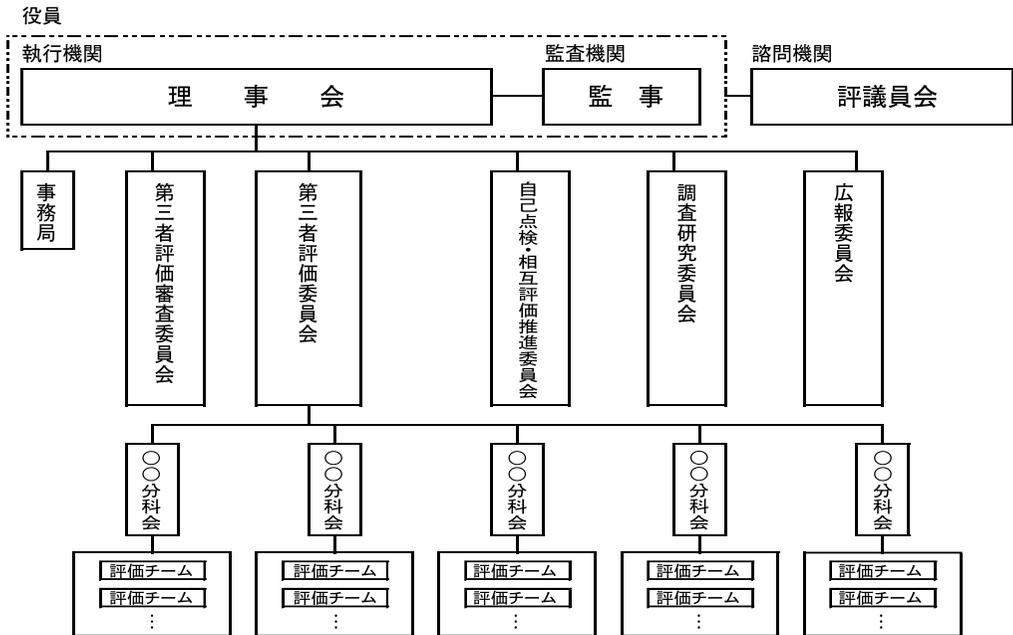
文部科学大臣の認証による認証評価機関設立を機に、基準協会は財団法人の設立許可を得、法人格を取得することとしております。したがって法人設立許可後は、理事会を中心に運営を行うこととなります。

第三者評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による第三者評価委員会（以下「評

「評価委員会」という。)を設け、併せて第三者評価を希望する短期大学数に応じて評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム(一チーム 五名程度)を複数編成します。評価チームの構成に当たっては、チームの責任者を委嘱するとともに、評価を受ける短期大学の所在地や設置学科等の状況に応じた評価員を配置するよう努めることとします。なお、評価チームから提出された領域別評価票に基づき、評価委員会の下に複数の分科会を設け、機関別評価原案を作成します。

また評価委員会のほかに、異議申立ての審査を行う「第三者評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)、第三者評価の基礎となる各短期大学における自己点検・評価活動及び短期大学間の相互評価を促進・支援する「自己点検・相互評価推進委員会」、短期大学教育及び評価システム全般についての調査研究を行う「調査研究委員会」、広く社会から理解と支持を得るため、これら全般に関する資料の刊行及び情報の公開を行う「広報委員会」が参画することにより総合的に基準協会の第三者評価活動を展開します。

(2) **評価員候補者の登録と評価員の研修**  
 各短期大学には、入学定員三〇〇人以下の短期大学からは一名、三〇一人以上の短期大学からは二名を原則として



短期大学基準協会の組織(案)(財団法人としての認可後)  
 (注) 財団法人認可前の組織は、P.25を参照

評価員候補者を推薦し、登録していただきます。この評価員候補者の登録期間は三年とします。この中から各年度の評価員を委嘱します。この評価員の編成方法は別に定めず。また評価員及び評価員候補者に対しては、適切な時期に研修会等を開催します。

なおこの第三者評価を、各短期大学関係者により早く理解していただくためには、できるだけ多くの人に、この第三者評価活動に関与していただくことが重要と考え、前述のALOと評価員候補者は、当分の間、別々の方を任命していただきます。

## 五、評価の実施方法

### (1) 短期大学評価基準の構造

評価基準は、短期大学の教育活動等の状況を多角的に評価するため、一〇の評価の領域で構成しています。また評価の対象としませんが、「当該短期大学の特色等」と「将来計画の策定」について記述するスペースを設けています。それは評価員が適切な評価を行うためには、評価を受ける短期大学及びその短期大学の設置者の概要をあらかじめ理解することが重要と考え設けたものです。各短期大学は積

極的な記述をお願いします。

そして、この一〇領域には、各短期大学が短期大学として有すべき水準を充たしているかどうかという視点で、それぞれ複数の評価項目を設定しました。さらに各評価項目を理解し分析するため、評価の観点を示しています。各短期大学は、このことを踏まえ、自己点検・評価活動を行い、各評価領域、評価項目及び評価の観点に従って、自己点検・評価報告書にまとめていただきます。

### (2) 評価の手順

#### ① 自己点検・評価報告書の作成

各短期大学は、自己点検・評価報告書作成マニュアルを参考にして、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また必要に応じて学科・専攻等の部門ごとに教育活動等の自己評価を記述していただきます。

この報告書（報告書作成マニュアルに記載の添付資料を含む）は、定められた期日までに各評価員及び基準協会に送付していただきます。

#### ② 評価員による項目別評価

i 評価員は、送付された自己点検・評価報告書（添付資料を含む）による、書面調査及び訪問調査を通じて、

当該短期大学の状況を把握・分析・評価します。

ii その評価は、評価項目ごとに、当該短期大学が短期大学としての水準を充たしているかどうかを、合・否の二段階で行います。

③ 評価チームによる領域別評価

i 訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の項目別評価により、評価チームとしての評価をまとめます。この場合の評価も上記と同様、領域ごとに当該短期大学の状況が短期大学としての水準を充たしているかどうかを、合・否の二段階で行います。

ii 評価員会議においては、各評価領域の合・否とは別に、当該短期大学の教育活動等の状況のうち、特に優れている点、または早急に改善を要すると思われる点、加えて当該短期大学の教育活動等が向上・充実に向かうための必要な課題についても検討し見解をまとめます。

iii 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、領域別評価を記載した評価票を作成し、期日までに第三者評価委員会へ提出します。

④ 第三者評価委員会による機関別評価

i 分科会における機関別評価原案の作成  
評価委員会に、評価校数に応じた複数の分科会を置

き、各評価チームから提出された領域別評価票に基づき、評価チーム責任者出席のもとに審議を行い、機関別評価原案を作成します。評価は、当該短期大学の教育活動等の状況が、短期大学全体として短期大学としての水準を充たしている場合には「適格」、充たしていない場合には「不適格」と判定します。

ii 評価委員会における機関別評価案の作成

評価委員会においては、分科会で作成した原案について審議し、機関別評価案を作成します。

iii 評価委員会は、評価の時点で適格ではないが、早急に改善が可能と考えられる場合には、当該短期大学の改善の意思を確認した上で保留とします。その場合、当該短期大学は速やかに改善計画書を提出する必要があります。

iv 評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示します。

v 各短期大学が、この機関別評価案に対し、異議の申立てがある場合には、「6 異議申立ての機会」の手続きによります。

⑤ 理事会による評価結果の決定

評価委員会で作成した機関別評価案は、理事会におい

て決定します。

- ⑥ なお、評価の公正を期するため、以上の評価のすべてのプロセスにおいて大学の教員等は、その所属する短期大学を対象とする第三者評価業務には、従事しないこととします。

## 六、異議申立ての機会

第三者評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。このため評価結果を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立ての機会を設けます。

当該短期大学は内示を受けた後、基準協会が示す期日以内に理事長からA L Oを通じて公式に異議申立てを行うこととなりますが、期日までに異議申立てがなかった場合は、機関別評価案に合意したものとみなします。

異議申立ての審査に当たっては、評価委員会とは別に異議申立てに対応する第三者評価審査委員会において、再審査を行った上で、理事会において決定を行います。

## 七、評価結果の公表

基準協会は、理事会において評価結果が確定した後、当該短期大学に通知するとともに機関別評価結果及びその判定事由について、刊行物への掲載、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

## 八、評価の開始年度、評価の申し込み及びスケジュール等

- (1) 評価の開始年度を平成十七年度とします。評価の周期は七年以内と定められています。改正学校教育法は平成十六年四月一日施行のため、第一回目は平成二十二年度までに評価を受けることとなります。

- (2) 評価の申請は毎年度一回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した日（平成十七年度実施分は平成十六年十二月二十日）までに基準協会に申し込みます。基準協会では申し込まれた短期大学すべてについて当該年度に評価を実施することとしていますが、申込件数が多い等評価の実施が困難な場合には、当該短期大学とも相談の上、調整します。

評価のスケジュール — 平成17年度実施分 —

十 六 年 度	4月	4月28日 定期総会		基準協会が実施する第三者評価の要綱等 公表		
	5月					
	6月	評価希望年度のアンケート調査				
	7月	7月22日	「要綱」案・「評価基準」案の公表（パブリックコメント）		第三者評価の内容を周知するための説明会	
		7月29日	臨時総会			
	8月	8月5日	パブリックコメント提出締切			
	9月		A L O登録及び評価員候補者推薦		会員校へALOの登録及び評価員候補者の推薦を依頼	
	10月	10月15日	A L O登録及び評価員候補者推薦締切			
	11月		評価申込み 受付開始			
		11月30日	A L Oの研修会			
	12月	12月1日	評価員候補者の研修会			(17年度・18年度以降に評価を受ける短期大学の調整)
		12月20日	評価申込み 締切			
1月		平成17年度に評価を受ける短期大学の決定通知 評価員の委嘱				
2月						
3月						
十 七 年 度	4月					
	5月					
	6月					
	7月		自己点検・評価報告書の提出 基準協会の評価活動開始			
	8月	}	評価員・評価チーム責任者研修		評価チームは、8～9月を中心に書面調査を、9～10月に訪問調査を実施し、評価を受ける短期大学の評価票を作成する。	
			書面調査			
	9月	}	訪問調査			
	10月					
	11月		11月18日 評価票提出締切			
	12月		分科会の開催		第三者評価委員会において評価チームが作成した評価票を基に、機関別評価案を作成する。	
		機関別評価案の作成				
1月		評価結果の通知 異議申立て				
2月		第三者評価審査委員会による審査		異議申立てには第三者評価審査委員会で審査し、最終的な評価結果を理事会で決定する。		
3月		評価結果の決定・通知 評価結果の公表				

## 九、評価システムの改善

基準協会では各種の委員会等において、第三者評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、この要綱並びに評価基準、報告書作成マニュアルなどの評価システム全体にわたる改善に努力します。併せて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、適切な時期に、評価方法を定めまたは変更します。その際は、事前に各短期大学関係者に連絡するとともに、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

### 一〇、第三者評価に係る手数料の額等

基準協会が行う第三者評価に係る手数料の額は、一周期に納入する費用の合計額であり、これを「会費」と「評価料」に区分して納入していただきます。

なお、第一回目の評価の周期は、平成十七年度から平成二十二年度までの六年間とします。

#### (1) 会員短期大学の場合

##### ① 会費（毎年度納入する費用）

会員は、基準協会の第三者評価実施に要する経費に充てるため、毎年度、次の分担基準による会費を納入していただきます。

なお、会費は十七年度から納入していただくこととします。

平成十七年度会費分担基準は、次のとおりとします。

短期大学当り年額 @ 六〇,〇〇〇円

学生一人(実員)当り年額 @ 五〇〇円

合計額

なお、この会費分担基準は、会員校数、学生数の変動により、毎年度見直します。

##### ② 評価料（当該評価年度に納入する費用）

第三者評価を実施するために要する経費で、当該評価年度に直接係る経費を、評価を受ける当該年度に納入していただくものです。

評価料の額は次のとおりとします。

第三者評価を受ける当該年度、短期大学当り

@ 一,〇〇〇,〇〇〇円

なお、評価料は、評価の周期内は一律とします。

## (2) 会員以外の短期大学の場合

次の一周期分の会費相当額と評価料の合計額を、当該評価年度に納入していただきます。

### ① 会費相当額

当該評価年度における会費分担基準に基づく合計額×  
一周期の年数（第一回目は六年）

平成十七年度会費分担基準は、会員と同基準の次の額とします。

短期大学当り年額

@六〇、〇〇〇円

学生一人（実員）当り年額

@ 五〇〇円

合計額

### ② 評価料

@一、六〇〇、〇〇〇円

会員とならない短期大学が基準協会の第三者評価を希望する場合は、会員校と同様にALLOの配置をお願いします。

## (3) 評価員の旅費等

第三者評価は、書面調査と訪問調査の二つの方法で実施しますが、訪問調査の場合、評価チームが評価を受ける短期大学に赴く際の旅費等（交通費、宿泊費等）が必要となります。

この旅費等の負担については、評価を受ける短期大学にお願いします。経費負担軽減のため、訪問調査の評価員

（評価チーム）の編成は、同一及び隣接しない都道府県で、なるべく近い短期大学となるよう配慮します。

なお、この旅費等については別途、基準協会からお示しします。

## 一、変更の届出

短期大学評価基準を充たした短期大学が、目的の変更、設置学科の改廃、施設・設備等の大幅な変更を行った場合には、当該変更事項について基準協会に届出るものとします。

## 二、第三者評価システムの公表の方法

学校教育法施行規則第七一条の五第一項第一号から第八号までに規定されている事項、①名称及び事務所の所在地、②役員の氏名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額は、「短期大学基準協会が実施する第三者評価の要綱」及び「短期大学評価基準」に明記し、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

## おわりに

新しい制度の導入には予想もしない問題や混乱が生じるのが常ですが、各短期大学及び基準協会あるいは関係者が一体となって、新たな評価制度の基本的な理念や特質を共通に認識し共有することが何よりも大切です。その意味では、すでに平成八年から短期大学間で自主的に始めた「短期大学相互評価」において培ってきた「自覚と責任と知性の協働」の精神は貴重な財産であり、今回の第三者評価の実施においてもそれは受け継がれ、最大限尊重されなければならないと考えます。

今、短期大学は極めて厳しい状況に置かれております。この未曾有の状況を克服するためには、それぞれの短期大学が教育活動を中心に、その短期大学自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。と同時に、各短期大学の相互連携・相互協力によって行われる第三者評価を通じて、それぞれの短期大学の自律性を一層高めていく必要があります。基準協会の第三者評価がそうした機会をさらに拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。

## 短期大学基準協会の所在地、役員氏名等

### 名称及び事務所の所在地<sup>※</sup>

名称…短期大学基準協会

所在地…〒102-0073

東京都千代田区九段北四丁目二番二五号

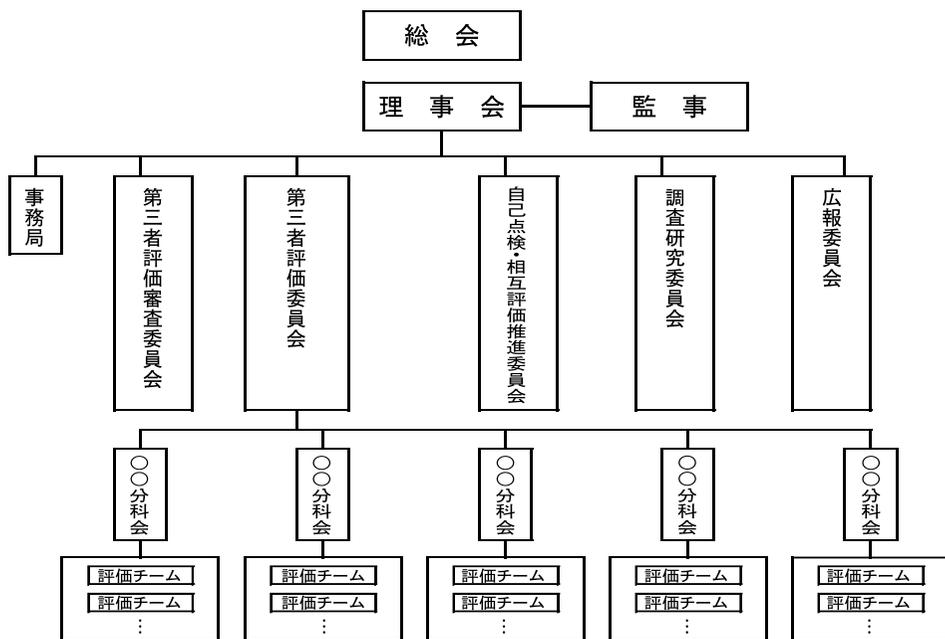
### 役員氏名等

会長	川並弘昭	学校法人東京聖徳学園理事長 聖徳大学短期大学部学長
副会長	坂田正二	学校法人広島文化学園理事長 広島文化短期大学学長
副会長	関根秀和	学校法人大阪女学院院長 大阪女学院短期大学学長
理事	浅井幹夫	学校法人浅井学園理事長 北海道浅井学園短期大学部学長
理事	井内慶次郎	日本視聴覚教育協会会長
理事	大野誠	学校法人国際学院理事長 国際学院埼玉短期大学学長
理事	上條宏之	長野県短期大学学長
理事	岸田嘉一	中国短期大学学長

※当時。平成16年4月現在は下記のとおり。

名称：財団法人短期大学基準協会 所在地：〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階

理事	倉田 彰士	神戸学院女子短期大学学長
理事	小出 忠孝	学校法人愛知学院学院長 愛知学院大学短期大学部学長
理事	越原 一郎	学校法人名古屋女子大学理事長・学 園長
理事	佐藤 弘毅	学校法人目白学園理事長 目白大学短期大学部学長
理事	清水 一彦	筑波大学教授
理事	関口 修	学校法人郡山開成学園理事長 郡山女子大学短期大学部学長代理
理事	館 昭	桜美林大学大学院教授
理事	谷本 貞人	学校法人関西外国語大学理事長 関西外国語大学短期大学部学長
理事	春山 志郎	東京工業大学名誉教授
理事	溝上 智恵子	筑波大学教授
理事	山内 昭人	学校法人山内学園（香蘭女子短期大 学）理事長
監事	塩川 利員	学校法人大阪青山学園理事長 大阪青山短期大学学長
監事	森本 晴生	学校法人東京文化学園理事長 東京文化短期大学学長



短期大学基準協会の組織（財団法人としての認可前）

# 短期大学評価基準

平成十六年十一月 短期大学基準協会 ※

## 評価領域、評価項目

評価領域	評価項目	頁
*当該短期大学の特色等		28
I. 建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 建学の精神・教育理念が確立していること</li> <li>二 教育目的・教育目標が明確であり点検の努力がみられること</li> <li>三 教育目的・教育目標が共通に理解される努力がみられること</li> </ul>	28
II. 教育の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育課程が体系的に編成されていること</li> <li>二 教育課程が学生の多様なニーズに応えるものとなっていること</li> <li>三 授業内容、教育方法及び評価方法が学生に明らかにされていること</li> <li>四 授業内容、教育方法に改善への努力がみられること</li> </ul>	29
III. 教育の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 教員組織等が整備されていること</li> <li>二 教育環境が整備・活用されていること</li> <li>三 図書館もしくは学習資源センター等が整備されていること</li> </ul>	31
IV. 教育目標の達成度と教育の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育目標の達成への努力がみられること</li> <li>二 学生の卒業後評価への取組みの努力がみられること</li> <li>一 入学に関する支援が行われていること</li> <li>二 学習支援が組織的に行われていること</li> <li>三 学生生活支援体制が整備されていること</li> <li>四 進路支援が行われていること</li> <li>五 多様な学生に対する特別な支援が行われていること</li> </ul>	33
V. 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>（留学生・社会人・障害者・長期履修生等）</li> </ul>	35

<p>VI. 研究</p>	<p>一 教員の研究活動が展開されていること 二 研究活動の活性化のための条件整備が行われていること</p>	37
<p>VII. 社会的活動</p>	<p>一 社会的活動への取組みが推進されていること 二 学生の社会的活動を促進していること 三 国際交流・協力への取組みの努力がみられること</p>	38
<p>VIII. 管理運営</p>	<p>一 理事会等学校法人の管理運営体制が確立していること 【公立短期大学の場合】 大学全体の管理運営システムについて 二 教授会等の短期大学の運営体制が確立していること 三 事務組織が整備されていること 四 人事管理が適切に行われていること</p>	40
<p>IX. 財務</p>	<p>一 財務運営が適切に行われていること 【公立短期大学の場合】 財務運営について 二 財務体質が健全であること 【公立短期大学の場合】 財務体質について 三 短期大学に必要な施設設備が整備され、その管理が適切に行われていること</p>	42
<p>X. 改革・改善</p>	<p>一 自己点検・評価活動の実施体制が確立していること 二 改革・改善のためのシステム構築への努力がみられること 三 相互評価（独自に行う外部評価を含む）への取組みに努力していること</p>	44
<p>**将来計画の策定</p>		45

## △\*当該短期大学の特色等▽

(評価員が評価を行うにあたり、あらかじめ貴学の特色を理解し、より正確な評価を行うために、できるだけ認識を深める必要がありますので、貴学の教育の特色ないし今後の方針等について記述して下さい。)

### 評価領域 I

#### △建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標▽

短期大学は、自らの建学の精神や理念の下で、それぞれ有為な人材育成をめざした教育研究活動を展開する短期高等教育機関である。そこでは、建学の精神を反映した明確な教育理念が掲げられ、それに基づいた教育目的や教育目標が具体的に明示されなければならない。また、こうした教育目的や教育目標は、教育理念とともに、当該短期大学にふさわしいものであり、さらに時代や社会の変化にも対応しながら、その適切性・妥当性について点検される必要がある。そして、教職員や学生はもちろんのこと、広く社会や国民にも明示され、理解されることが大切であり、そのための努力が求められるのである。建学の精神・教育理念は、それらが各短期大学で展開

されるすべての活動の基本に位置づけられるものである。それゆえ、評価領域・評価項目においても、この建学の精神・教育理念との関係において適確に評価されることが求められる。短期大学における教育の個性は、こうした建学の精神・教育理念の中にその本質が現れていると考えられる。

#### 【評価項目一】建学の精神・教育理念が確立していること

##### ●評価の観点

- (1) 建学の精神が確立し明確に示されているか。
- (2) 教育理念が確立し明確に示されているか。

#### 【評価項目二】教育目的・教育目標が明確であり点検の努力がみられること

##### ●評価の観点

- (1) 教育目的もしくは教育目標が全学的並びに設置する学科・専攻に示されているか。
- (2) 教育目的もしくは教育目標は定期的に点検されているか。
- (3) 教育目的もしくは教育目標はどのような手続きで点検されているか。

【評価項目三】 教育目的・教育目標が共通に理解される努力がみられること

● 評価の観点

(1) 教育目的や教育目標を全学的並びに設置する学科・専攻において学生や教職員が共有するために具体的な施策を行っているか。

(2) 日頃から教育目的や教育目標を実現し共有するための具体的な施策について理事会や教授会で議論しているか。

◇ 建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標についての特

記事項

(1) 以上の評価項目以外に建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標について努力している事項。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

評価領域Ⅱ

△ 教育の内容

認証評価機関としての短期大学基準協会の最大の特徴は、教育面における評価を重視していることである。評

価領域として教育の内容、教育の実施体制及び教育目標の達成度と教育の効果の三つを掲げているのはその証左であり、多様な学生のニーズと現状を踏まえた教育内容・方法を提供し教育目標を達成すること、また確実に教育実績や教育効果を積み上げていくことが肝要である。

短期大学の教育内容は、その教育理念・目標を実現するために適切な教育課程が体系的に編成され、学生の主体的な学習の機会が保障されるとともに、日常的な授業内容や教育方法において必要な工夫や改善が行われ、効果的な学習が展開されるものでなければならない。

教育課程の体系的編成では、教養教育や専門教育が教育理念に沿ったものであり、科目区分や授業形態など必要な履修上の工夫とともに、適切な教員配置が求められる。他方、授業内容や教育方法においては、授業計画としてのシラバスあるいは授業の概要を示した講義要項の利用や教育の効果を高めるための工夫・改善が求められる。

こうした教育の内容は、学問の進展や社会の発展に応じて常にその妥当性を検証し、組織的な改革・改善へと

結びつける必要があり、各短期大学にはそうした努力が求められる。

**【評価項目一】 教育課程が体系的に編成されていること**

● 評価の観点

- (1) 設置する学科・専攻（以下「学科等」という。）の教育課程には建学の精神や教育理念が反映され、またその内容はそれぞれの学科等の教育目的や教育目標に基づいたものであるか。
- (2) 設置する学科等の教育課程には教養教育への取組みがなされているか。
- (3) 設置する学科等の教育課程は短期大学の専門教育として十分な内容を備えているか。
- (4) 設置する学科等の教育課程の主要な科目に専任教員が適切に配置されているか。
- (5) それぞれの授業は短期大学にふさわしい内容とレベルを有しているか。
- (6) それぞれの授業の単位認定と評価は適切に行われているか。
- (7) 設置する学科等の教育課程改善への意欲は十分か。また教育課程改善への組織的な対応はなされているか。

**【評価項目二】 教育課程が学生の多様なニーズに応えるものとなっていること**

● 評価の観点

- (1) 設置する学科等の教育課程には免許・資格等の取得への配慮がなされているか。
  - (2) 設置する学科等の教育課程の授業形態（講義、演習、実験・実習等）はバランスがとれているか。
  - (3) 設置する学科等の教育課程は必修と選択のバランスが適切であり、また選択科目は学生に選択の自由を保障しているか。
  - (4) それぞれの授業内容に応じたクラス規模は適当であるか。
  - (5) 設置する学科等の卒業要件は適切であり、その要件は学生に理解しやすい表現となっているか。
  - (6) それぞれの授業について学生は意欲を持って履修できるように工夫しているか。
- 【評価項目三】 授業内容、教育方法及び評価方法が学生に明らかになっていること**
- 評価の観点
- (1) シラバスあるいは講義要項等が作成され、事前に学生に配付されているか。また学生は活用しているか。

(2) シラバスあるいは講義要項等は授業の概要を示す十分な内容を有しているか。また学生に理解しやすい表現になっているか。

(3) それぞれの授業には教科書、参考書等が用意され、また参考文献等が示されているか。

#### 【評価項目四】 授業内容、教育方法に改善への努力がみられ

るか

##### ● 評価の観点

(1) 学生による授業評価が定期的に行われ、その評価結果が授業改善のために活用されているか。

(2) 短期大学全体の授業改善（FD活動等）への取組みは活発か。また授業改善のための組織等が設置され活発に活動しているか。

(3) それぞれの授業の担当教員は授業改善への意欲を持っているか。

(4) 授業担当者間での意思の疎通、協力・調整はなされているか。また兼任教員（非常勤講師）との意思の疎通はなされているか。

(5) 授業改善や教員の能力開発のための経費は準備されているか。

(6) 授業改善を支援する職員の研修（SD活動等）は、

定期的に行われているか。

#### ◇ 教育の内容についての特記事項

(1) 以上の評価項目以外に教育の充実について努力している事項。（例えば、他の教育機関との単位互換制度、習熟度別授業、情報・メディア教育、国際理解教育、海外研修制度、インターンシップ、女子教育の伝統の継承と発展への取組みなど）

(2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

#### 評価領域Ⅲ

##### ∧ 教育の実施体制 ∨

教育の内容を効果的に展開する上で重要な役割と責任を担うのが教員であり、組織体としての教員組織であることはいうまでもない。また教育を効率よく遂行していくためには、短期大学の校地・校舎の立地条件や施設・設備その他の教育環境の整備・活用が必要である。特に教育・研究の中心となる施設である図書館あるいは学習資源センターの整備は重要である。

教員組織は、短期大学の学科・専攻ごとに開設された

教育課程を展開する上で必要な教員数を確保するとともに、適切かつ妥当な教員資格を有し、教育支援者としての助手や補助職員等を含めて明確な選考基準によって任用され、効果的に配置される必要がある。教育環境は、教員の教育研究活動を活性化させると同時に、多様な学生の幅広い教育研究活動を支援する観点からその整備・活用が図られなければならない。また、図書館や学習資源センターは、質的にも量的にも適切な水準の図書・学習用器材・AV資料・情報等を有するとともに、地域社会への発信を含めて開かれた幅広い利用を促進することが大切である。

こうした教育の実施体制を維持しながら、短期大学は、さらにその教育水準の向上を図るために、学生の授業評価や教員間の評価、教職員のFD活動・SD活動等を通じて教育改善への努力を積極的に行うことが求められる。

### 【評価項目一】教員組織等が整備されていること

#### ● 評価の観点

- (1) 設置する学科・専攻は、短期大学設置基準（以下「設置基準」という。）の教員数の規定（教授数を含む）を充足しているか。

- (2) 教員は学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学の教員にふさわしい資格と資質を有しているか。

- (3) 教員の採用、昇任はその選考基準等が整備され適切に行われているか。

- (4) 教員の年齢構成はバランスが取れているか。

- (5) 教員は、(a) 授業担当、(b) 研究活動、(c) 学生指導、(d) その他教育研究上の業務に意欲的か。

- (6) 助手、補助職員等が確保され、教育活動等に機能しているか。

- (7) 教育実施にあたる責任体制は確保されているか。

### 【評価項目二】教育環境が整備・活用されていること

#### ● 評価の観点

- (1) 短期大学が保有する校地の面積は設置基準の規定を充足しているか。また校地は教育環境として適切に整備されているか。

- (2) 短期大学が保有する校舎の面積は設置基準の規定を充足しているか。また校舎は授業や学生生活のために常に整備され快適な環境となっているか。

- (3) それぞれの授業を行うにふさわしい講義室、演習室、実験・実習室を十分に用意しているか。

- (4) 情報機器を設置するパソコン教室、マルチメディア教室、L1教室、学生自習室等は整備されているか。
- (5) 授業用の機器・備品についてその整備システムが確立しているか。また、それぞれの授業を行うための機器・備品は十分に備わっているか。
- (6) 短期大学が保有する校地と校舎は学生や教職員の安全性に配慮しているか。また障害者に対応したものとなっているか。

- (7) 適切な広さの運動場、体育館を有しているか。

**【評価項目三】 図書館もしくは学習資源センター等が整備されていること**

● 評価の観点

- (1) 図書館（以下、学習資源センター等を含む）の蔵書数、学術雑誌数、A V資料数及び座席数等は、在籍学生数に比し適当か。

- (2) 図書館の広さは充分であり、その環境は適切に整備されているか。また蔵書数の増加等、将来に備えたものとなっているか。

- (3) 年間の図書（以下、学術雑誌、A V資料等を含む）購入予算は充分か。また購入図書選定システムや廃棄システムは確立しているか。

- (4) 図書館には学生が利用できる参考図書、関連図書は十分に備えられているか。

- (5) 司書数、司書の能力、図書検索システムなどを含む、図書館のサービス体制は充分か。

- (6) 学生の図書館利用を活発にするための努力は行っているか。

- (7) 学内外への情報発信、他の図書館との相互利用活動など、図書館活動は活発か。

◇ 教育の実施体制についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に教育の実施体制について努力している事項。（例えば、外国人教員の採用、授業の公開、学習評価活動など）

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

**評価領域Ⅳ**

△ 教育目標の達成度と教育の効果▽

短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実的生活中に必要な能力を育成することを目的としている。開かれた高等教育機関としての短期大学は、この目的に

向けてそれぞれの具体的な教育目標の実現を図るとともに、その効果を広く国民や社会に公表する社会的使命を負っている。

教育の効果は、各短期大学における教育目標の達成度と学生の卒業後の評価という二つの視点からとらえることができる。教育目標の達成度の視点からは、単位認定方法や成績評価の適切性や単位取得状況の妥当性あるいは卒業率・就職率、資格取得率、編入学状況、卒業後の活動などが判断される必要がある。

他方、学生の卒業後評価の観点からは、卒業生の就職先からの評価や卒業生・同窓生からの評価、編入校からの評価を含むものであり、それによって教育実績や教育効果が全体として適切に判断される必要がある。各短期大学にはそうした取組みへの努力が求められる。

### 【評価項目一】教育目標の達成への努力がみられること

#### ●評価の観点

- (1) それぞれの授業の単位認定の方法（試験、レポートや制作物の提出等）は適切か。また単位の取得状況は  
適切な範囲であり、担当教員による学習評価は適切に行われているか。

- (2) 担当教員は、授業終了後の学生の満足度に配慮しているか。

- (3) 退学、休学、留年等の学生の全体の学生に占める状況は適切な範囲か。またそれらの学生に対するケアは充分か。

- (4) 資格取得の取組みと実績は充分であるか。
- (5) 編入学希望に対応しているか。

### 【評価項目二】学生の卒業後評価への取組みの努力がみられること

#### ●評価の観点

- (1) 専門就職（学習した分野に関連する就職）の割合は充分か。
- (2) 卒業生の就職先からの評価について意見を聴取しているか。

- (3) 教育の実績や効果を確認するために卒業生との接触、同窓会との連携等が行われているか。

- (4) 編入先からの評価について意見を聴取しているか。

### ◇教育目標の達成度と教育の効果についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に教育目標の達成度と教育の効果について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価

の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

## 評価領域 V

### △学生支援▽

短期大学は、学生への教育とともに、学生生活に対する幅広い支援が求められる。学生支援は、学生の本務である学習の活性化を促すと同時に、個性豊かな人間性を涵養する上で不可欠なものであり、入学から卒業に至るすべてのプロセスにおいて必要かつ適切な措置が講じられなければならない。

入学に関する支援では、短期大学の理念・目標を反映した入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）の明示をはじめ、入学者選抜方法の多様化及び公正な入学者選抜の実施や、入学後に行われるきめ細かなオリエンテーションなどが求められる。また、学生の学習支援では、適切かつ効果的な履修ガイダンスのほか、学習上の問題や悩みを有する学生に対する指導助言体制とそれにふさわしい措置などが求められる。

学生生活支援は、課外活動や行事、学生サービス（保健管理・カウンセリング、学生食堂、学生寮、下宿、奨

学金等）、安全対策あるいは緊急対応（危機管理）といったように多岐にわたっているが、その明確な支援体制と適切な条件整備の確立が必要である。就職や進学などの進路支援では、就職及び進学のための支援体制づくりと必要な措置が求められる。

このほか、留学生や社会人あるいは障害者に対する特別な支援策が求められる、そのためには学生及び教職員全体の理解と協力が不可欠となる。

### 【評価項目一】入学に関する支援が行われていること

#### ●評価の観点

- (1) 短期大学案内には建学の精神・教育理念や教育目的・教育目標、望ましい学生像等が明示されているか。
- (2) 募集要項には入学者選抜の方針、多様な選抜方法（推薦、一般、AO選抜等）が分かりやすく記載されているか。
- (3) 広報もしくは入試事務の体制が整備され、受験生の問い合わせ等に対して適切に対応できているか。
- (4) 多様な選抜が公正かつ正確に実施されているか。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供できているか。

- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションは適切に行われているか。

【評価項目二】学習支援が組織的に行われていること

●評価の観点

- (1) 特に学習の動機づけに焦点をあわせた学習や科目選択のためのガイダンス等が適切に行われているか。
- (2) 学生便覧等、学習支援のための印刷物が発行されているか。またそれらの印刷物は学生に理解しやすいものとなっているか。

- (3) 基礎学力が不足する学生に対し、補習授業等の学習支援に対する組織的な取組みに努めているか。
- (4) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制が整備されているか。
- (5) 進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っているか。

【評価項目三】学生生活支援体制が整備されていること

●評価の観点

- (1) 生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）が整備されているか。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会などに、学生が主体的に参画する活動が活発に行われ支援体制も確立しているか。

るか。

- (3) 休息空間、保健室、学生相談室、食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティへの配慮は充分か。
- (4) 宿舍が必要な学生に適切な支援（学生寮、宿舍の幹旋等）は行われているか。また通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）は図られているか。
- (5) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度は用意されているか。
- (6) 学生の健康管理、メンタルケアやカウンセリングの体制は整っているか。
- (7) 学生個々の記録が作成されているか。またその記録は適切に保管されているか。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めているか。

【評価項目四】進路支援が行われていること

●評価の観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織が整備され適切に活動しているか。
- (2) 就職支援室等が完備され、学生に必要な情報が提供できているか。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策などの支援はなされているか。

(4) 就職内定率（三月三十一現在）は十分な水準か。

(5) その他、進学、留学に対する支援は充分になされているか。

【評価項目五】多様な学生に対する特別な支援が行われていること（例：留学生・社会人・障害者・長期履修生等）

● 評価の観点

(1) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制は整っているか。

(2) 社会人学生の学習を支援する体制は整っているか。

(3) 障害者の受入れが可能な施設を整備する等、障害者への支援体制は整っているか。

(4) 長期履修生を受入れる体制は整っているか。

◇ 学生支援についての特記事項

(1) 以上の評価項目以外に学生支援について努力している事項。（例えば、学生の個人情報保護への取組み、成績不良者への支援、長期欠席者に対する援助、学生に対する表彰制度など）

(2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

評価領域 VI

△ 研究▽

短期大学は、基本的には教育機関であり、教員にとつては研究の場でもあるが、教員の研究の中心は教育にあつて、研究は教育の基礎として位置づけられなければならない。したがって、いたずらに教員の研究志向を促したり、研究業績主義に陥つたりすることは、短期大学の教育機能の低下を招くだけでなく、基準協会のめざす教育重視の評価そのものを歪めることになる。

教員の研究活動状況については、個々の教員の研究活動をみることに限らず、複数あるいは学科・専攻ごとのグループ研究や短期大学全体としての活動状況を把握することが大切である。また、研究実績とその公開はもとより、特に教員の担当授業科目に関する研究の取組み方法や実践成果が重視される必要がある。

教員の研究活動を活性化させるための条件整備も大切であり、相当の研究費や適切な研究施設・整備、さらには適当な時間的確保にも配慮する必要がある。

【評価項目一】 教員の研究活動が展開されていること

● 評価の観点

- (1) 教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は成果をあげているか。
- (2) 教員各個人の研究活動の状況が公開されているか。
- (3) 科学研究費補助金等の申請・採択、研究費の外部からの調達は実績があがっているか。

- (4) 教員あるいは教員グループの担当授業科目に関する研究や教育実践及びその成果についての報告が奨励されているか。

【評価項目二】 研究活動の活性化のための条件整備が行われていること

● 評価の観点

- (1) 教員の研究に係る経費の支出は充分か。また研究経費についての規程が整備されているか。
- (2) 教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）は確保されているか。
- (3) 教員の研究に係る機器、備品、図書等は充分か。
- (4) 教員が研究を行うにふさわしい教員室、研究室または研修室が整備されているか。
- (5) 教員には研究日（研修日）等、教員が研究を行うに

十分な時間の確保に配慮がされているか。

◇ 研究についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に研究について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

評価領域 VII

△ 社会的活動 ▽

短期大学は、教育及び研究とともに地域社会を含む社会的活動を重要な使命としている。その発展の歴史からみれば、短期大学は、四年制大学以上に地域社会との関わりを強くもっているといえる。近年の生涯学習の高まりの中で、短期大学が地域の生涯学習機関の中核的な役割を果たすことが要請されており、そのため教育理念や教育目標との関係において社会的活動に対する明確な意味づけを行うとともに、社会人の受け入れやリカレント教育、地域連携等の推進策を検討し、実践に結びつけていく努力が必要である。また、学生の地域活動や地域貢献、ボランティア活動などを積極的に促進させ、これら

の社会的活動を適切に評価していくことも求められる。

さらに、短期大学は、その理念・目標との関係において、地域社会に対する社会的活動のみならず、国際化やグローバル化といった社会的変化に対応した国際交流・協力にも取り組むことが求められる。

なお、こうした地域貢献や社会貢献に関する評価においては、短期大学が立地する地域的特性や社会的環境の差異を十分に考慮して行うことが大切である。

#### 【評価項目一】 社会的活動への取組みが推進されていること

##### ● 評価の観点

- (1) 社会的活動についての位置づけが明確にされているか。
- (2) 社会人の受け入れに対して意欲的か。
- (3) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施しているか。

- (4) 地域社会の行政、商工業、教育機関、文化団体等と効果的な交流活動を行っているか。

#### 【評価項目二】 学生の社会的活動を促進していること

##### ● 評価の観点

- (1) ボランティア活動等を通じて地域社会に貢献してい

るか。

- (2) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価しているか。

#### 【評価項目三】 国際交流・協力への取組みの努力がみられること

##### ● 評価の観点

- (1) 留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）に対して意欲的か。
- (2) 海外教育機関等との密接な双方向的交流を継続しているか。
- (3) 教職員の留学、海外派遣、国際会議出席等は活発か。

#### ◇ 社会的活動についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に社会的活動について努力している事項。（例えば、高大連携など他の教育機関との連携への取組み、その他の社会的活動、日本語教育体制等）
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

△管理運営▽

短期大学の管理運営は、広い意味では教育、研究及び社会サービスのすべての機能に関わる内部組織の管理や、組織を構成する人的・物的要素に係る管理のほか、財務管理やマーケティング等も含むものと考えられる。

しかし、ここでは短期大学の内部組織としての法人組織をはじめ、教員組織としての教授会、事務組織及び人的要素としての人事管理という範囲においてこれをとらえる。

管理運営については、教育、研究の一体的で効率的な活動の実現をめざして、学内外の意見にも十分に耳を傾けつつ、自主的・自律的に運営できるような体制を確立する必要がある。そのためには、最高意思決定機関としての理事会の適切な運営をはじめ、理事長・学長を中心とする執行機関による指導性の確立、管理運営に係る機関相互の機能的な役割分担の明確化、教授会における教員に関する審議プロセスや手続きの適切性と合理化のほか、事務部門における組織の整備及び人的・物的整備や管理の適正化などが図られなければならない。また、人

事管理においても、規程の整備とともに適切な運用及び全学的な協調の確保が求められる。

【評価項目一】理事会等の学校法人の管理運営体制が確立していること

●評価の観点

- (1) 学校法人の運営全般に理事長のリーダーシップが適切に発揮されているか。
- (2) 理事会は寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されているか。
- (3) 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っているか。
- (4) 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催され、理事会の諮問機関として適切に運営されているか。
- (5) 理事の構成に著しい偏りがないか。

—公立短期大学の場合—

【評価項目一】大学全体の管理運営システムについて

●評価の観点

- (1) 学長、教員等の選考は適切か。
- (2) 大学運営の意思決定は適切か。
- (3) 設置者との合意を図るシステムができていないか。

- (4) 外部の意見を取り入れる仕組みはできているか。
- (5) その他大学全体の管理運営体制と執行は適切か。また今後の改善事項はあるか。

### 【評価項目二】 教授会等の短期大学の運営体制が確立しているか

№1112

#### ● 評価の観点

- (1) 短期大学の運営全般に学長のリーダーシップが適切に発揮されているか。
- (2) 教授会は学則等の規定に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議（諮問）機関として適切に運営されているか。
- (3) 学長もしくは教授会のもとに教育上の委員会等が設置され、規程に基づいて適切に運営されているか。

### 【評価項目三】 事務組織が整備されていること

#### ● 評価の観点

- (1) 短期大学の事務部門の規模は適当か。また事務職員の内用は適切に行われているか。
- (2) 短期大学の事務部門は事務諸規程等を整備し、それらの規程に基づいて適切に業務を行っているか。
- (3) 事務処理のための事務室、情報機器、施設・備品等

は整備されているか。

- (4) 決裁規程に従って決裁処理が適正に行われているか。また公印や重要書類・データの管理、防災対策、情報システムのセキュリティ対策は適切か。

- (5) 事務職員及びその組織は学生から支持され信頼されているか。

- (6) 事務部門にSD活動等を行う組織を設け、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力しているか。具体的には事務職員の能力開発、事務能力の向上のため内部研修、外部への研修が活発に行われているか。

### 【評価項目四】 人事管理が適切に行われていること

#### ● 評価の観点

- (1) 学校法人は教職員の就業に関する規程（就業規則、給与規程等）を整備し、それらを教職員に周知するとともにそれらの規程に基づいて適正に処理しているか。
- (2) 学校法人（理事長、理事会）と教職員は、互いの立場を尊重しつつ協力する体制が整っているか。
- (3) 教員と事務職員が互いの立場を尊重しつつ緊密に連携する雰囲気醸成されているか。
- (4) 教職員の健康管理、就業環境の改善、就業時間の順守等は配慮されているか。

(注) 公立短期大学については、上記(1)及び(2)の学校法人等の用語は、設置者(又は学長)等に読み替える。

#### ◇管理運営についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に管理運営について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現(達成)できない事項。

#### 評価領域Ⅹ

##### △財務▽

財務運営では、将来のビジョンを目指した中・長期計画に基づいて翌年度の事業計画及び予算編成方針を策定し、学校法人及び短期大学の建学の精神による基本方針を基に各部門との調整を行い、総合予算を編成し、各部門に伝達する。予算執行状況のチェック、財務部門の職務分掌など内部統制制度の整備に努めるとともに、監事の監査機能の有効性を高め、公認会計士監査における指摘事項があれば改善策を検討し、監事との連携を図ることが必要である。また改正私立学校法に基づく情報公開のあり方について検討を進める。

財務体質は、教育研究の質の向上に多大な影響を与える。一方、定員の充足率と教育水準の維持向上が財務体質の強化につながることは言を俟たない。財務体質の現況を把握するために、学内外の情報を収集し、過去三ヶ年にわたる財務分析と学科別等の収支状況、入学者と在籍者の分析及び進路分析等の統計資料を整備する必要がある。同時に貸借対照表の資産、負債の状況とその改善についても常に留意する。

施設設備、物品の管理は、固定資産管理規程等、財務諸規程の整備と見直し、さらにはこれらの台帳管理と点検を適時に行い、財産目録等との整合性をはかることが肝要である。さらに、コンピュータシステムのセキュリティ対策等の危機管理を含め、災害、防犯等に対処する施設設備の整備と運用の点検が重要である。

#### 【評価項目Ⅰ】財務運営が適切に行われていること

##### ●評価の観点

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定しているか。また、決定した事業計画と予算は速やかに関係部門に伝達しているか。

(2) 年度予算は、適正に執行されているか。日常的な出納業務は円滑に実施され、所管担当責任者を経て理事長に報告されているか。

(3) 決算終了後の計算書類、財産目録等は、法人の経営状況及び財政状態を適正に表示しているか。これに係る監事の機能は有効に働いているか。また、公認会計士の監査意見への対応は適切か。

(4) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用については、資産等の管理台帳、資金出納簿などに適切な会計処理に基づいて記録され、安全かつ適正に管理されているか。また、寄付金の募集及び学校債の発行は適正か。

(5) 月次試算表が毎月適時に作成され、財務担当責任者を経て理事長に報告されているか。

(6) 改正私立学校法の規定に基づき、財務情報を適切に公開しているか。

### — 公立短期大学の場合 —

#### 【評価項目一】財務運営について

##### ● 評価の観点

(1) 中、長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられているか。

(2) 歳出予算は適切に執行され、効率的に使われているか。

るか。

(3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切か。

(4) 歳入歳出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われているか。

(5) 内部、外部の監査は行われているか。

#### 【評価項目二】財務体質が健全であること

##### ● 評価の観点

(1) 学校法人及び短期大学の経営の状況（資金収支及び消費収支）は、評価を受ける過去三ヶ年にわたり均衡しているか。消費収支計算における収入超過または支出超過の状況について、その理由を把握しているか。

(2) 学校法人の財政状態（貸借対照表）は健全に推移しているか。短期大学の経営状況が法人の財政にどのような影響を与えているかを把握しているか。

(3) 短期大学の永続を可能とする学校法人の資金は、健全に維持されているか。余裕資金については、将来計画を見込んで目的別に引当資産化しているか。単に現金のみに留保資金が集中していないか。

(4) 短期大学の教育研究経費は、評価を受ける過去三ヶ年の平均が帰属収入の二〇％程度を超えているか。短

期大学に係る教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての配分は適切か。

(5) 財務体質は定員充足率いかにかかっており、過去三ヶ年の平均及び直近年度の充足は妥当か。過去三ヶ年の収容定員充足率に相応した財務体質を維持しているか。

### — 公立短期大学の場合 —

#### 【評価項目二】 財務体質について

##### ● 評価の観点

- (1) 一般財源の中に占める短期大学経費の割合、支出水準は適切か。
- (2) 専任教員及び学生一人当りの経常費は適切か。
- (3) 民間資金等外部資金の導入に努力しているか。
- (4) 授業料の額は適正か。また、歳入は予定通りか。
- (5) 地方交付税の基準財政需要額の教育費に対する単位費用は適切か。

#### 【評価項目三】 短期大学に必要な施設設備が整備され、その管理が適切に行われていること

##### ● 評価の観点

- (1) 固定資産管理規程、図書管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等の財務諸規程を含め整備し、施設設備、

物品（消耗品、貯蔵品等）を適切に管理しているか。

(2) 施設設備の維持管理について、火災等災害対策、防犯対策、避難対策に対処した整備及び定期的な点検訓練がなされているか。コンピュータシステムのセキュリティ対策は適切か。

(3) 施設設備の維持管理において、省エネ・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされているか。

#### ◇ 財務の管理についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に財務管理について努力している事項があれば記述して下さい。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できないときは、その事由や事情を記述して下さい。

### 評価領域 X

#### △ 改革・改善 ▽

短期大学は、常に自らの点検・評価を通じて、その教育と研究の水準の向上を当該短期大学が社会や学生のニーズに応じるための教育・研究活動の改革・改善によって実現することが求められる。そのためには、自己点検・評価を

恒常的に行うための組織体制や実施手続きが確立され、同時に点検・評価の結果を新たな充実・改善に結びつける学内システムの構築に向けた努力も行われなければならない。

また、法律に基づく第三者評価の他に、先導的に試行・実践してきた短期大学同士が相互に評価し合う「相互評価」についても尊重される必要がある。この相互評価は、それぞれの自己点検・評価の客観性・妥当性を相互に確認する作業として、また短期大学の存在意義を広く国民や社会にアピールする共通の努力として、今後さらに広範な展開が期待される。

#### 【評価項目一】自己点検・評価活動の実施体制が確立しているか

##### ●評価の観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、定期的に自己点検・評価を行っているか。
- (2) 定期的に自己点検・評価報告書が公表されているか。

#### 【評価項目二】改革・改善のためのシステム構築への努力がみられること

##### ●評価の観点

- (1) 自己点検・評価活動には出来るだけ多くの教職員が

関与するよう配慮されているか。

- (2) 自己点検・評価の成果を出来るだけ活用するよう配慮しているか。

#### 【評価項目三】相互評価（独自に行う外部評価を含む。以下、評価の観点も同じ）への取組みに努力していること

##### ●評価の観点

- (1) 前の第三者評価から今回までの間に相互評価を実施したか。
- (2) 相互評価のための規程及び組織を整備し、定期的に相互評価を行っているか。
- (3) 相互評価の成果を出来るだけ活用するよう配慮しているか。

#### ◇改革・改善についての特記事項

- (1) 以上の評価項目以外に改革・改善について努力している事項。（例えば、教員及び職員に対する研修の実施など）
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の評価項目及び評価の観点の求めることが実現（達成）できない事項。

#### ∧\*\*将来計画の策定（自由記述欄）∨

# 短期大学基準協会が実施する 第三者評価（認証評価）

## Q & A

平成十七年二月 短期大学基準協会<sup>※</sup>

このQ&Aは、これまでに寄せられた第三者評価（認証評価）に関する主な質問を基に作成したものです。

### ◆目次

#### 一. 会員、会費、評価料について

- Q 1-1. 短期大学基準協会の会員としてのメリットは何か。…………… 49
- Q 1-2. 会費納入は、平成十七年度からとのことだが、毎年何月に納入するのか。また、評価料は、評価年度の何月ころ納入することとなるのか。…………… 49
- Q 1-3. いつまでに会員校になればいいのか。会員になつて七年以内に評価できないことがあるのか。また、会員以外は評価を受けられないのか。…………… 50
- Q 1-4. 各認証評価機関の評価料の額如何。…………… 50

#### 二. ALO、評価員（候補者）について

- Q 2-1. 評価員の委嘱を受けた者が、評価員の仕事として学外に出向く場合、所属短期大学での扱いはどのようにすればいいのか（出張手当など）。…………… 50
- Q 2-2. 四年制大学へ改組し、来年度の短大生の卒業をもって短期大学は廃止の予定である。この場合、評価員候補者の推薦は必要か。…………… 51
- Q 2-3. 四年制大学の教員が短期大学を併任している場合、評価員候補者として推薦してよいか。…………… 51
- Q 2-4. 評価員の守秘義務はどの程度と考えればいいのか。第三者の評価結果のよいところを自学に採り入れたいとした場合はどうか。…………… 51

※掲載稿は、当時のものです。最新のものは、財団法人短期大学基準協会のWEBサイト (<http://www.tankikyo.jp>) をご参照ください。

Q 2-5. 小規模短大の評価チームは三人でもよいので

はないか。五人とする根拠はあるのか。……………

51

Q 2-6. 評価員選定にあたり、専門分野を考慮して配

置するのか。……………

52

Q 2-7. 評価員はどのようなスタンスで評価に臨めば

いいのか。……………

52

Q 2-8. 協会の求めるALO像を説明されたい。……………

52

Q 2-9. 評価員の選定にあたり、内々に評価員候補者

の都合は全く考慮されないのか。……………

53

### 三. 第三者評価全般について

(要綱、評価基準、組織体制、スケジュール等)

Q 3-1. 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、

財務に関わる基準を充たしがたい短期大学が

増加することも予想されるが、短期大学基準

協会はどのような評価を考えているのか。……………

53

Q 3-2. 短期大学基準協会と他機関の評価と異なる特

色を示されたい。……………

54

Q 3-3. 「達成度評価の性格を重視」とは、どういう

意味か。各短大の目標によって適格の基準が

異なるということか。……………

54

Q 3-4. 大学(学部)と短期大学について、同時に評

価を受けることは可能か。……………

55

Q 3-5. 適格、不適格と判定されるまでのプロセスを

示されたい。また、評価は七年に一回である

が、「保留」になった場合、七年間保留なの

か。七年よりも短いスパンで行われる再審制

度をつくっていただきたい。……………

55

Q 3-6. 不適格となる短大について、どのような指導

を行うのか。……………

56

Q 3-7. 第三者評価を受ける場合、過去の自己点検・

評価報告書は必要なのか。……………

56

Q 3-8. 「評価の観点」すべてについて答えなければ

ならないのか。……………

56

Q 3-9. 通信教育部や専攻科も評価するのか。……………

57

Q 3-10. 評価チーム内で評価が分かれた場合は、評価

チーム責任者の責任において、第三者評価委

員会(分科会)に報告することとなるのか。……………

57

Q 3-11. 十七年度に申請するということは、評価を受

ける年度は平成十八年度と考えてよいか。……………

57

#### 四. 自己点検・評価報告書の作成について

- Q 4-1. 「自己点検・評価報告書作成マニュアル」中に過去三ヶ年のデータを求めているが、これは単年度の報告書を作成するのか、それとも三年分のデータを盛り込んだ一冊の報告書（三年に一回の発行）でも可なのか。……………57
- Q 4-2. 大学を併設しているため、自己点検・評価報告書は大学と短期大学の個別の評価と併せて評価したものを一冊にまとめて記載して作成したいが、それは可能か。……………58
- Q 4-3. 自己点検・評価報告書のページ数及び資料の量についてガイドラインはあるか。また、自己点検・評価報告書の提出部数と提出先はいかがか。……………58
- Q 4-4. 研究業績が過去三ヶ年分とあるが、学内の担当により業績を書けないときがある。それをどう考えるか。……………58
- Q 4-5. 自己点検・評価報告書は従来より短大独自で作成しているが、第三者評価を受けるための自己点検・評価報告書と二種類の報告書を作成することになるのか。……………58

#### 五. 評価結果の公表について

- Q 5-1. 短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価結果で「基準を満たしていない短期大学」として社会に公表されるのか。……………59
- Q 5-2. 「保留」はいつ公表されるのか。……………59
- Q 5-3. 作成された自己点検・評価報告書は公表されるべきと思うが、短期大学基準協会はそれを保存し、一般に公開する計画はあるか。アクレディテーションするのみだけでは責任を十分に果たしていないと考える。……………59
- Q 5-4. 短期大学基準協会から適格認定を受けたとき、広報活動の一環として公表してよいか。……………60

#### 六. その他

- Q 6-1. 第三者評価が実施されれば、相互評価は不要かと思っていたが、相互評価の意義をもう一度説明してほしい。……………60
- Q 6-2. 単年度に評価希望校が集中した場合はどうなるのか。また、そのために評価年度が変更された場合、再申請となるのか。……………60

## 一、会員、会費、評価料について

### Q 1-1

短期大学基準協会の会員としてのメリットは何か。

#### A

本基準協会が行なう第三者評価においては、「短期大学関係者による評価」を大きな特色としています。

この趣旨は、短期大学を評価するにあたっては、短期大学の教育等の内容について、十分に理解できる評価員が必要であり、それには、本協会発足時から共に歩んできた会員校の関係者が最もふさわしいと考えたからです。

このような、「短期大学関係者による評価」を行うことによって、①短期大学教育の向上・充実、②短期大学人による「評価文化」の育成を図ることこそが、会員としての最大のメリットと考えます。

また、従来から実施している、会員校が行う「自己点検評価」や会員校相互で行う「相互評価」を促進・支援すること、短期大学に関する各種調査結果を提供すること、本基準協会が収集している会員短期大学の諸情報（学則、学内諸規程、大学要覧、入学案内等）

### Q 1-2

の閲覧に供すること等を通じて、さらに会員短期大学へのサービスの向上に努めたいと考えています。

会費納入は、平成十七年度からとのことだが、毎年何月に納入するのか。また、評価料は、評価年度の何月頃納入することなのか。

#### A

現在、日本私立短期大学協会の会費は、毎年の春季総会で会費分担基準を承認された後に、前年度の学生数を基礎とした会費を各会員校に請求し、五月末日までに納入していただいております。

短期大学基準協会の会費についても、日本私立短期大学協会と同時期を想定していますが、十七年度の春季総会は五月十七日開催となりましたので、例年よりは若干遅くなることも考えられます。

なお、学生数を正確に把握するために、当該年度の学生数調査を実施することも考えていますが、財団法人として独立する本基準協会財源の早期確保の必要性もありますので、これについては今後検討させていただきます。

評価料については、会費納入時期と同時期が適当と  
考えておりますが、これも今後検討したうえで、別途  
連絡いたします。

## Q 1-3

いつまでに会員校になればいいのか。会員  
になって七年以内に評価できないことがあ  
るのか。また、会員以外は評価を受けられ  
ないのか。

A

発足する予定の財団法人短期大学基準協会は、「会  
員制」を採用します。現在、財団法人となるための準  
備をしているところで、その許可を得次第、当  
該短期大学の評価を受ける年度に拘らず、十七年度か  
らの会員登録の手続きをとることになります。

また、本基準協会は、評価を希望する短期大学のす  
べてについて、その周期内に評価を実施します。

なお、会員以外の短期大学についても評価を行いま  
すが、その場合には、評価料に加えて会費相当額の納  
入等、会員と同等の負担をしていただくこととしてお  
ります。

## Q 1-4

各認証評価機関の評価料の額如何。

A

短期大学を評価する評価機関は、現在、短期大学基  
準協会と大学評価・学位授与機構の二機関です。

短期大学基準協会の評価料は、会員の場合、一〇〇万  
円、会員以外の場合、一六〇万円です。

大学評価・学位授与機構の評価料は、基本費用  
一六〇万円に一学科あたり二〇万円を加えた額を予定  
していると聞いています。

## 二. ALO、評価員（候補者）について

評価員の委嘱を受けた者が、評価員の仕事  
として学外に出向く場合、所属短期大学で  
の扱いはどのようにすればいいのか（出張  
手当など）。

A

所属短期大学において校務としての扱いが望ましい  
と考えますが、出張手当については、原則として、所  
属短期大学で負担願います。

なお、訪問調査の際の旅費等については、評価を受ける短期大学が負担することとしております。

## Q 2-2

四年制大学へ改組し、来年度の短大生の卒業をもって短期大学は廃止の予定である。この場合、評価員候補者の推薦は必要か。

A

評価員は、基本的には、評価を受ける予定のある短期大学から推薦していただくこととしていますので、

この場合は、候補者の推薦の必要はありません。

なお、本協会では毎年、評価員候補者の研修会を実施しますが、この研修会に参加して、大学を含めた教育の向上・充実に役立てることは意義のあることです。短期大学がこのように考える場合などは候補者を推薦しても差し支えありません。

## Q 2-3

四年制大学の教員が短期大学を併任している場合、評価員候補者として推薦してよいか。

A

基本的には短期大学の専任教員を評価員候補者として推薦していただきたいと考えています。ただし、ど

うしても短期大学の専任教員が推薦できないという場合は、四年制大学の専任教員で短期大学教育等に何らかの形で関与し評価員としてふさわしい方を推薦していただくことも可能と考えております。

## Q 2-4

評価員の守秘義務はどの程度と考えればいいのか。第三者の評価結果のよいところを自学に採り入れたいとした場合はどうか。

A

第三者評価は、公正・公平に行われなければなりません。このため、評価員が知り得た評価校の情報については、評価員に守秘義務を課すこととしております。なお、例えば、公表されても差し支えないと考えられる情報を自大学で説明したい場合等は、当該評価校の了解を得る必要があると考えます。

## Q 2-5

小規模短大の評価チームは三人でもよいのではないか。五人とする根拠はあるのか。

A

第三者評価（認証評価）は新たに法律で定められた制度で、評価に当たっては法令に基づいた評価基準を定

めて行うことなどが求められます。このため、本基準

協会では、評価を的確、適切に行うために、原則として一校当たり五人の評価員からなる評価チームを編成することとしました。評価基準においては、一〇の領域について幅広く評価を行うこととしていることや、

この評価が初めての実施ということ等を勘案して、少なくとも一巡目（平成十七年度評価）平成二十二年度評価）はこの人数で行いたいと考えております。

なお、短期大学の規模に応じて、評価員一人の増減を可能としているところです。

## Q 2-6

**評価員選定にあたり、専門分野を考慮して配置するのか。**

**A** 評価チーム編成に際しては、なるべく専門分野を考慮しますが、地域によっては、必ずしも同一の専門分野の評価員を確保できない場合もあります。

なお、この第三者評価は、短期大学という機関を評価単位として総合的に評価するもの（機関別評価）であり、分野別評価とは異なるものであることをご理解願います。

## Q 2-7

**評価員はどのようなスタンスで評価に臨めばいいのか。**

**A** 評価員は、評価を受ける短期大学関係者と同じ目線  
で評価に臨むことが大切と考えています。評価員マニュアルの面接調査のイメージ図にもあるように、短期大学関係者と評価員が同じテーブルを囲み、共に話し合い、教育の向上・充実を探ることがこの評価の目的です。

本基準協会の第三者評価の基本的な精神であるピア（Peer）という概念を大事にし、評価する側とされる側には、特に向上・充実をめざす仲間（同輩）であるという意識が感じられるように注意を払ってください。

## Q 2-8

**短期大学基準協会の求めるALO像を説明されたい。**

**A** ALO（第三者評価連絡調整責任者）は、大きく次の役割を担います。

① 本基準協会及び評価員（評価チーム）と所属短期大学との連絡調整

- ② 学内における自己点検・評価と第三者評価の意義の普及

以上の役割を遂行するため、ALOには、次のような資質が求められます。

- ① ALOとしての責務理解力と任務遂行力を備えていること
- ② 教職員から信頼されること
- ③ 教育者としてのバランス感覚を有していること

詳しくは「ALOマニュアル」を参照してください。

## Q2-9

**評価員の選定にあたり、内々に評価員候補者の都合は全く考慮されないのか。**

**A** 十七年度実施分の評価員については、本年、二月下旬頃に各評価員に連絡する予定です。本基準協会では、評価チーム編成の困難性等から、選定された評価員には、真にやむを得ない場合を除き、ぜひともお引き受けいただきたいと願っております。

## 三. 第三者評価全般について

(要綱、評価基準、組織体制、スケジュール等)

## Q3-1

**今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、財務に関わる基準を充たしがたい短期大学が増加することも予想されるが、短期大学基準協会はどのような評価を考えているのか。**

**A** 本基準協会が行う第三者評価は、管理運営や財務等についても評価の対象としておりますが、これらもよりよい教育活動を実現するための要件という視点で評価するもので、単純な比率や係数に基づく評価は適当とは考えておりません。

また、財務体質と教育とが、必ずしも連動するものではないと考えますので、この点も踏まえ適切な評価が行えるよう、今後、検討を深めたいと思います。

## Q3-2

短期大学基準協会と他機関の評価と異なる特色を示されたい。

A

本基準協会の第三者評価の特色は、次の五点です。

- ① 教育活動を中心とした評価
- ② 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価
- ③ 自己点検・評価に基づく評価とALLOの配置・育成
- ④ 短期大学関係者による評価
- ⑤ 開かれた評価

なかでも、ALLOの配置・育成については、他機関とは異なる特色と言えますし、会員校から評価員を提  
供することによって、短期大学関係者が共に課題を議  
論し、教育の向上・充実を追究することとしているこ  
とも大きな特色と考えます。

## Q3-3

「達成度評価の性格を重視」とは、どうい  
う意味か。各短大の目標によって適格の基  
準が異なるということがあるか。

A

本基準協会の第三者評価は、短期大学評価基準に基  
づく「基準評価」を基本とし、各短期大学の個性をで  
きる限り引き出すために、各短期大学が自ら定める教  
育目的・目標をいかに達成し、いかに努力しているか  
の「達成度評価」の組み合わせで行うこととしており  
ます。

本基準協会の評価が、単に「基準評価」によっての  
み行うのであれば、それぞれの短期大学の特色が生か  
されず、本基準協会の基本的な考え方である「短期大  
学教育の向上・充実に資する」目的を真に達成するこ  
とはできません。そこで、各短期大学の教育目的・目  
標について、どれだけの努力をし、いかに達成してい  
るかを訪問調査の際の対話で引き出し、基準評価と併  
せて総合的に評価を行おうとするものです。

## Q 3-4

大学（学部）と短期大学について、同時に評価を受けることは可能か。

A

認証評価は、大学、短期大学、専門職大学院などの機関別に行うこととされています。複数の機関（大学、短大等）を評価することとして認証された「認証評価機関」の場合は、同時に行うことは可能と考えますが、その場合でも、評価は、機関別に行われなければなりません。

本基準協会は、短期大学のみを評価する機関として認証を得ていますので、大学の評価は行いません。

## Q 3-5

適格、不適格と判定されるまでのプロセスを示されたい。また、評価は七年に一回であるが、「保留」になった場合、七年間保留なのか。（七年よりも短いスパンで行われる）再審制度をつくっていただきたい。

A

機関別評価結果ができるまでの評価のプロセスは次のとおりです。

### ① 評価員による項目別評価

- ② 評価チームによる領域別評価
- ③ 第三者評価委員会（分科会）による機関別評価
- ④ 理事会による機関別評価の決定

これらの評価のいずれの段階においても、領域、項目等を総合的に評価して判断することを基本と考えていますが、判定の具体的なめやすについては、現在、第三者評価委員会ワーキンググループで検討しているところです。

なお、「保留」となった場合には、保留の通知を受けてから一年以内に、保留となった部分について再評価を受ける必要があります。再評価を受けない場合は「不適格」となることにご注意願います。

また、七年の間に複数回の評価を受ける「再審査」等の必要性も考えられますが、本基準協会では、「すべての短期大学が七年（六年）に一回の評価」を優先目標と考えているところです。

## Q 3-6

不適格となる短大について、どのような指導を行うのか。

A

各短期大学においては、第三者評価（認証評価）を受けるために、自己点検・評価報告書の作成などについて余裕を持って準備することが肝要です。また、その準備の過程では、評価基準等に照らして、疑問点や不安な点が生ずることと思います。このような場合、本基準協会においては、第三者評価を実施する以前に当該短期大学から相談を受けることなども考えたいと思います。

また、第三者評価を受け、評価の時点では適格でないが、早急に改善が可能と考えられる場合には、当該短期大学の改善の意思を確認したうえで「保留」とします。当該短期大学は、速やかに改善計画書を提出するとともに、一年以内に再評価を受けることよって「適格」となる措置を講ずることとしています。

なお、万一評価結果が「不適格」となった短期大学については、可能な限り早急に「適格」となるよう、不適格となった理由を基に、当該短期大学と協議・相談することなどを通して支援すること等を考えます。

## Q 3-7

第三者評価を受ける場合、過去の自己点検・評価報告書は必要なのか。

A

第三者評価の参考としたいので、過去三ヶ年にまとめられた自己点検・評価報告書を訪問調査時に準備願います。

なお、第三者評価は、本基準協会の様式に基づいて作成された自己点検・評価報告書によって行います。

## Q 3-8

「評価の観点」すべてについて答えなければならぬのか。

A

「評価の観点」は、すべての短期大学に共通するものではないので、該当しないと考える「観点」については記述する必要はありません。

なお、この場合及び「評価項目」や「評価の観点」に記載されていない内容を有している場合等は、「特記事項欄」を活用しその旨記述してください。

### Q3-9

通信教育部や専攻科も評価するのか。

A

短期大学本科を中心とした評価と考えておりますが、通信教育部や専攻科が、当該短期大学の大きな取組みであり、特色と考えられる場合等は、何らかの形で評価結果に反映されるべきものと考えます。

### Q3-10

評価チーム内で評価が分かれた場合は、評価チーム責任者の責任において、第三者評価委員会（分科会）に報告することとなるのか。

A

この第三者評価は、本基準協会をはじめ評価員等関係者すべてが初めて実施するものですので、評価の過程においては、様々な問題、疑問が生ずるものと考えます。ご指摘のケースの場合には、正式に第三者評価委員会に報告する前に、チーム責任者を含めたワーキンググループなどでの検討が必要かと考えます。

### Q3-11

十七年度に申請するということは、評価を受ける年度は平成十八年度と考えてよいか。

A

評価の申込みの受付は評価年度の前年度としておりますので、貴見のとおりです。なお、十八年度実施分の評価の申込受付は、十七年六月を予定しております。

#### 四 自己点検・評価報告書の作成について

### Q4-1

「自己点検・評価報告書作成マニュアル」中に過去三ヶ年のデータを求めているが、これは単年度の報告書を作成するのか、それとも三年分のデータを盛り込んだ一冊の報告書（三年に一回の発行）でも可なのか。

A

評価をする立場としては、基準協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に基づいた「自己点検・評価報告書」に三年分のデータを記述いただくことが望ましいと考えます。内容にもよるので、事前に相談願います。

## Q4-2

大学を併設しているため、自己点検・評価報告書は大学と短期大学の個別の評価と併せて評価したものを一冊にまとめて記載して作成したいが、それは可能か。

### A

機関別評価であるので、短期大学の自己点検・評価報告書のみをご提出願います。

## Q4-3

自己点検・評価報告書のページ数及び資料の量についてガイドラインはあるか。また、自己点検・評価報告書の提出部数と提出先はどうか。

### A

報告書の分量は、一短期大学当たり一〇〇頁を目安としますが、短期大学の規模等にに応じて適宜増減してください。なお、添付資料の量は、各短期大学の判断とします。

また、報告書は、本基準協会事務局へ二部（電子データを添付）、評価チームの各評価員へそれぞれ一部ずつご提出願います。

## Q4-4

研究業績が過去三ヶ年分とあるが、学内の業務内容により研究業績が少なくなるときがある。それをどう考えるか。

### A

学内の担当によっては、研究に専念できない等の理由により、研究業績の記述が困難な教員も想定されます。このような教員については、自己点検・評価報告書の提出の際に、その理由等を簡潔に付記願います。

## Q4-5

自己点検・評価報告書は従来より短大独自で作成しているが、第三者評価を受けるための自己点検・評価報告書と二種類の報告書を作成することになるのか。

### A

各短期大学が作成する自己点検・評価報告書の様式を一定程度共通とすることによって、評価が円滑に行えると考え、「自己点検・評価報告書作成マニュアル」を示したものです。内容によっては各短期大学の判断によって独自に記述する部分もあると思いますが、できるだけ報告書作成マニュアルに沿って記述願います。なお、従来から作成している大学独自の自己点検・

評価報告書（学教法第六九条の三第一項に基づくもの）を別途作成するかどうかは、各短期大学の判断となります。

## 五. 評価結果の公表について

### Q5-1

短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価結果で「基準を満たしていない短期大学」として社会に公表されるのか。

#### A

評価結果は、「適格」、「不適格」、「保留」の区分で公表します。短期大学評価基準を満たしていないと判断された場合は、「不適格」（一部を満たしていない場合は「保留」とし、その理由を付して公表することとなりますが、具体的な公表の内容については、今後さらに検討します。

### Q5-2

「保留」はいつ公表されるのか。

#### A

評価結果は、公表する以前に当該短期大学に「機関別評価案」を内示し、意見（異議申立て等）をいただく機会を設け、その上で公表することになります。「保留」となった場合も基本的には同じような手順で行われることとなります。

### Q5-3

作成された自己点検・評価報告書は公表されるべきと思うが、短期大学基準協会はそれを保存し、一般に公開する計画はあるか。アクレディテーションするのみだけでは責任を十分に果たしていないと考える。

#### A

自己点検・評価報告書は、本基準協会が第三者評価を行うために提出いただくものですので、本協会が報告書を公表することは考えていません。なお、各短期大学がそれぞれの判断で公表することは、むしろ推奨されるべきかと考えます。

## Q5-4

短期大学基準協会から適格認定を受けたとき、広報活動の一環として公表してよいか。

A

七年（六年）に一回の評価制度であるため、評価年度によって短大間に差が生ずる可能性もありますが、評価結果は広く社会に公表されますので、広報活動等に活用することを制限することは適当でないと考えます。それぞれの短期大学が前向きに発展していくよう活用していただきたいと考えています。

## 六. その他

## Q6-1

第三者評価が実施されれば、相互評価は不要かと思っていたが、相互評価の意義をもう一度説明してほしい。

A

第三者評価（認証評価）は七年に一回の評価であり、特に短期大学の場合は、修学年数が短期間であることなどから、次の評価までのスパンが長くなるため、この間に教育の質が低下する等の可能性もあります。このため、認証評価とは別に、短期大学独自に実施する

## Q6-2

「自己点検・評価」や、短期大学相互が実施する「相互評価」を行うことにより、短期大学の水準の維持・向上を図ることは、大きな意義があるものと考えます。

このことは、中央教育審議会大学分科会においても指摘を受けたところです。相互評価を活用することは、社会的な期待に応えることにつながりますので、今後とも積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

単年度に評価希望校が集中した場合はどうなるのか。また、そのために評価年度が変更された場合、再申請となるのか。

A

単一年度で評価が困難と判断した場合は、評価年度を前後に調整させていただくこともありますが、どのような方法で調整するかは今後検討させていただきます。

なお、評価年度が変更される短期大学については、必要に応じて実施する「評価希望年度調査」を基に、できるだけ申請の前に連絡することとしますので、再申請とはならない方向で考えます。

## 解説

はじめに

平成十七年度より、短期大学基準協会が準備してきた「第三者評価（認証評価）」が実施されることになった。日本私立短期大学協会に属する四一四校（平成十六年度）の内、三一校が平成十七年度の評価実施を申請している。当該校は、所定のマニュアルにそって、報告書類等の提出期限に向けて大童といった現状にある。

短期大学基準協会では、△評価員▽△ALO (Accreditation Liaison Officer : 第三者評価連絡調整責任者)▽を中心にした研修会を十六年度末に集中的に行ってきたが、その過程で集中した質問や疑問に答えて、「短期大学基準協会が実地する／第三者評価（認証評価）／＼Q&A」(平成十七年二月)を発行し、広く短期大学に関わる大学人に向けて一種の啓蒙活動に乗り出した。

この冊子は、わずか十数ページのものではあるが、その質疑のプロセスにすでに△認証評価▽をめぐる短期大学の将来を見通した運動が垣間みられる。時間を経るに従って、つまり用意すべき書類、資料の整備が進行するに従って、不分明な点が浮かび上ってくるはずであり、短期大学基準協会では

これを受けとめ逐次、追加等改定を怠らないとしている。

以下、二月発行の「＼Q&A」を基に問題点の解説・解題を行っていききたい。冊子全体の中身一二ページのうち、「二. ALO、評価員（候補者）について」「三. 第三者評価全般について（要綱、評価基準、組織体制、スケジュール等）」「四. 自己点検・評価報告書の作成について」の三項目が八ページを占めていることが注目される。

### △評価文化▽の探求に向けて

ともあれ、短期大学基準協会の実地する△認証評価▽を協会員が受ける△メリット▽はどこにあるのか、という率直な質問がまず最初にある。これに対して懇切丁寧に意を尽した応えがなされているが、その応えを簡略化して言えば、すでに行われてきている△自己点検評価▽や会員校相互で行う△相互評価▽の実績をふまえて△短期大学関係者による評価▽を相互補充しながら△評価文化▽に高めていくことが、これからの時代の要請にマッチすることである、ということになるのか。さらに単純化すれば、四〇〇校余が一つに集中して相互的に短期大学六十年の歴史を守ってきた相互評価を、さ

らに強めていくということになるか。△評価文化▽という新しい言葉が、歴史の実績の彼方を見通しているキーワードであろう。

ただし、△相互評価▽が仲良しグループの仲良し評価になつては、本来の意義が失われることになるわけで、自ずから評価の厳格性ということが問われることになる。短期大学基準協会では、その点に十重二十重の配慮をして△認証評価▽の点検要領を作り上げている。これを受けとめて会員校は細大洩らさず事態に当ることが問われることになる。

### △ALOV・△評価員▽が評価を支える

評価を受ける対象校が教職員全員参加でことさらに取組むことが望ましい。その際要になるのは、△ALOV（第三者評価連絡調整責任者）の存在であつて、当該校にとっては実質的な実施責任者ということになる。△ALOVは、短期大学基準協会に配置された△評価員（評価チーム）▽と連絡調整を緊密化し万事に責任を負うことになる。△ALOVの仕事でもっとも大切なことは、△学内における自己点検・評価と第三者評価の意義の普及▽ということにある。何ごとにつけ△普及▽は、そう簡単にはいかないものであるとすれば、勉強会、学習会のようなことを積み上げていくことが課せら

ていい。その裁量を△ALOVが負っていると思いたい。

△ALOVが、認証評価される側に立つてお膳立てする中心的存在であるとすれば、△評価員▽は、認証評価する側中心的存在ということになる。短期大学基準協会では、△評価を的確、適切に行う▽すなわち△公正・公平に行う▽ために、△原則として一校当たり五人の評価員からなる評価チームを編成する▽とされている。

評価する、評価される、という二分法の表現で表わすと、上下の関係が発生するように受けとめられがちだが、短期大学基準協会の△第三者評価▽については、△基準的な精神▽として△ピア (peer) という概念▽すなわち△同等・対等▽ということを強調していることが注目される。実地運用の過程で誰もが関心をもち、誰もが注意をはらうことが、この概念に集約されてくると思われる。

従つて△評価員▽の評価をめぐる△スタンス▽については、△短期大学関係者と評価員が同じテーブルを囲み、共に話し合い、教育の向上・充実を探る▽ことが重要とされている。これを重視すれば、ますます△ALOVと△評価員▽の提携連帯ということが浮き上つてくるわけで、実施の進行をより内容のあるものにするためには、評価される側の一致した姿勢とそこへもつていく△ALOVの中心的役割、指導的役割

がいつそう重要になってくるわけだ。

△評価員△の資質、役割については、おおかたが納得のいくものであることは当然のことであるとして、格別△専門分野△を考慮するものに非ずとするニュートラルな点が特筆されている。△第三者評価△は、あくまでも△短期大学という機関△を△総合的に評価するもの（機関別評価）△であって、△分野別評価△とは異なる、とされている。巷間、ここしばらく専門分野で研究論文が発表されていないので、自分△評価員△の資格なしという声もあるが、さにあらずということになるか。

△ALO△の求められるイメージとして、△責務理解力と任務遂行力△、△教職員から信頼されること△、△バランス感覚△の三点が挙げられているが、察するにこのことはそのまま△評価員△にもあてはまることであろう。

### △第三者評価△から浮かび上がるもの

短期大学基準協会の△第三者評価△の基本は、協会会員相互の補完的評価が本旨であり、言うところの△評価文化△を構築していくことにあるとすれば、その△文化△概念に焦点を当てる必要がある。一体、△文化△とたやすく言うが、△文化とは何か△ということが問題だ。

究極、△第三者評価△の実施によって個別の会員校の如何なる△文化△が照らし出されることになっていくのか。△Q&A△の「三. 第三者評価全般について（要綱、評価基準、組織体制、スケジュール等）」の項目が注目されてくる。日本国家が目下△構造改革△の途上にあつて、国家の行方がどこに向つていのか不分明な中、家計は言うに及ばず、企業等、学校等の財政的不安定は日本中に行きわたつていと言つても過言ではない。そうした渦中にあつて何を△認証評価△の核心にするのかということになって、短期大学基準協会△評価文化△という概念をうち出したとみられる。

少子化、財政不安ということを念頭において、△管理運営や財務等△も当然評価対象に入つていっているものの、これよりも△教育活動を実現するための要件△への取組を評価することが強調されている。△比率や係数に基づく評価は適当△に非ずという文言が重ねられていることを注目すべきだろう。

△文化とは何か△ということにこだわれば、いわゆる金銭的効率から自由でニュートラルなところに着てられた人々の△知恵や叡知△の集積と考えることが普遍的であると思われる。短期大学基準協会の評価実施姿勢の根本には、それが確認されると思いたい。その上で△Q3-2△の答がある。

以下の要点を一致して確認したいところである。

すなわち、△短期大学基準協会▽の△第三者評価の特色▽は、以下の五点とされている。△①教育活動を中心とした評価▽②短期大学の主体的改革・改善を支援する評価▽③自己点検・評価に基づく評価とA L Oの配置・育成▽④短期大学関係者による評価▽⑤開かれた評価▽、これらの五点に共通することは、短期大学の△教育活動▽は常に△改革・改善▽を本旨とし△点検・評価▽を怠りなく行っていくべく人材を△配置・育成▽し、よろしく短大△関係者▽と相互補完的△評価▽を行い、これを△開示▽すべきこと、ということに尽きている。

これを短期大学における学生と教職員との関係における日常活動に直して言えば、△教育活動▽が常時時代の変化、とりも直さず学生の気質や性向の変化を視野に納めて、学内組織やカリキュラムの改革・改善を大胆に行っていること、そのための陣容を整え、他短大に現状を公開して内輪だけにとどまらぬことを心掛けるべし、という目標が組み込まれていると理解される。

これらのことがらを完遂するためには、当然のことながら、人件費を中心に多様な経費を必要とし、健全なる財政がこれを支えることになるわけだ。しかし、短期大学は四年制大学、大学院大学等と比べて、その規模も小さく、△I T▽機器万

能の時代を迎え、総じてビジネススクール傾向に流れていく高等教育の中にあつて、手作りの学校を念頭から離さぬことが示唆されているともみられる。

### 初年度の△認証評価▽が行方を占う

以上△Q & A▽の問題点を拾い出して、これに解説を加えたのであるが、帰するところこのたびの△第三者評価（認証評価）▽は、一九九〇年代に入ってから△設置基準の大綱化▽、続く△自己点検・評価▽の実践から十有余年、その延長線上に△第三者▽という他者の眼を借りて△点検・評価▽をさらに実質的なものにすべしという号令が中核をなしていると見るべきであろう。

向後の問題としてあえて言うとなれば、平成十七年度に行われる評価実施の行方が、その先の方向性を占うことになるわけで、乗り出して後の不測の事態に事務局関係者の迅速に対応出来るゆとりが必要となろう。もつとも危惧されることは、評価の△公平・平等・対等▽という基本が内側から崩れることではなくて、他団体の△認証評価▽との比較対照によって、マスメディアが比較格付を行って、面白おかしく世論の手柄にされること、すなわち外側から崩れることにある。これに対応する、いわゆるセーフティネットにどれほど注意

が払われているかが問題であろう。

これまでの十数年をふり返るに、短期大学は四年制大学との比較で節目ごとにメディアの餌食のような報道のされ方をしてきた。高等教育の「冬の時代」が、短期大学に限ってふりかかってくるような偏向報道は枚挙にいとまなしの観があった。とりわけ定員未充足すなわち全入問題や、就職の落ち込みなどについて、女子が大多数をしめる短期大学にあっては、どれほど卒業生たちを苦しめてきたか。大局に立って言えば、

少子化時代に突入することのマイナスを常に短期大学が背負っているかの如き言説がまかり通ってきた。換言すれば、マスメディア報道という興味本位に傾く意地の悪い「第三者評価」にさらされ続けてきたことを確認しておかなくてはならない。自ずから、新しい時代に入って短期大学基準協会主導の「第三者評価」が、如何なる新しい内実を作り出すことになるか、その命運が試されている。

〔『短期大学教育』編集部会〕



## 就職論・私見

### — 学生の社会化をどう支援するか —

就職問題委員会 副委員長  
青山学院女子短期大学 教授 栗坪良樹

#### 1 —〈第三者評価〉の方向性

高等教育機関すなわち大学・短期大学・高等専門学校などの〈就職・進路〉支援についてのよう  
な考え方で臨み、どのような実践をしているか、この課題はこれまでも増して重要になっています。  
折も折平成十七年度より短期大学基準協会主導の〈第三者評価（認証評価）〉の実施が開始されます。  
日本私立短期大学協会に属する短期大学三九八校は、それぞれ個別の事情があるにしても〈自己点検・  
自己評価〉を上まわるこれまで以上の緊張状態に追い込まれているのが現状だと思えます。

短期大学基準協会による〈評価基準〉の冊子の全体を私たちはくり返し頭に入れておく必要が生じ  
ています。とりわけ〈評価領域V〉に属する「学生支援」に注目するとすれば、いわゆる〈入口〉す  
なわち入学時から始まって〈出口〉すなわち卒業して社会に出ていくまでに至る学生の動向を如何に  
懇切丁寧に支援することが出来るか、そこが試されます。〈進路〉のうち〈就職〉に焦点を当てると、

〈評価項目四〉にその評価の観点が明確に記されています。次に引用すると、

- (1) 就職支援のための教職員の組織が整備され適切に活動しているか。
- (2) 就職支援室等が完備され、学生に必要な情報ができているか。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策などの支援はなされているか。
- (4) 就職内定率（三月三十一日現在）は十分な水準か。

という四箇条が目立っています。〈就職〉と一口に言うけれど、その背後には大局的立場に立てば働く人口の確保やそれに伴う産業形態の安定など国家の命運がかかっています。私たちは一人の学生の生涯設計と人生観などを日常的に点検しているわけではありません。しかし結果として学生たちの将来を方向づける仕事をしていることにもなっています。単純化して言えば〈マクロ〉と〈ミクロ〉の双方を視野に入れた仕事が〈就職〉に関わる現場ということです。

学生たちの将来の方向づけを丁寧に行いその集合された結果が国家の命運に作用していることになります。その最も根底にある〈組織〉作りが、これらの箇条に集約されているのです。高額な入学金・授業料を徴収して学生を迎えて学校を経営、運営している私たちの究極の仕事は、学生たちの〈学力〉を個々に合わせて応分なものとして確認して、年限のきたところで社会に出してやる、考えれば単純なことではあります。しかし、ことは〈学力〉だけでは片付きません。企業の人々に学生の〈意欲〉を認めてもらうことが基幹となります。

〈教職員の組織〉〈就職支援室〉の確立〈情報〉の提供の工夫、〈資格取得、就職試験対策〉の現実性、〈就職内定〉から決定への〈水準〉の引き上げ、どの項目もおろそかに出来ません。誇張ではなしに、これらを実行・実践することは今日もはや正規のカリキュラムに匹敵すると言っても過言では

ありません。

学生の現状を踏まえて将来を先取りする短大によっては、〈就職〉に関わる種々の問題をカリキュラム化して、すでに正規の講義に組み込んでいます。かく言う私の知るところでは、かつて十年ほど前の短期大学協会の〈就職問題〉の解決すべき第一の中心課題は、就職に関する〈教員〉と〈職員〉の意志の不統一の改善ということでした。〈教員〉は自分の授業のことで頭がいっぱいで、〈職員〉のカウンター越しの〈学生〉との対応に理解不足が目立つということでした。協会の〈就職問題委員会〉では、〈問題〉の中心に〈教職員の連携〉ということ掲げて今日に至っていることは、知る人ぞ知るといふことです。

今日、その〈連携〉はもはや当然のこととして、次のステップはカリキュラムの現状に合わせながら、教職員が学生たちの〈就職〉に関わる認識の程度を向上させる創意工夫を如何に実践するかということです。企業情報の提供や会社訪問の実際など窓口カウンター業務を職員が主導してきたとすれば、その現場に教員も参画し、まさに連携を強めていくこと。その次の段階は連携強化に合せて今日の学生たちの長所と短所を見究めて、大胆なカリキュラム改革に教職員双方で乗り出すことだと思います。

今日〈キャリア教育〉が鼓吹されて、初等中等教育段階においてさえ、〈勤労意欲〉〈労働意欲〉を高める教育の実践が様々に試みられつつあります。高等教育を終えても、いっこうに〈就職〉しようとしてない若い人々の現状から、子どもたちの将来を逆照射して、何とか事態を現在以上に悪化させまいとする政策意図が〈キャリア教育〉の鼓吹に顕現しているとみられます。厚生労働省や文部科学省が〈キャリア〉という言葉に狙い定めていることは、先述した〈勤労・労働意欲〉を若年層すなわち

児童・生徒の段階から高めていくことです。今日、十五歳から三十四歳までの〈無業者〉や〈失業者〉の数値の高さ、さらには〈ニート〉という新しい若者群団の増加の将来を読みとった結果が〈キャリア教育〉政策の根本にあることは言うまでもありません。

## 2 修学年限格差を越える工夫

〈キャリア教育〉と一言で片付けていますが、このことと真剣に取組むことはそう簡単ではありません。そもそも〈教育の場〉としての学校は、一人の子どもが成長していくことの全てを支配しているわけではありません。〈キャリア〉(career)の原義を辞書で調べれば一番最初に〈職業〉と出てきます。役人の〈キャリア〉組、〈ノン・キャリア〉組ということをし、これより以前からよく聞いていたとすれば、これを英語の辞書に直して言えば、〈特別の訓練を必要とし、昇進の機会のある仕事〉をしている人と、そうでない人というように腑分けされるようです。〈キャリア〉には、〈職業〉に従事した〈生涯、経歴、履歴、職歴〉という名詞的用法が一般化しているようですが、形容詞的に用いて〈(二生の)職業とする、専門的な〉という意味もあるようです。〈キャリアガール(ウーマン)〉と言えば、〈専門的な技能をもち、第一線で働いている女性〉と書かれています。

〈キャリア教育〉をどれにあてはめて世の中に流布させたかということは、今となつては〈ことば〉の問題を超えています。極端に言ってしまうえば、〈働く意欲のない者に、働く気持を起こさせる教育〉というような意味に一般化されています。そもそも〈ことば〉は、原義など考えずに皆が使っているうちに暗黙の諒解事項を生んでしまう。多義的なことばが短絡のことばに固められてしまうというこ

とはよくあることで、特に〈カタカナ〉ことばはその様相が強い。〈リストラ〉などはその典型で日本特有のことばになってしまっています。〈キャリア〉も近年生まれたその一種にみえます。

要するに〈働け！〉という号令のかかった教育が学校の中心的課題になりつつあるとみられます。上の方から下の方に降りてくる指示や命令は、皆に通じて一般化させるために分かりやすくする必要があります。

例えば、ごく最近のことで言えば「フリーター二〇万人減らせ」（『朝日新聞』、二〇〇五・四・十二）という新聞の見出しを見ました。〈厚生労働省〉は〈フリーターの増加や高止まりしている失業率など、改善が遅れている若者の雇用問題について対策を強化する方針を決めた〉とあります。〈フリーター〉が毎年一〇万人ずつ増えて二〇〇三年のデータでは二一七万人に達したとされています。これに対して二〇〇五年度中に〈二〇万人のフリーターを正社員などの定職に就かせる数値目標を設定〉したということです。

〈キャリア教育〉が〈働け！〉という意欲を強化する教育を小学校から行うことであつたとすれば、〈フリーター〉を〈減らせ〉ということ、〈フリーター〉を〈正社員〉化しろ！という指令は、学校側と企業側双方に与えられた大課題ということになります。

トップダウンしてくる指示や命令を受けとめている私たち学校人は、それを受けとめるたびに右往左往しながら学生に対応しているのが現実です。学生に接している私たちは、〈フリーター〉増加に手を貸しているわけではありません。最初から〈フリーター〉を決めこむと、いざ正式に仕事に就こうという時、それが足枷になって極端な話をすれば、生涯〈就職〉出来ないことになります、と断言したりすることもあります。

と言ったところで、選択するのは学生たちの問題であって、学生たちの考え方・人生設計の仕方、その方向の見定め方にまで就職担当者が踏み込めるわけがありません。ある時は、〈キャリア教育〉という名の〈働け!〉という号令であり、またある時は〈フリーター〉を〈減らせ!〉という号令であるとするれば、帰するところこの双方を視野に入れて年々刻々深刻化する〈就職問題〉という国家的課題は、現場をかかえる学校人の私たちの重要問題ということになります。俗な連想ですが、最前線で戦闘する兵士の立場を味わっている気分になります。

受けとめる側すなわち私たち学校人は、学生たちが教養を重ねて、その教養が自在に機能する頭脳を育てることを仕事にしているはずですが、二年制、三年制、四年制、さらに大学院という年限を一線に並べて教養の程度を計るとすれば、自ずから年限の長短の問題に帰せられます。

私たち短期大学で仕事をしている者が、どのような立場で仕事を続けているか、折々その原点に戻る必要を感じたことはなかったでしょうか。特に四年制大学と短期大学とを自ら比較対照したり、世間から比較対照されたりするような時に、私たちはどのような立場に立ってきたでしょうか。

このような問いかけを自らに課してきた場合に大きく浮かび上がってくるのが〈就職問題〉だったと思います。論理を分かりやすくするために、私たちが短期大学の学生たちの日常的话题を例にとつたとしましょう。ある企業は去年まで四年制女子学生と短大女子学生の双方を採用してきたけれど、今年から短大生は採用しなくなった、ある企業は四年制、二年制の区別なく採用するけれど給与格差が著しい、これらの話は誰もがよく知っている話題に過ぎません。

就職説明会で短大生が締め出されたという話はよく聞く話でした。特別な例を除くとして一般的に男子学生は採用するが、女子学生は四年制であるか二年制であるかに関係なく採用しないということ

を広言することになれば、たちまち〈ジェンダー論〉の標的になるはずだ。

世の中は刻々と動いていて、私の察するところ専門職大学院を出ていなければ当企業は大学卒と認めないという時代がやってくる予感があります。大衆化した高等教育の四年制大学卒では、この急流の如きグローバルゼーションの時代にその能力は適用し切れないという理屈がまかり通ることは、すでに現前化していると思います。それは、大学院出身者だからといって専門職の仕事に就くことには限度があつて、従来の四年制大学卒の就職の程度と何も変わりがないという時代がすでに始まっているとも見てもいいことです。

誤解を恐れずに言えば、高等教育出身者のさらなる階層化が幻のように見えていると思えます。話を反転させれば、私たち短期大学で働く者たち、卒業生たちは着々と進行する格差進行社会の下位に着きながら、まるで縁の下の力持ちのような仕事をしてきたのであつたと思います。あらためて〈短期大学〉の役割の点検・評価の意味が問われるところです。いわゆる〈第三者評価（認証評価）〉を課されてそれに従わなければならないという義務感が実感であるとすれば、その義務感を格差や下部についていたことをバネにして積極策を編み出していく工夫が求められるところです。

### 3 玩具と戯れる若い人々

短期大学の生命線はどこにあるか、それは〈就職問題〉について如何に確固たる共同性を確立出来るかというところにあると思います。今後の高等教育機関の生命線もまたそこにあると言つていい。極端に言えば如何に定員を満たしていても、就職して社会に貢献する人脈の途絶えている大学では、

家計にゆとりのあるモラトリアム人間を囲っているだけだということになります。分かりやすく言えば、保護者から限りなくお金をかけてもらって、高等教育の究極まで上り詰めたとしても、社会化せずにも生み出さず、さらには親のスネをかじり続ける存在をただ通過させるだけの学校であるとするれば、もっともらしい理屈を広言してお金をまき上げ続けるカルト宗教と何ら変わらない、ということとは誰もが納得のいくところだと思います。

大学・短期大学を卒業しても、二人に一人しか仕事（就職）をしない、自分にはやりたいことがあるから自分の時間を自由に使うため（フリーター）でいくと嘯いている学生群が目前にいたとして彼らを如何に指導出来るか。あるいは、二人に一人しか就職しない現状を如何に逆転させる努力をしているか。その状況を今どきの若い人々のメンタリテイの自然性とみて黙認して過ぎていかないか。こうたたみかけると精神論になっていきますが、学生たちに今アナタ・キミが何処に居て何処に行こうとしているか、というような〈言わずもがな〉のことを言うことの出来る私たちの気概が案外に功を奏すると思うところです。

学生たちに限りませんが、今日の日本人のメンタリテイの中核には国家の方向が定まらないが故の〈不安〉と〈不満〉が渦を巻いているというのが実感です。〈構造改革〉断行中の日本と言われ続けて四年を経っていますが、一体全体日本は何処に向っているのでしょうか、それがよく分からない。そのような疑念から醸し出される〈不安〉と、わけも分からず小刻みに取り立てられる税金や年金の行方、日常化した物価の値上げ、〈勝ち組〉と〈負け組〉と称して何のはばかりもない〈格差拡大〉社会の進行は、その先に〈不満〉の爆発を予感させていると思います。

〈不安〉や〈不満〉のメンタリテイを、はっきりと自覚しているのであればまだましであって、そ

ういう認識もなく始めから〈諦念〉に陥ってしまっている若い人々の広がりを感じているでしょうか。初等中等教育時代から一人っ子で育ち、蝶よ花よの生活に慣れ切った世代の広がり、高等教育に上り詰めてきたという認識は厳し過ぎるでしょうか。子どもたちや若い人々の立場に立てば、幼少時代から〈上がりのない双六ゲーム〉(近年〈双六〉などはやっつてはいないだろう)をやつて来たというより、やらされてきたというのが実感かも知れません。それが今日の若い人々の複雑構造化されてしまったメンタリテイと思われてなりません。

たまたま昔風に〈双六〉など例に出しましたが、テレビゲーム、携帯電話、パソコン、インターネットと戯れる日常に言及するのが、正しいあり方と思います。要するに天井知らず、終わりという究極がないヒマツブシ、かく言う私などから見ると巨大な停滞ゾーンにはまり込んでしまった子どもたち、若い人々の群像が幻視されます。しかも彼らが日々更新するように買い替えるそれらの道具ならぬ玩具の大量消費が日本経済の微妙なところを支えてしまっているわけですから、子どもたち等の〈ヒマツブシ〉は経済の基幹に腰を据えてしまっているという因果関係が見えます。

仮に〈ヒマツブシ〉と言ったのですが、左様な時間消費をしながら、他方で正規の学校とは別に塾などに通わされてダブルスクールを日常化してしまつた子どもたち、その階梯などに眼もくれず〈勤労・労働意欲〉を増進させようとする〈キャリア教育〉の初志貫徹の目論見は涙ぐましくさえ思えます。

〈働こうとしないし、学校にも通っていない。仕事に就くための専門的な訓練も受けていない〉という〈NEET (ニート)〉という〈ことば〉が当たり前のようになっている昨今です。

「ニート人口一〇〇万人台へ」(『東京新聞』、二〇〇五・一・十一)という新聞の特集を見ました。

〈NEET〉は、〈Not in Employment, Education or Training〉の頭文字を一つながりにした造語とされていることは、知る人ぞ知ることです。新聞には、〈NEET〉は〈九〇年代後半の英国で存在が知られるようになった。当時の英国では、十六〜十八歳の若者人口一八一万人の約二一パーセントが、NEETと分類されて、大きな社会問題となる〉とあります。

日本においては、二〇〇四年になって定職に就かない〈アルバイト〉〈フリーター〉とは別に〈ニート〉がにわかに注目されることになりました。

#### 4 ―〈意欲〉に学歴・性別格差はない

〈NEET〉について、厚生労働省による定義は、〈非労働力人口のうちの十五〜三十四歳で、無業者であり卒業者かつ未婚であって、通学。家事をしていない者〉とされています。新聞の特集には、〈NEET〉増加の原因について野村総合研究所のサラリーマン千人を対象にしたアンケート調査が掲載されており、その原因項目に注目させられます。

それによると、〈不況等の経済状況〉(六四・九%)、〈社会の変化〉(五九・四%)、〈家庭〉(五五・五%)、〈学校教育〉(三八・六%)、〈政府や自治体の取り組み〉(三六・〇%)、〈地域コミュニティ〉(一五・一%)という結果順になっています。

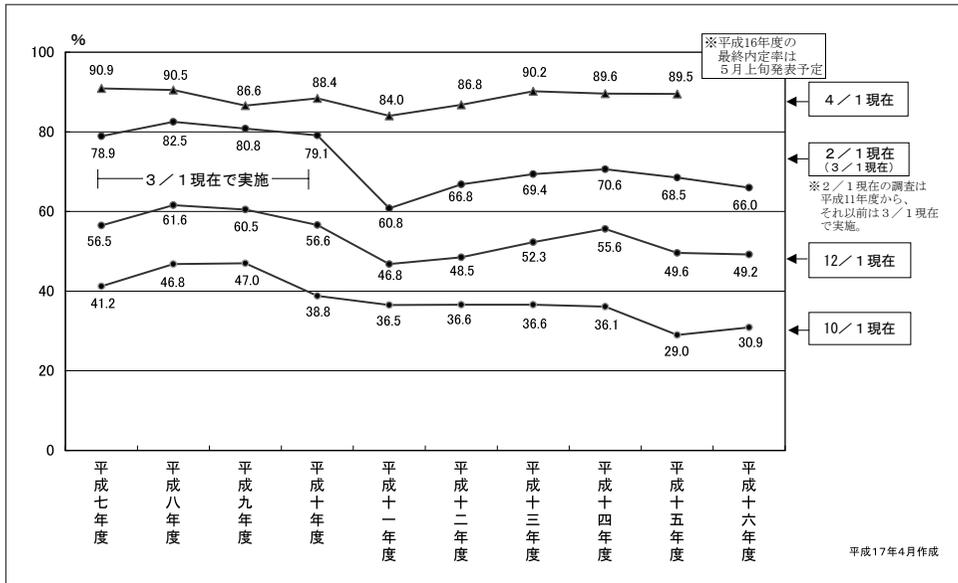
この項目だけを見ながら様々のことが類推出来るのですが、学校人の私などは〈家庭〉〈学校教育〉という項目に眼が向きます。そしてグラフが表わす〈原因〉に成程と思わせられながら、結局グラフは〈ニート人口一〇〇万人〉の将来を数字によって雄弁に語りつつ、開き直った言い方をすれば、だ

からどうだというのだ、ということについては何も解決方向を示しているわけではないことを知らされます。

堂々めぐりするようですが、初等中等教育から始まる〈家庭〉と〈学校〉の連携に原因の大元は還っていくだけだと思わざるを得なくなります。

私なども属している日短協の〈就職問題委員会〉は、一年一回各短大の就職担当者の集まる研修会を行っていることは周知の通りです。就職担当者の仕事の中身が年々細分化されて、学生が就職活動を行う際の手順や手続きという実際的なことがらだけではなく、カウンセラーのいる学生相談室のような役割、メンタリテイの問題から、コミュニケーション不備・不得意の問題、言葉づかいや人間関係の問題等に至るまで支援しなくてはならないという現状が深化の一途をたどっています。とりわけ〈運営委員会〉ごとに深刻な問題と

参考 文部科学省・厚生労働省調査による就職内定率の推移



して幼稚園・保育園に勤めた卒業生が、実際の仕事の中で園児たちの母たちとの関係不全を母校に訴えてくる例が多発していると言われます。

卒業していった学生たちが、問題をかかえて母校に相談に還ってくるということは、今後〈第三者評価〉の〈学生支援〉の見えない評価項目として重要度が増すことは必定と考えられます。いずれにしても〈就職〉というキーワードを百科事典の大項目のように立てた場合、そこから発生する中項目さらに小項目は何か、ということが考えられないままに、様々な役所からの通達があったり、メディアの報道があったりして、そのつど足腰の弱い学校人は、あっちに行ったりこっちに行ったり、要するに振りまわされてきたのが現実だったと私自身反省するところがあります。

高等教育における〈就職問題〉とは何か、という大綱的テーマが明確に共有されないうままに、〈キャリア教育〉推進と言われればそっちに傾き、〈NEET〉問題と〈経済低成長〉と報道されればそっちに傾き、〈フリーター二〇万人減らせ〉と言われればそっちに傾き、〈企業採用『短大離れ』〉と報道されれば、しゃくに触るけれど多忙の内にやり過してしまう。今度は〈個人情報保護問題〉という新し手のことながら押し寄せてきて、これを学習せねばとおっとり刀になるというのが私たちの偽らざる現実です。

書生じみた言い方になるが、そもそも〈短期大学〉とは何なのか、〈女子中心の短期高等教育〉の意味は何なのか、日本の〈高等教育行政が二年と四年という仕組み〉を組織したのは何故なのか、キリのつかない問いかけが次々と襲ってきます。

私見によれば、〈短期大学〉五十有余年の歴史は間違いなく日本の高度経済成長の緑の下の力持ちのような役割を担ってきました。経済成長に合わせて調整弁にも譬えられるような機能を發揮しながら、

今日に至っていると思います。くり返しになりますが、短期大学の生命線は〈就職問題〉から派生する諸問題にあります。短期大学存続が危ういと言われ続けて十年を経たと思いますが、〈就職〉を核とした仕切り直しの大綱を固めることが急務とされます。

これは一つの譬えです。自分が貧乏であり弱い立場にあると常々考え続けている人物がいたとしましょう。別の弱い立場の者と出会って共同して力を合せることになれば立派なことです。しかし、弱い者はさらに弱い者を見つけてきて、自分の弱さを彼の弱さに重ねて相手の弱さを足蹴にするということもあるものです。そのようにして自分の立場を保全するということが、弱い者いじめの原理とされます。

短期大学の女子学生を下に見て、四年制大学の女子学生が優越感を覚えるという事例があるとすれば、当然のように四年制の男子学生や大学院生が四年制の女子学生を下に見る事例をも引き出していきます。〈就職問題〉が年齢と男女の差によって格差を計っている限り、日本の労働状況の悪化を是正など出来るわけがありません。何もかも〈勝ち組〉と〈負け組〉の格差万能社会に傾いている折から、高等教育機関で仕事をする私たちが、〈就職問題〉を媒介にして、如何に〈働く意欲〉の平等・公平化を実践出来るか。〈意欲〉には能力と技能が後追いついてくるという前提の下に如何に学生を支援することが出来るか。〈意欲〉には年齢格差、男女格差は平準化されるという前提が必要とされます。

# 〈短大激動〉の中で起きていくこと

——〈冬の時代〉を抜け出すために——

戸板女子短期大学 学園広報室長  
早 稲 田 大 学 参 与 小 玉 武

## 1 二つの記事が意味するもの

「短大人気、なぜ回復？」——こんな記事がこの三月十三日の日本経済新聞日曜版に掲載された。それは、短大の経営改革、学科改組、カリキュラムの充実の動きを取り上げ、効果をあげてきている短大のケースを紹介し、個性的な短大が上昇気流にのってきていると書かれていた。何人かのひとから、読んだかどうかを聞かれたが、新聞記事に対してこんなことはあまりない。というのも、昨年暮れには『企業採用、「短大離れ」——短大側、生き残りをかけ就職支援』という記事を朝日新聞が夕刊で掲載し、逆風のなか、就職戦線で追い込みをかけて頑張っている教え子たちに、まるで冷や水をかけるに等しい仕打ちだな、と苦い思いを味わっていたからだ。たまたまわたしはその頃、進路・就職支援の仕事にもかかわっていたので、よけいにつよく感じたのだろう。むろん、その記事のなかでは短大関係者たちが、積極的な意見を述べておられ、それはしっかり取り上げられてはいたが、と

もかく記事の影響力という点でいうなら、一本のメインの見出し『企業採用「短大離れ」』で、ことは片付いてしまっていたのである。わたしの周りの人たちは、あえてこの記事に触れようとはしなかった。これは新聞社の報道の姿勢、記者自身のものの見方、感じ方の問題の違いからくることだとは思いますが、僅か数ヶ月の間に、まったく違うニュアンスの記事（あえていうなら見出しと違ってよい）が書かれたというところに、いまの短大をめぐる複雑な要素がありそうである。したがって、わたしの感じ方は別として、これらの記事は二つとも正しいのである。

企業の広報活動には二十年以上も携わってきた。その間、中堅出版社の役員、出版局長等を兼務したり、関連協会の理事を務めたり、いまでも四年制大学の広報にも多少関与している。そして「ニューズウィーク日本版」の創刊にかかわったこともあり、出版ジャーナリズムの水にも三期六年のあいだ浸かってきた。かなり長く経験した広報業務もまた、ジャーナリズムとは、いつも隣接した仕事ばかりだったといってよい。メディア関係のそれぞれの経緯は、少しはわかっているつもりである。

短大や大学の広報業務の経験は、まだほんの五、六年といったところだが、はじめてのことをいろいろと学んだ。多くの短大、大学の広報は少人数のうえ、限られた予算と自由闊達には動きにくい組織の中で頑張っているということ、そして、そうした状況の中で、少数派ではあるが一般企業以上の成果をあげているところもあるということも知った。これはすばらしいことだと思った。

このところ、考えていることのひとつに、短大などの入試広報のことだ。短大などでは広報というと、とりもなおさず入試広報のことである。高校生、保護者、高校の教職員、学習塾などの教育産業への働きかけが活動の中心を占めている。もちろんメディアへの広告出稿活動も含まれている。学園全体の広報体制のもとで、一般広報（学内広報も含めて）と入試（入学）広報の機能や業務をバランスよくわけてす

めているところも近年は目にするが、いまだにごく少ない。(欧米の一流大学に比べるとまだこれからだが、四年制大学では早大、慶大などは組織面や広報スタッフのスキルの面で一般企業以上といえそう)

## 2 入試広報は最重要、“評判”獲得作戦は不可欠!

超一流企業でも、企業は社内キャンペーンとして、全社員セールスマン作戦とか、全社員広報マン(広報パースン)作戦を不可欠な活動として毎年のように実施している。以前、日本航空や三井物産に出かけたとき、そんな社内ポスターを見かけて、どこの社もおなじなんだな、という思いをつよくしたものであった。

しかしいま、わたしが勤めている短大も、ある年の夏、全教職員で高校訪問を、という活動を展開したことがあった。入試広報の一環である。むろん、わたしのような不慣れなものが、高校訪問をしてせっかくそれまで先任者が築いてきた良好な関係を、不用意な発言などで、台無しにしまうようなことも過去にはあったそう。緊張を感じたが、その活動に微力ながら参加させてもらうことになった。

結果としては全学的にとってもいい成果につながったし、わたし自身も高等学校と短大との関係、進学指導の先生が生徒とどのように対応し指導しておられるかが、ほんとうによくわかった。わたしは母校である横浜の県立高校も訪問した。OBということ、いきなり校長室に通されてしまったのはとまどったけれど、そこで得たものは大きかった。

母校はいわゆる進学校だが、毎年、四、五人ほどの女子生徒が短大に進学しているという。はじめから短大でなければという生徒たちばかりだった。そしてまた、こんなケースも耳にした。となりに

ある国立大学の経済学部教授になっているわたしの後輩が、母校で模擬授業をやらせてほしいと依頼のために来校したという話や、F女学院大が、三十名の教職員による高校訪問の特別チームを編成して、企業でいう「ジュータン爆撃作戦」とか「ローラー作戦」とかいうような徹底した訪問キャンペーンを展開しているとか、びっくりするような「業界」情報を聞くことができた。

初心者のわたしは、決して動きがよいとはいえなかったが、それでも高校教員をやっている従弟の紹介で静岡県まで出向くことができた。私立の女子高校の先生とも親しくなれたし、さらに翌年、生徒を受験させてくれたのはうれしかった。彼女はいま元気に就職活動をやっていて、ときどきわたしのところにも顔を出してくれる。その学生は本人の意志ではじめから短大を志望していた。東京か、郷里での就職希望だが、中堅の会社に入りたいといっている。担当の先生の推薦もあって、彼女なりの夢を抱いて上京してきたのだった。

ところで、朝日新聞のくだんの記事には、松下電器産業は、一九九五年以来、短大生を採用していないと書かれていた。そうかもしれない。しかし、昨年、わたしも参加した日本私立短期大学協会の進路・就職担当者を対象とした名古屋での研修会で講演をされたトヨタ自動車の人事部幹部の方は、短大生有用論を熱心に話された。実際、かなりの人数の短大生を採用しておられ、彼女たちがとても有能な戦力になっていることを報告されたのだった。わたしも、ほぼ一年間、中堅企業の採用担当者の方々にお会いしてきたが、それぞれの理由で、短大生に期待して、ずっと採用をつづけているという話を熱く話してくださいさる企業の方が多かった。

短大は、マンモス大学にはない独自の個性的な教育環境のなかで能力ある学生を育てることができ、各分野の専門性をもった教員も、近年は公募で採用されていて、とてもオープンだ。教育者とし

て優れた素質をもった熱心な教職員も多い。そして、本来、小さな組織ということもあって決定が早く、小回りがきき、コミュニティとの協賛事業も実施しやすい、という利点がある。本学のささやかなコミュニティを対象にした生涯学習センター（三田カレッジ）もこととして五年目になった。

しかし、そうしたメリットやせつかくの個人的な活動のPRが、どうみても決定的に不足してしまっている。十分、報道される価値のある活動やプラスの情報が発信されていない。そういうことが必要と思われていないかのごとくに、決してそうではないのであるが、時には放置されているようにみえてしまうのだ。だが、そこから生まれる「評判」こそ、高校生や保護者や高校の先生方の注意や関心をひくだけでなく、学園全体に、いや教職員や在学生に活気とエネルギーをあたえてくれる妙薬なのである。ほんのちよつとした工夫をこらした広報活動による評判づくりが、学園の魅力の醸成につながり、たしかな存在感がうまれるのである。

### 3 — もっと、もっと情報発信を！

社会人学生が、ことしも、わたしのクラスに何人か在籍している。ご本人がマジメで真剣であるばかりでなく、同じクラスの学生たちに実により刺激を与えてくれている。

若い学生たちが、社会人学生を尊敬のマナコでみつめているのがよくわかる。彼女たちが短大に入學してくる動機にはいろいろあるが、端的にいうと資格取得派と教養派にわかれる。どの短大も入試に社会人枠を設けているが、これは、これからの短大の可能性を示唆する突破口になるだろう。

少し古いバックナンバー『週刊朝日』二〇〇〇年六月一六号にこんな記事が特集されている。大きな

見出しで「専業主婦が短大を席卷する」というものだ。サブタイトルが「家事と子育ての生活から脱出」とあった。周知のとおり、これはあきらかにアメリカ的なコミュニティ・カレッジを示唆している。この世界で早くからいわれているいわゆる生涯学習を念頭においたレカレント教育の実践に繋がる現象だ。大阪女学院短期大学の関根秀和学長が特集のなかで、明快な発言をされていてとてもわかりやすかった。さて、わたしのクラスに数年前に在籍していた社会人学生は典型的な教養派で、都心の有名ホテルのブライダル・コンサルタントをしていた中年の主婦だ。「主人に相談したら、二年間ならいい、短大でリフレッシュしておいで」といわれたと入学の動機をはなしてくれた。

二〇〇一年に、打ち出された〈大学を基点とする日本経済活性化の構造改革プラン〉のもとで教育界が激しく動いている。大学が変わる、日本が変わる——まさに短大も大学も変わらなければならぬ事態にきているのである。多くの短大で、いろいろの建設的なプランが練られ、実行に移されはじめているが、いかにもメディアなどで報道されるケースが少ない。わたしは目を皿のようにして、新聞、雑誌に目をとおしているが、そんな折に目に触れた記事があった。過日の『週刊ダイヤモンド』二月十九日号で、大学特集であったが、池坊短期大学の池坊雅史学長の「〈短大〉という業界のイメージ改革が必須」という発言は、わたしには新鮮に感じられた。短大は年齢を問わず、勉強をしたいものが学べる二年制のコミュニティ・カレッジであるというポリシーが貫かれている。仄聞するところによると、近年、多くの短大のカリキュラムは職業教育を重視するコース、コミュニティ教育にウェイトを置いたコース、さらに、四年制大学への編入学をめざす学生のための編入コース、と明確な方向性を打ち出しているところが増えてきているという。教育理念、教育方針が、より具体的にみえる形で示されることが、短大の存在感をたしかなものにいく近道であるように思われる。

## 中央教育審議会答申と短期大学士制度について

文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係

## はじめに

現在、短期大学卒業者に対する学位制度の創設等を行うための「学校教育法の一部を改正する法律案」が国会に提出されている（平成十七年四月下旬現在）。

学校教育法や設置基準において、大学・短期大学に共通する制度の改正は比較的頻繁におこなわれているが、短期大学のみを対象とした制度改正というのはそれほど多くない。特に、法律の改正ということになると、平成三年の「準学士」の制度化、さらには昭和三十九年の短期大学制度恒常化まで遡らなければならぬ。その意味で、今回、短期大学卒業者への学位授与に関する法案が国会に提出されていることは、短期大学制度五十五年の歴史の中でも特筆すべき出来事であるといえる。現在、本法案は国会に上程中であるこ

とを踏まえ、本法案の考え方の背景にある中央教育審議会答申の概要や、本法案の内容等について紹介する。

## 一 短期大学の現状

短期大学は、その制度発足時から高等教育への進学率の上昇を支え、特に女子の高等教育の機会拡大に大きな役割を果たしてきた。しかし近年は、女子の四年制大学志向の高まりや十八歳人口の減少、専門学校規模拡大等により、特に学生確保の面で非常に厳しい状況に置かれている。このため、短期大学を募集停止して大学への転換を図る等、短期大学の規模縮小が進んでおり、平成六年と十六年を比べると、学校数は五九三校が五〇八校に、学生数は五二万人が二三万人に減少している。一方で、それぞれの短期大学がその

個性・特色を活かし、あるいは地域との連携を強化するなどにより、短期大学として引き続きその役割を担っていくとする動きもある。例えば、地域総合科学科への取組については、現在二三短期大学二八学科で行われており、また、文部科学省の「特色GP」事業や「現代GP」事業においては、多くの優れた取組が選定されているところである。

このような短期大学をとりまく状況の変化の中で、中央教育審議会においては、短期大学全体としての在り方や高等教育の中での位置付けについて検討が進められてきた。中央教育審議会に対しては、十三年四月に文部科学大臣から「短期大学、高等専門学校から大学院までの高等教育制度全体の在り方」について諮問されていたところであるが、これに対し、本年一月に「我が国の高等教育の将来像」の答申がなされた。

## 二. 中央教育審議会答申の概要

「我が国の高等教育の将来像」では、二十一世紀は「知識基盤社会」の時代であり、高等教育は個人的人格形成上も国家戦略上も極めて重要であるということ

や、主として十八歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、各高等教育機関・学生個人等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、高等教育の規模や配置等が決まっていくというシステムへの転換が不可避であること等が前提として述べられている。そして、我が国の高等教育は、大学・短期大学進学率や収容力などの面からみると量的側面での需要はほぼ充足され、ユニバーサル段階に移行しつつあることを踏まえ、①高等教育における学校種ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開や各学校ごとの個性・特色の明確化、②学習者の保護や国際的通用性保持のための高等教育の質の保証、③財政的支援について各高等教育機関が持つ多様な機能に応じた多元的できめ細かなファンディング・システムの構築が必要、等の提言がなされている。また、本答申では、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校の各高等教育機関の在り方等についても提言が行われている。短期大学に関する提言は【資料1】のとおりであるが、短期大学は、「他の高等教育機関と異なる個性・特色の明確化に一層努める必要」があり、「ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携

## 「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日 中央教育審議会）

## 第3章 新時代における高等教育機関の在り方

## 1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

## (1) 大学

## (ケ) 短期大学の課程

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結びつけるよう制度改正を行うことが適切である。

- 18歳人口の減少や女子の4年制大学志向の高まりなど、短期大学を取り巻く社会や時代の変化の中で、短期大学は他の高等教育機関と異なる個性・特色の明確化に一層努める必要がある。
- 従来から、短期大学の課程の機能としては、①教養と実務が結合した専門的職業教育、②より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育、③地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供等が挙げられてきた。昨今の各種職業資格の高度化の動向等を勘案すれば、①と②の機能は事実上一体化して重要性を増しており、③の機能はさらに充実が望まれる状況にあると考えられる。
- 短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされることが期待される。また、そのような位置付けにふさわしい実質を十分に備えるべく、短期大学の課程の教育の積極的な改革が期待される。
- 学位取得のための教育と技能・資格取得のための教育の性格の違いを内容面から特徴付けるのは教養教育であり、短期大学における教養教育は、4年制の学士課程における教養教育と同様に、自己の人間としての在り方・生き方にかかわる教育であると考えられる。短期大学の課程の教育上の特色は、こうした「大学における教養教育」を幅広い学習需要に的確に対応したアクセスしやすい形で提供する点にあると考えられる。
- また、短期大学を含めた大学における実務教育・職業教育は、教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地からのものである点で、他の機関により提供される実務教育・職業教育とは異なる特徴があるものと考えられる。短期大学関係者は、4年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう、教育の充実には断続的努力を傾注する必要がある。
- 短期大学は、今後とも、教育内容・方法や経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立等による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。
- 以上の点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結びつけるよう制度改正を行うことが適切である。
- 学位の名称については、我が国の学位の沿革や構造、諸外国の短期高等教育の課程に係る学位の名称など関連する要素が多岐にわたるとともに、今後は、大学制度について、短期大学も含めて学位を授与する課程を提供する場としての位置付けを明確化していく方向が望まれること、学校制度体系の現状に即してできるだけ一般に分かりやすい表示が求められること等を総合的に勘案して「短期大学士」とすることが適切と考える。

協力して多様な学習機会を提供する、米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされることが期待され」、それに「ふさわしい実質を十分に備えるべく、短期大学の課程の積極的な改革が期待され」ている。そして、「短期大学における教育の課程修了を学位取得に結びつけるよう制度改正を行うことが適切」であり、その学位の名称は「『短期大学士』とすることが適当と考える」との提言がなされている。

### 三．法案の内容と各短期大学における対応

従来、短期大学卒業者については学位や称号は付与されていなかったが、平成三年にそれまで称号であった「学士」の学位化に併せて、短期大学卒業者に対する「準学士」の称号が制度化された。その後、卒業生への学位授与を可能にすべきという短期大学関係者からの要望の高まりや、諸外国の短期高等教育機関における学位授与状況など、「準学士」をとりまく状況も変化してきた。このような中で、今回の答申での提言

を踏まえ、短期大学卒業者に対し「短期大学士」の学位を授与できるように制度改正を行う法案が提出されることとなった。

法案の内容としては、具体的には、準学士について定めている第六九条の二第七項を削除し、学位について定めている第六八条の二に新たに「短期大学は（略）短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする」との項を加えることや、この法律が改正される前の短期大学卒業生の持つ準学士の称号は改正後には短期大学士の学位とみなすということが盛り込まれている。ちなみに、今回の学校教育法の一部改正案には、助教に代えて「准教授」を設け、「助教」を新設する教員組織の整備に関する改正も併せて盛り込まれている。法案が原案通り今国会で成立した場合には、短期大学士制度の施行は本年十月一日からとなる（准教授等教員組織関連の改正については平成十九年四月施行）。その場合には、施行後に各短期大学において学則の改正、学位規程等の学内諸規定の制定・改正、実際に卒業生に授与する「学位記」の準備など、必要に応じた作業を経たのち、卒業生に短期大学士の学位を授与することとなる。

ところで、学士や博士、修士などの学位については、学位の名称の後にその専攻分野の名称を付記することとされている。専攻分野の名称とは、例えば、「学士(文学)」や「博士(工学)」の「(文学)」や「(工学)」の部分であり、どの分野で学位が授与されたのかを表示することが社会的に有用であることから、これを表記するものとされているところである。本法案が成立した場合の短期大学士における専攻分野の付記については、今後、その詳細について検討が行われることになると考えているが、仮に付記することとなった場合には、各短期大学において適切な名称を検討する必要がある。

法案成立の暁には、これ以外にもそれぞれの短期大学の事情に応じ必要な作業が生ずることが予想されるが、卒業生に対する学位授与の円滑な実施に向けて、各短期大学において遺漏なく対応がなされることが求められよう。

【資料2】

## 短期大学卒業生への学位授与

### 今回の改正の理由・背景

#### 学位制度・短期大学制度の変遷

<学位制度の変遷>

戦前～  
博士＝「学位」、学士＝「称号」

昭和28年～  
博士、修士＝「学位」  
(修士を「学位」に追加)  
学士＝「称号」

平成3年～  
博士、修士、学士  
＝「学位」  
(学士を「学位」に追加)

平成15年～  
専門職学位を「学位」に追加

<短期大学制度の変遷>

昭和25年～  
暫定的制度として  
短期大学発足

短期大学卒業生  
＝「学位」「称号」  
の規定なし

昭和39年～  
短期大学を恒常的  
制度に

平成3年～  
短期大学卒業生  
＝準学士の「称号」

- 短期大学教育の充実・発展
- 短期大学の課程の修了について、国際的な通用性を確保する必要
- 各短期大学における個性・特色を発揮した教育の一層の充実を図る必要

これらの状況に対応するため

短期大学卒業生に  
「短期大学士」の学位を授与  
するよう制度改正

1. 「学位」と「称号」  
「学位」: 国際的通用性のある大学(院)教育の課程を修了した知識・能力の証明として大学が授与  
「称号」: 特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・荣誉があるものとして本人が称することができるもの
2. 学位をめぐる諸外国の動向  
英国では2001年に2年制の学位として foundation degree を導入。  
米国においても、短期大学卒業生に授与される associate が degree (学位) として定着。

#### 四・短期大学士の意義

中央教育審議会答申で短期大学士について提言されているところの意義としては、まず、短期大学を学位を授与する機関として位置付けることで、短期大学の大学としての制度的な位置付けをさらに明確化できるということが挙げられる。しかし、提言されている短期大学士の意義はそれにとどまるものではないと考えられる。

学位に関連して、今回の答申においては、「国際的通用性のある大学教育又は大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として、学術の中心として自律的に高度の教育・研究を行う大学が授与するという学位の本質は、国際的に共通理解となっている」（答申二七頁）ことが指摘されている。また、短期大学は「資料1」にあるとおり、大学と同様に教養教育とその基礎の上に立ち理論的背景を持った分析的・批判的見地からなされる実務教育・職業教育をアクセスしやすい形で提供することに特徴を有し、「短期大学関係者は、四年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう、教

育の充実に不断の努力を傾注する必要がある」ということが指摘されている。そして、「以上の点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結びつけるよう制度改正を行うことが適切である」と提言されているのである。

つまり、短期大学士の学位の授与にあたっては、制度の整備（法改正）とともに、短期大学の学位を授与する機関としての特質が一層明確化されるよう、各短期大学が今回の答申の趣旨を踏まえつつ教育の充実に対し不断の努力を行うことが求められており、ここに、短期大学士の大きな意義があると考えられる。

各短期大学において、こうした状況ををひとつの契機として、教育の充実に対する機運が高まることが望まれる。

平成16年度

「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)と  
「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代GP)について

「特色ある大学教育支援プログラム」(略称・特色GP)と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(略称・現代GP)は、国公私立大学を通じた大学教育改革の支援の一環として、大学・短期大学の活性化のために、文部科学省が進めている事業の一つです。

両プログラムは、大学教育改革の取組が一層促進されるよう、各大学が取り組む教育プロジェクトの中から、国公私立大学を通じた競争原理に基づいて優れた取組を選定し、重点的な財政支援を行うことなどにより、高等教育の更なる活性化を図っています。

それぞれのプログラムにおける私立短期大学の採択校は、下記の通りです。

また、次ページより、採択された取組について、各短大からの紹介文を掲載しています。

◆平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム」採択校

No.	短期大学名	テーマ番号※1
1	浅井学園大学短期大学部※2	2
2	山形短期大学	2
3	国際学院埼玉短期大学	1
4	産能短期大学	4
5	上智短期大学	5
6	湘北短期大学	3
7	金城大学短期大学部	2
8	藤田保健衛生大学短期大学	1
9	京都外国語短期大学	4
10	久留米信愛女学院短期大学	5
11	鹿児島純心女子短期大学	3

- ※1 テーマ番号と対応テーマ  
 1 → 主として総合的取組に関するテーマ  
 2 → 主として教育課程の工夫改善に関するテーマ  
 3 → 主として教育方法の工夫改善に関するテーマ  
 4 → 主として学生の学習及び課外活動への支援の工夫改善に関するテーマ  
 5 → 主として大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ
- ※2 校名は平成17年4月よりのもの。

◆平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」採択校

- ・拓殖大学北海道短期大学
- ・埼玉女子短期大学
- ・日本赤十字武蔵野短期大学

# 平成十六年度「特色ある大学教育支援プログラム」

## ―採択取組の概要―

### 浅井学園大学短期大学部

#### 人間総合学科における新教育課程の実践

―履修相談室と履修記録ノートによる総合支援―

(主として教育課程の工夫改善に関するテーマ)

ム(図)を設定した。この実践項目のうち「履修相談室」と「履修記録ノート」の活用は、他の一三の支援プログラムを相互補完し合う重要な役割を果たしている。

#### 一・教育課程編成の基本

##### (1) トンネル方式からワンフロア方式

従来は一つの学科・コースに入ると、そのトンネルを通過して所定の単位を修得して卒業する。人間総合学科では一つ一つのトンネルを取り払いワンフロア方式とした。このことにより幅広い学習ができるようになった。

##### (2) 従来の学科・コースを廃止し、「系」の導入

従来の学科の枠を越え、扇子を広げたように幅のある学習内容をもつ「系」を導入し「服飾美術系」「スポーツ科学系」「養護保健系」「経営情報系」「総合教養系」の五つの「系」とし科目総数は一九八科目とした。

#### ●取組の概要

浅井学園大学短期大学部人間総合学科は、「専門教育」

「教養教育」「編入教育」の三つを柱とする総合教育を目指すものである。すなわち、専門的・職業的技術や知識を学ぶ専門教育、豊かな人間性・創造性を醸成する教養教育、生涯にわたる高等教育のファーストステージ／リカレント教育としての役割を担う編入教育である。この教育を具現化していくために組織体制を樹立し、一五の支援プログラ

## 二. 履修相談室と「履修記録ノート」の活用

人間総合学科における「総合化」の主体は、あくまでも学生である。教員が「総合」を用意するにとどまらず、学生の積極的関与をもって自らの「総合化」を図ることがねらいである。つまり、学生が「教育の客体」から「学習の主体」へと転換していく支援プログラムを編成することが重要である。

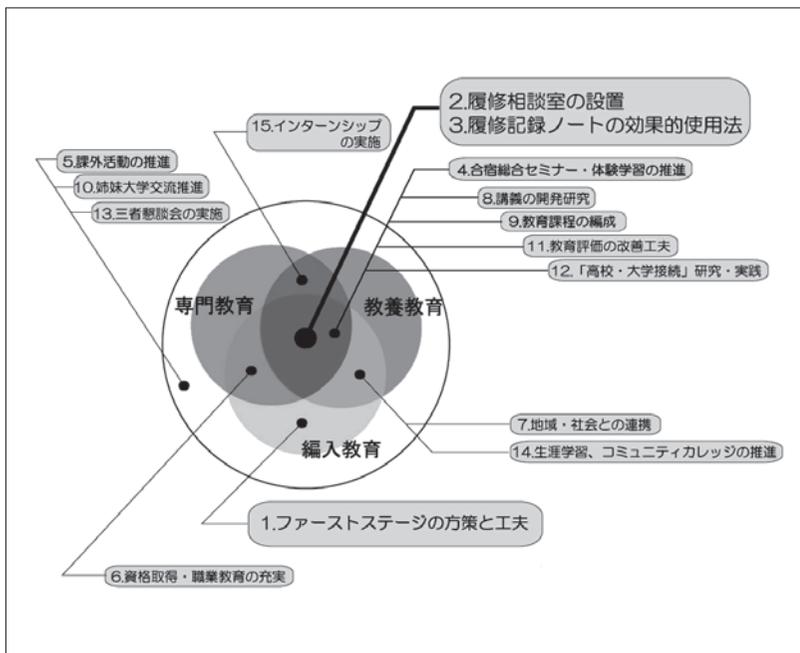
履修指導の難しさは、この新しい取組を始めた他の短期大学から訪問を受け情報を交換した際に、共通認識されたことでもあった。これを解決し、学生の自主性を重視した履修形態を実現するために「履修相談室」を常設し、専任教員による履修相談の実施を行い、学生自身が履修プログラムを編成できるよう「履修記録ノート」を作成した。

### ● 採択理由

「履修相談室」と「履修記録ノート」を学生の教育支援を核として活用し、教育効果を上げており、高く評価できます。「履修相談室」には複数のスタッフが常駐して、組織的な相談体制が採られており、「履修記録ノート」は学生と教職員を結ぶ有効な触媒として機能しています。

この取組は、学生の科目選択や進路選択などの総合学科

図 本学科における総合的取組構造図



に特有な問題を解決することが動機となっているとはいえ、一人一人の学生の志向にあった教育指導が重要になっている今日、他の大学や短期大学の参考になる優れた事例であると言えます。

## 山形短期大学

### 特色ある大学教育支援プログラムに 採択された山形短期大学の取組

— 実習を核とした総合的カリキュラムの構築 —

(主として教育課程の工夫改善に関するテーマ)

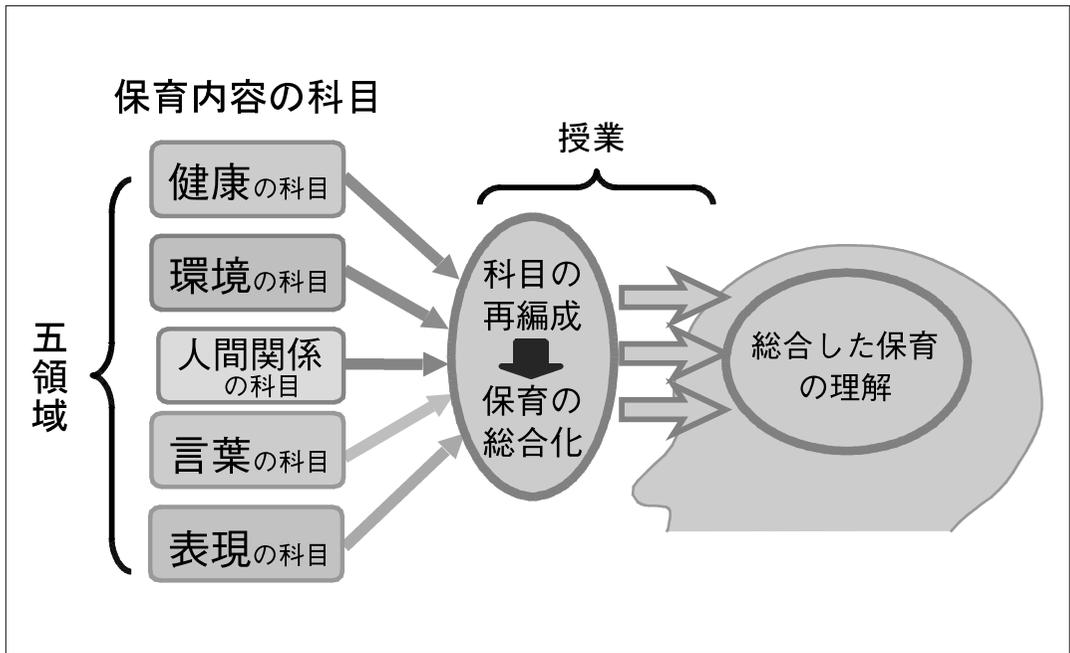
教育・保育実習は、学生が直接子どもとかわりながら、同時に、短大で学んだ内容を統合して保育を実践する学習の場である。しかし最近の学生は、バラバラに学んだ科目間の関連性を把握できないので、実習でこうした科目の内容を統合して総合的な保育をすることがきわめて困難になってきた。そこで、保育内容に関係した科目を見直し、総合した保育を具体的に示すようなカリキュラムに再編成した(図参照)。換言すれば、①各科目の内容を相互に関連させるとともに、②各科目が実習の内容と関連していることを学生自身が認識できるように授業内容に改め、③実習の事前・事後指導の内容を段階を踏みながら系統的に学習できるようにした。これらを具現化するために、実習内容研究プロジェクト、基礎演習プロジェクト、総合演習プロジェクト

クトを立ち上げ、授業の運営(授業計画→教材開発→授業マニュアル作成→授業→他の授業との打合せ→評価)をチーム・ティーチング方式で行った。

実習内容研究プロジェクトは、総合的な保育を理解し高度な専門的知識や技能を習得させることをめざしたもので、保育内容に関する科目と実習の事前・事後指導科目を含めた一〇科目を対象とした。このプロジェクトには、学科の三分の二以上の教員が参加している。基礎演習プロジェクトは、多様な視点から得られた情報を統合する力を養成することをめざしたもので、基礎演習Ⅰ(一年次前期)と基礎演習Ⅱ(一年次後期)の二科目を対象にしている(担当教員はそれぞれ六名)。総合演習プロジェクトは、保育の問題について多面的に考える力を養成することをねらいとしたもので、対象となっている科目は二年次通年の総合演習で、幼児教育科の全教員が担当している。なお、チーム・ティーチングを行っている科目は、担当者打合せの時間を週一コマ(九〇分)確保するようにしている。

本学のチーム・ティーチングの特徴は、実施科目数が多くかつ参加教員の割合が非常に高く大規模な点である。また、幼児教育科として組織的に行っていることがあげられる。加えて、こうした科目はすべて授業内容の統合化を図

図 再編成したカリキュラムのイメージ



りながら実施していること、授業マニュアルを作成して授業内容の均質性を維持していること、授業マニュアルや作成した教材を共有財産として蓄積したり、他の授業に利用したりできるようにしていることもあげられる。さらに、毎年、一部のメンバーの入れ替えを行って、幼児教育科全体として科目内容の統合化を図っていることも特徴といえよう。

## 短期大学における自立創造力育成

(主として総合的取組に関するテーマ)

本学は建学の精神・教育方針に基づき、開学以来、一貫して豊かな人間性と専門性を身につけた人材育成を目指して、多様な教育プログラムのもとで「人づくり教育」と

「自立創造力育成の教育」を展開しています。

本取組は、建学の精神・教育方針の具現化にかかわるプログラムの一環で、正課教育（講義、演習、実験等）で学んだ専門知識と技術を活用して、全学生が、それぞれ研究グループ等を組織して、協力し合いながら研究的活動（身体表現、造形表現、音楽表現、児童文化に関する活動）、地域社会との連携活動（幼児絵画展、味彩コンテストと称する健康づくりアイデア料理コンテスト）および自主的活動を行って、その成果を五峯祭（本学の建学の精神を表す五つの言葉を峯にたとえて学内公募により名付けられた大学祭で、教育研究の学習成果を発表する場）に発表するものです。

この取組の特色は、単なる一過性のイベントではなく、全学生・教職員一体となつての教育研究・学習成果を発表する場であり、またその成果を通じて、地域社会の幼児教育や健康づくり教育・食育の振興に貢献する場としても位置づけていることです。

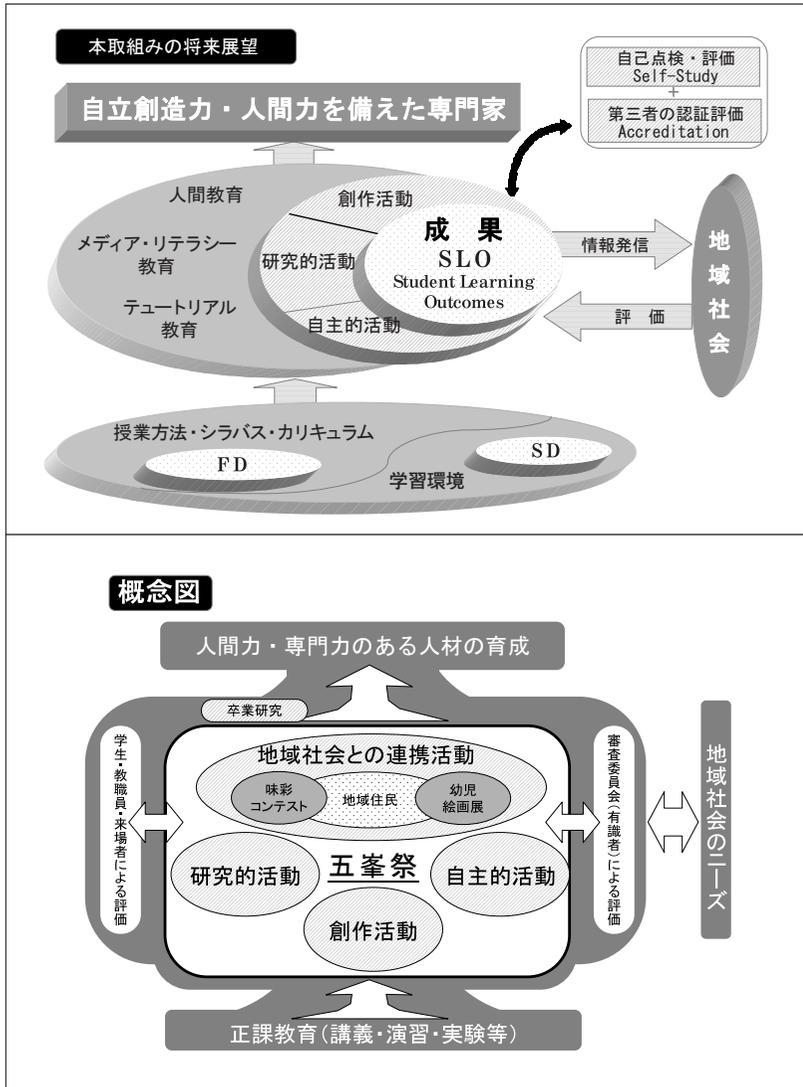
本取組は、各種領域ごと、それぞれ下記の活動が展開される過程で、学生の自立創造力、教育実践力や人間力が育成されます。

### ●教育的活動

健康栄養学科の全学生が、いずれかの研究室に所属し、研究テーマ別にグループを組織します。学生は、指導教員のもとで自主的に文献などから目標を設定し、検討、改善、評価を行いながら研究を進め、健康と栄養に関する発表作品を創出します。

### ●創作活動

幼児保育学科の全学生が、指導教員の助言を得て、平素の学習で得た知識・技術を駆使して幼児を対象とした活動内容を企画し、発表します。これらの実践を通して幼児の心を育み、さらに幼児とその保護者の行動に適切に対応することを学びます。



● 地域社会との連携活動

県内の幼稚園、保育園の園児を対象とした幼児絵画展（八〇〇作品）並びに地域住民が応募する味彩コンテスト、さらに、地産地消コーナーを開設し、県内特産物について

の啓蒙と直売、また、さいたま市の委託を受けた本学の発

声法公開講座を受講した女性によるコース発表会などを開催。幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方たちに食と健康、幼児期の人間形成などの学習内容を提供しています。

● 自主的活動

音楽部、コーラス部、手話部等が日常の活動成果を発表します。クラブ活動を通して技術の向上および学生・卒業生・地域住民との交流による人間関係形成力の向上を図ります。

このように本取組は、学生の自立創造力の育成と同時に、地域住民に知識情報を提供し、地域社会の発展に貢献するものとなっています。

# 産能短期大学

## 主として学生の学習および課外活動への支援の工夫改善に関するテーマ

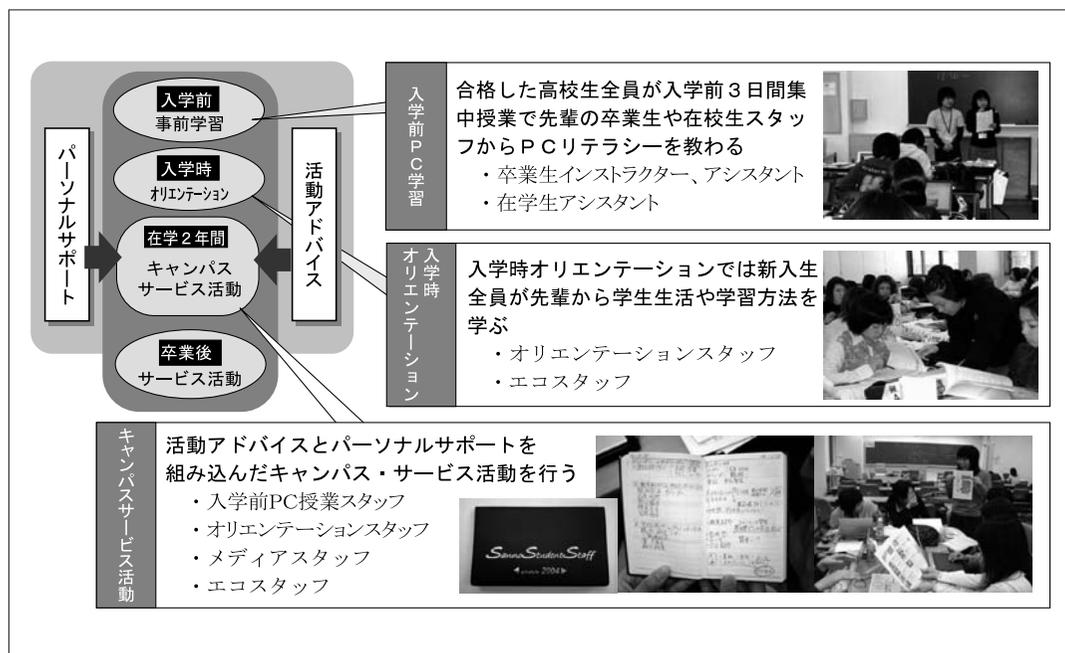
— タテよこ交流に始まる学内サービス学習支援 —

(主として学生の学習及び課外活動への支援の工夫改善に関するテーマ)

本学は二〇〇四年度特色ある大学教育支援プログラム「主として学生の学習および課外活動への支援の工夫改善に関するテーマ」に、「タテよこ交流に始まる学内サービス学習支援」という取り組み内容で応募し採択されました。近年、複雑な社会的背景のもと、高等教育機関は人間教育の成果をさらに向上させることが求められています。この取り組みは、キャンパス・サービス・ラーニング(学内サービス学習)を通じて人間教育の充実を実現することを目的としています。「タテよこ交流」は先輩と後輩、卒業生と在学生や入学前高校生、学生と教職員の交流をさします。

具体的には、キャンパス・サービスに参加する学生SSS(Sanno Student Staff)が、入学前授業スタッフ、オリ

### 個人サポートを組み込んだキャンパス・サービス学習とその支援



エンターシヨンスタッフやエコスタッフなど、多様なキャンパス・サービス活動を二年間行います。職員は活動アドバイザーを、教員はパーソナルサポートを行い、両面から学習支援を行う体制が整備されています。活動アドバイザーはキャンパス・サービス活動を進める上での計画・実行・調整・ふりかえりのアドバイスを行います。パーソナルサポートでは、学生が人間的成長を遂げるところができるように活動を通じた学習をサポートします。

入学前の高校生のときからキャンパス・サービス活動に触れ、卒業後もサービス学習にインストラクターやアシスタントとして参加するところにも特長があります。二年間活動を続け所定の条件を満たした学生に「キャンパスサービスマスター」二単位が与えられます。

この取り組みを通じてキャンパスが次第に活性化しつつあり、課外活動や正課授業との相乗効果も認められます。

「キャンパスサービスマスター」によって建学の精神の実現や近年の社会動向をふまえた教育目標達成への努力を続けてきました、継続的な活動と絶えず全学的にフィードバックを実施しより良いものを作り上げてきたことによつて成果を生み出すことができました。採択理由では「サービスマスター」という今日的なテーマをいち早く制度化し、その成果を上げつつある点も高く評価されました。

今後の課題としては、活動内容の発信、活動の広がりや新しいテーマの創出、卒業生のサービス活動支援体制づくりなどがあげられます。

## 地域の外国籍市民への学習支援活動の推進

—— 学生主体の家庭教師ボランティアの展開モデル ——

(主として大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ)

本取組は、一九八八年五月、地域のNGOによる「難民支援」のための日本語教室に参加した学生有志一〇名の発案でスタートした。爾来十六年間に、近隣の行政、地域のNGO等と連絡・連携を取り合い、地域の外国籍市民の学習支援活動を担ってきた。本取組は、地域に根ざした長年の活動であり、大学と地域社会の連携の展開モデルであり、本学の教育理念である「キリスト教ヒューマニズム」、「国際性」、および「言語教育」を体現する草の根的实践活動である。本学の位置する神奈川県秦野市周辺には、外国籍市民が多く居住しているが、言語や文化の壁に遮られ日本社会の中で孤立しがちである。このような状況下で、学生ボランティアは、外国籍市民の子供に日本語、英語、他の教科の学習支援を行うとともに、異文化の中で戸惑う家族の相談相手として多面的に活動している。

学生は、キャンパスミニストリー担当教員(以下、CM

担当教員)と卒業生ボランティアコーディネーター(以下、卒業生VC)による調整と支援を受け、家庭教師ボランティアとして秦野市及び近隣地域に在住する外国籍市民の家庭に赴き、日本語の学習支援を行っている。外国籍市民に日本語を教えることを通して、学生が異文化や語学教育への理解を深め、主体的な奉仕の精神 (for others) を体験的に学ぶと同時に、秦野市という地域との連携 (with others) を深める機会となっている。平成十五年度、本学家庭教師ボランティア活動を一年間やり通した学生数は一〇五名(在籍学生の一八%)。対象となった外国籍市民の数は四三世帯七五名であり、出身地別ではベトナム八名、ラオス二六名、カンボジア二三名、南米一六名、中国二名である。学生のボランティア活動に対しては、学生の自主性を重んじる本取組の活動方針を最大限尊重する立場をとりつつ、次のような支援を行っている。

一、取組の質的向上の支援…学生の活動拠点として、またCM担当教員や卒業生VCによる助言や指導の場として、研究棟に一室を提供している。学生は、この場を得て、CM担当教員や卒業生VCと情報交換をより密にできるようになり、学生間の交流、学外の市民ボランティア団体との交流も活発になっている。この部屋には、ベトナム、ラオス、カンボジア、中国、中南米など関係の深い

各国に関する図書やボランティア情報、日本語教育関連図書、各国の言語に関する本が本学の図書館とは別に常時用意されている。学生は、CM担当教員や卒業生VCと共に教材作成にも取り組んでおり、ここは教材準備室の役割も果たしている。

二、カリキュラム上の対応…二〇〇五年度から、参加学生が、①外国籍市民の学習を支援する上で必要な授業科目を集中的に履修できるようにするため、専門科目の分野に「異文化理解」、「児童英語」、「言語研究」に関するコースを、②参加学生が効果的に学習支援を行なえるようにするため、個別の科目として「社会福祉入門」、「東洋研究」、「日本語学」の科目を開講する。さらに、③参加学生が活動体験を体系化しながら自らの学習に反映できるようにするために、「インディペンデント・スタディ」として専任教員の指導を受けて研究レポートを提出した場合単位を付与することになっている。

三、地域の新たな要望への対応…地域の関係者や関係団体から本取組に関する意見や要望を調査し、今後の活動と将来計画に役立てたい。また、本取組について本学学生と地域関係者の一層の理解と協力を得るために、卒業生や在学生による体験報告会や外部の講師を招き講演会を開催した。

四、協力者ネットワークの構築…参加学生の増加、学習支援希望者の増加と多国籍化に対応する必要性に迫られている。本取組を経験した卒業生、また在学中に参加しなかった卒業生の中からも、本取組の中で活動したいという希望が出されており、在学生のケアのためにも卒業生の協力が必要になってきている。そこで協力者のボランティアネットワークを構築し、さまざまな形で卒業生ボランティアの確保を実現したい。

五、蓄積された資料のデータベース化…先輩から後輩へ、また担当者同士の情報の共有をより迅速かつ的確に行ない、適切な学習支援活動を可能にするため、学外の教育機関や地域団体への情報提供をいっそう容易にするために、また、学外の教育機関や地域団体に情報を公開できるようにするために、データベース化に必要な機材を購入・設置し、十六年間にわたり蓄積された資料のデータベースを構築している。

六、他の教育機関や地域団体へのノウハウ提供…外国籍市民のために地方自治体やNGOが日本語教室を開催したが、その多くは継続が難しいと聞いている。取組の活動の歩みを要約したパンフレットや映像記録(DVDなど)を制作して、類似の活動を展開している教育機関と各種団体に一つのモデルとして提供したいと考えている。

# 湘北短期大学

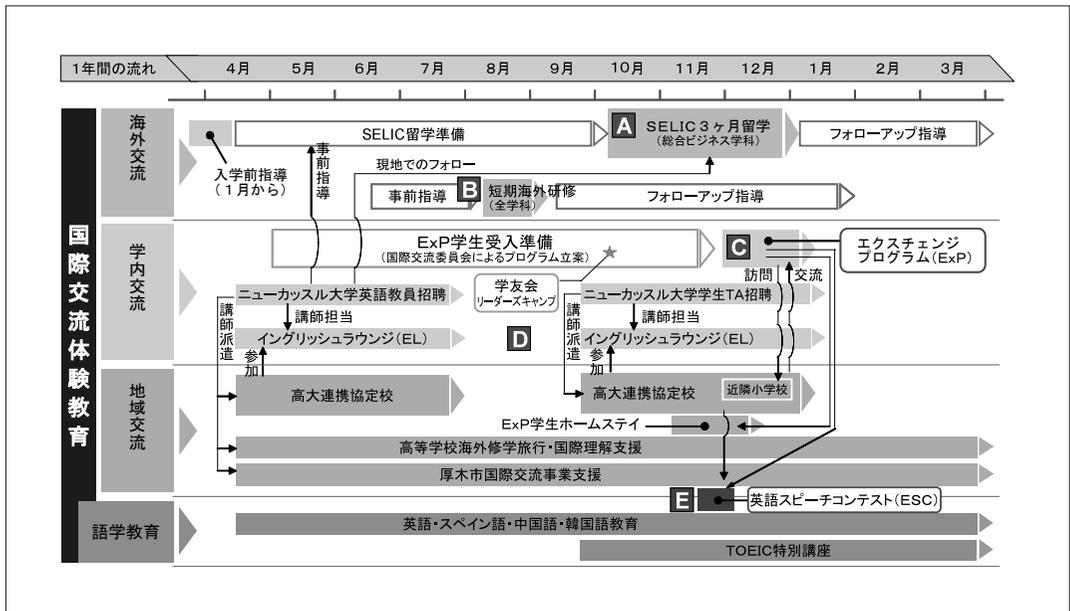
## 国際交流体験教育の多面的展開

—— 実践的コミュニケーション能力育成プログラム ——

(主として教育方法の工夫改善に関するテーマ)

端的に言えば、「英語に触れさせる」ことを通じて英語コミュニケーション力を養成する取組である。本学は国際企業ソニー(株)が設立した短期大学であり、昭和四十九年の開学以来「国際理解教育」の実践を一つのポリシーとしてきた。英語系の学科がない中で、「たとえ英語は拙くても、心から心への対話ができる」という思想の下に、多様な国際体験教育・指導を行ってきた。その特徴は、学生が主体的に行動する仕組みを作っていることであり、さらには地域社会や近隣の教育機関との交流・連携にまで発展させていることである。こうした取組は、現代の社会や学生のニーズと合致し、昨今の文部科学省の英語指導法改善に関する提言を早くから具体化したものとなっている。

未熟な語学力であっても臆せず対話できる、実践的な国際コミュニケーション能力の育成を目指し、下図のような



取組を行っている。

(A)語学研修のみならずビジネスインターンシップや各種ボランティア活動にも参加して三ヶ月間の海外生活を送る留学クラス、(B)三週間の全日程をホームステイし、様々な交流体験で異文化理解を強化する短期海外研修、(C)海外大学生を迎えて学内で国際交流を体験する本学学生企画のエキスチェンジプログラム、(D)年間延べ一、七〇〇人もが参加するイングリッシュラウンジ、(E)平成十年の開始以来、県央地区の教育イベントとして定着した英語スピーチコンテスト等を柱として、個々のプログラムが有機的に結びついた多面的な展開を図っている。

十年以上の取組みの実績を持つこれら交流教育は、教員・学生の双方向交流を基盤としている。前期授業期間中に招聘する海外提携大学の教員は前期には留学クラスの留学準備指導を行い、後期には現地で本学学生を受け入れるというユニークなものである。またこの取組の多くを具体的に実行しているのは学生組織の学友会国際交流委員会であり、教職員組織のグローバルコミュニケーションセンターが強力にサポート、指導している。結果として、英語を苦手とする学生も英語力だけでなく「生きる力」としての実践的コミュニケーション能力を身につけていく。

将来展望としては、二点挙げられる。一つは海外提携大学とのブロードバンドネットワークを利用した遠隔授業、ビジュアルコミュニケーションの実施。もう一つは提携大学の学生の日本におけるビジネスインターンシップの実施等である。



## キャンパス内におけるキャリア教育

～意識変容への挑戦～

(主として教育課程の工夫改善に関するテーマ)

本学ビジネス実務学科では、「キャンパス内におけるキャリア教育」を、学生の職業意識や社会性の向上、それに伴う学生の自信を培う教育と捉え、その目標を「専門技能の習得」と「態度変容」に絞り、これを「キャリア形成支援プログラム」として、①資格取得支援、②社会的スキル習得支援、③キャリア・カウンセリングの三分野に分け、専任教員および非常勤講師連携体制の下、平成十四年度から平成十六年度までの三か年プログラムを構築して実践してきました。

具体的には、平成十四年度から十五年度にかけて、①資格関連授業担当非常勤講師との連携を密にして、カリキュラムの内外合わせて資格取得支援授業や特別講座を実施。  
②社会的スキル習得のための科目を増やし、挨拶行動・自己表現・基本マナーなどのトレーニングを目的とした授業

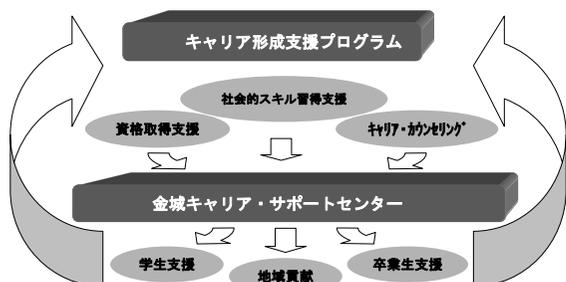
を展開。③学生の学習状況やキャリア意識の把握を目的とする「キャリアアカルテ」の作成とともに、担任による定期的な学生面談や就職指導などを実践しました。

二年後の平成十五年期末での成果は、①資格取得数の倍増、自宅学習の増加、②挨拶行動や対人態度の変容、③就職内定率の上昇、一年次における退学者数の大幅減少など顕著な改善が見られました。

過去二年間の実績を基盤として、平成十六年度には、当初計画していた以上に発展させたプログラムを推進するため、キャリア・サポート・プロジェクトチームを編成し、次のような事業計画を構築しました。

(1) 学内におけるキャリア教育

- ① 学生へのキャリアアップ支援
  - ・ 専門技能のステップアップや社会的スキル習得支援推進のための新講座



キャリア・サポート・プロジェクト

の開講

② 教員へのキャリア・カウンセラー養成講座の実施

・エデュケーション・キャリアカウンセラー認定  
証の交付

(2) 卒業生・地域に対するキャリア教育

① 「金城キャリア・サポートセンター」の開設

② 「キャリアアカウンセラー養成講座」の平成十七年

度公開講座実施準備

③ 「リカレント教育」の平成十八年度開講準備

平成十四年度から取り組んできた「学内におけるキャリア教育」は、二年間で顕著な成果が見られたと評価されました。その実績を基盤にして、平成十六年度から二年間の補助事業を展開できるといふことには、大きな意味があると考えます。



キャリアアカウンセラー養成講座 実習場面

すでに、平成十六年度の一年間で次のような成果が現れています。

(1) 学生のキャリアアップ支援に関する種々のプログラムの増加に比例し、学生の日常態度の変容度は確実に大きくなっている。

(2) 教員がキャリアアカウンセラーになることにより、教員自身の意識に変容が生じ、プロジェクトチームを中心にして自発的に教員相互の授業参観を開始したりと、FD活動が活発化してきた。

(3) ビジネス実務学科における補助事業の取組が他学科の教員への刺激となり、全学的な社会貢献事業に発展する機運が高まった。

態度が変われば意識変容が生じるものと信じて、プログラムを推進していくことによって、学生の変容はすなわち教員自身の変容であることを実感することとなりました。「キャンパス内におけるキャリア教育」を、卒業生・社会人を対象とした地域貢献事業へと着実に発展させていく計画です。

## 教育課程の集大成としての卒業研究

(主として総合的取組に関するテーマ)

平成十六年度「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」に採択された本学の取組「実践力と創造力を体得する学際的卒業研究」の概要に関して、紙面をお借りし下記のよう報告させていただきます。

本学は、学校法人藤田学園が経営する三年制の医療系短期大学であり、衛生技術科(臨床検査技師養成)と医療情報技術科(診療情報管理士など各種医療事務職養成)および一年制の専攻科(臨床工学技士養成)から構成されています。豊かな自然に囲まれた広大なキャンパス内には、医学部、衛生学部、最先端の研究を行う総合医科学研究所およびわが国有数の規模と設備を誇る大学病院が併設されています。

建学以来、一貫した教育目的は、専門的知識と技術だけでなく、患者中心のチーム医療に強く求められる協調性、責任感、コミュニケーション能力や自発的な問題解決能力

などを兼備し、「生命の尊厳」を重視する医療の実践に献身・奉仕できる「良き医療人」を育成することにあります。

この目的を達成するため、本学では共通導入プログラムとして、一・二年次に早期臨床体験や病院実習宣誓式および学内大学病院での実習(二ヶ月間)などを設けています。これらを通して、学生に必要な基礎知識・技術および医療人としての自覚を習得させた後で、三年生を各自の希望と関心に応じて二・三人ずつの小グループに分け、学内だけでなく医学部、衛生学部、総合医科学研究所の基礎・臨床医学教室に配属し、密度の濃い短期卒業研究(三ヶ月間)を体験させています。終了後には研究内容の「予稿集」を発行し、指導教員と三年生全員が参加する研究成果の発表会を開催しています。

卒業研究では、学生は新たな環境・人間関係のなかで厳しい自己修養に励むとともに最新の医学・医療の一端に触れることを通じて、主体的な研究の喜びを味わうことができます。加えて、少人数編成のため、配属先での教員・スタッフによる親密な指導と人間的交流を通じて、協調性、責任感、コミュニケーション能力、問題解決能力などを、改めて体得・向上させることができます。その他、本学と他学部・研究所教員間での学生指導に関する多彩な情報交

換を行うことにより教員相互の親睦・連携が深まり、学園全教員の教育に対する共通理解を達成する大きな契機ともなっています。

また、卒業研究は本学学生の主体的な学習態度を向上させています。そのことは、臨床検査技師国家試験および診療情報管理士資格試験の全国平均をはるかに超える高い合格率（過去五年間で前者は九六％、後者は一〇〇％）が端的に物語っています。さらに、併設の衛生学部四年次への編入や付設の専攻科への進学を果たす学生も少なくありません（例年前者は一五人、後者は一二人ほど）。いずれも学問的な研究意欲を啓発された学生であり、この点でも、

卒業研究が学生の潜在的な能力開発と多様な進路選択に及ぼした影響力は大きいと考えられます。

以上のように、本学の卒業研究は他学部・研究所の全面的な支援と協力を得ながら、「良き医療人」の育成という教育目的の達成を目指す最終的総合プログラムといえます。今後は、「特色GP」に採択されたことを契機に新設した「総合教育支援センター」に事務・情報伝達・企画立案機能を集中して他大学・短期大学との卒業研究共催などの新企画を実施し、より効果的かつ有意義な卒業研究を推進したいと期しています。

## 入学者の質的变化に対応する学習支援

### — 学びの環境づくり —

(主として学生の学習及び課外活動への支援の工夫改善に関するテーマ)

今日、全国の短期大学をめぐる状況の変化は著しく、入  
学定員維持という切実な問題はもとより、入学してくる学  
生の質的变化や生涯学習への対応、さらには卒業時に高等  
教育修了者にふさわしい人材を送り出すことが短期大学に  
は求められている。

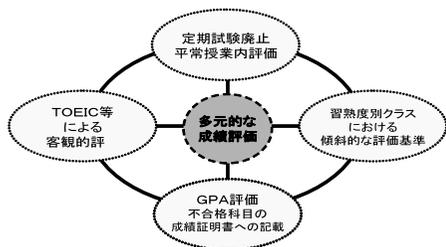
夜間二年制の短期大学である本学では、全入学時代に先  
駆けて平成十年度に「セメスター制」を導入した。そして、  
平成十二年度から開始した「入学者の質的变化に対応する  
学習支援 — 学びの環境づくり —」の取組は、働きの  
から学ぶ学生、進学・就職を目指す学生の卒業時における  
質的な水準の維持・向上をはかるものである。

具体的には、以下の施策および学習機能の工夫・改善等  
を有機的に結びつけ、きめ細かな学習支援を行うことによっ  
て、個々の学生の質的向上をめざす総合的な取組である。

- ① 新入生対象の学外オリエンテーションにおける工夫  
(平成十二年度)
- ② 履修モデルの設定と活用  
(平成十二年度)
- ③ 適正で多元的な成績評価システムの構築  
(平成十二年度)
- ④ 学生の主体的な学習の支援  
(平成十三年度)
- ⑤ カルテ方式の個人学習記録システムの構築  
(平成十四年度)
- ⑥ SELHiとの高大連携によるリメディアル教育  
(平成十六年度)
- ⑦ 英語の四技能を有機的に統合する授業の実践  
(平成十六年度)

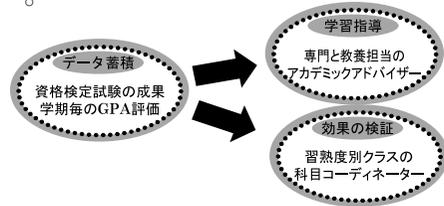
### 【主な取組の概要】

「適正で多元的な成績評価システ  
ムの構築」では、定期試験を廃止し  
て全科目で学習達成度を平常授業の  
中で測定するとともに、専門（英語）  
の授業では習熟度別クラスを編成し、  
傾斜的な評価基準を設け、評価の公  
平性を保っている。外国人教員を含  
めた専任教員の科目コーディネータ  
がそれぞれの科目の内容や評価につ



いて調整をはかるとともに、英語の学習達成度と成績評価に客観性を持たせるため、学期末にTOEIC等を導入し習熟度別クラス編成に活用している。

「カルテ方式の個人学習記録システムの構築」では、学生基本情報のデータベースの中にカルテ方式の個人学習記録システムを構築し、学期ごとのGPA評価や資格検定試験の成果等を蓄積し、学生にフィードバックして一定期間の学習に対する客観的な評価を掌握させるとともに、アカデミック・アドバイザーの個別学習指導の充実に資している。



「SELHIとの高大連携によるリメディアル教育」では、基礎学力が一定水準に達していない学生に対して、高等学校までの英文法を再認識する意味から、SELHIの英語教員を講師に招き、本学の英語教員とチーム・ティーチングにより、SELHIで実践している指導法と大学レベルの英語学の知見を有機的に融合した「コミュニケーションのための英文法―英文構成法」の授業を実施している。

「英語の四技能を有機的に統合する授業の実践」では、より高度な英語の運用能力を身に付けさせることを目的と

して、外国人教員と日本人教員のチーム・ティーチングにより英語の四技能を有機的に結びつける「Integrated Skills (実践総合英語ワークショップ)」の授業を実施している。授業では英語母語話者がつ語彙文法知識を日本語と英語の両言語を使いながら教授し、多様な練習方法を用いて学生の英語感覚を練磨している。

### 【将来的な展望】

CALL (Computer Assisted Language Learning) 教材の開発やそれを活用したチュートリアルクラス設定等の学習機能の工夫・改善等を行うことにより、学習支援を行うための「学びの環境づくり」を推進する。また、時間的制約のある本学学生に各自の都合に合わせて自学自習できるように自立学習型CALL教材を作成し、教材専用サーバーにおいてWEB上で学習できるようにする。さらに、英語の四技能における到達指標を確立して多元的な評価システムを構築するとともに、カルテ方式の個人学習記録システムの充実はかることにより、今まで以上に学生の英語力を増進させる。

以上の複合的な取組を通して、本学は入口から出口までの学習支援を充実させ、卒業時における個々の学生の質的向上をめざすものである。

# 久留米信愛女学院短期大学

## 地方都市における地域参画型短期大学教育

(主として大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ)

### 一、地域参画型短期大学教育の背景と経緯

久留米市から要請されて設置された本学は、開学以来、地域に貢献する短期大学教育を謳い地域社会と結びついてきた。平成十五年度に生涯学習事業を地域参画事業に展開することを教職員全員で決議し、「地域参画宣言」を学内外に向けて宣言し、学長を室長とする「地域参画推進室」を設置し、久留米市長・助役・教育長・各部長・商工会議所会頭を学外メンバーに加えた「地域参画推進連絡協議会」を設立した。地域参画事業の企画・実施を行うため市民・同窓生・学生が参加する「地域参画推進センター」を設置し、地域参画事業の学外の拠点として、久留米市中心部に「信愛コラボレーションプラザ リリウム」を開設した。

### 二、地域参画型短期大学教育の目的

「自己を他者に生かす」というカトリック精神に基づいた教育理念のもと、教職員・学生・卒業生が共同して地域社会に貢献するとともに、地域の教育力を短期大学教育と結びつけ、学生の全人格的成長を支援し、本学の教育・研究活動の質の向上を図るのがこの取り組みの目的である。

### 三、地域参画型短期大学教育の方法と内容

行政や地場産業と連携し、市民や同窓生と共同して、学生と教職員が地域参画事業を展開する。

具体的なプログラムは次の通りである。

- ①公開講座プログラム、②子育て支援プログラム、③福岡県・久留米市・商工会議所との連携プログラム、④ボランティア促進プログラム、⑤地域の課題に関する研究開発プログラム、⑥ノーマライゼーション推進プログラム、⑦地場産業・企業との連携プログラム、⑧高齢者支援・健康対策プログラム、⑨街おこしプログラム、⑩地元メディアを活用した情報発信プログラム、⑪外部講師招聘プログラム、⑫学内および学外の施設開放プログラム

この取り組みの特色は、今日の地方都市が、少子・高齢

化や環境問題、地場産業の不振や中心市街地の空洞化、地方分権の推進と広域市町村合併などの課題を抱えつつ変化するなか、地域密着型小規模短期大学が地域参画型短期大学教育を推進することにより、地域の教育力と短期大学の教育力を結びつけ学生に対する教育の質を高めるところにある。地方都市と短期大学が一体となった高等教育の試みであり、将来、日本型コミュニティカレッジの創造の基盤となる試みである。この取り組みを通して、地域から愛され、地域によって育てられ、地域に貢献する学生や卒業生は、われわれ教職員の誇りとするところである。



# 鹿児島純心女子短期大学

## モチベーションを高める体験型英語教育

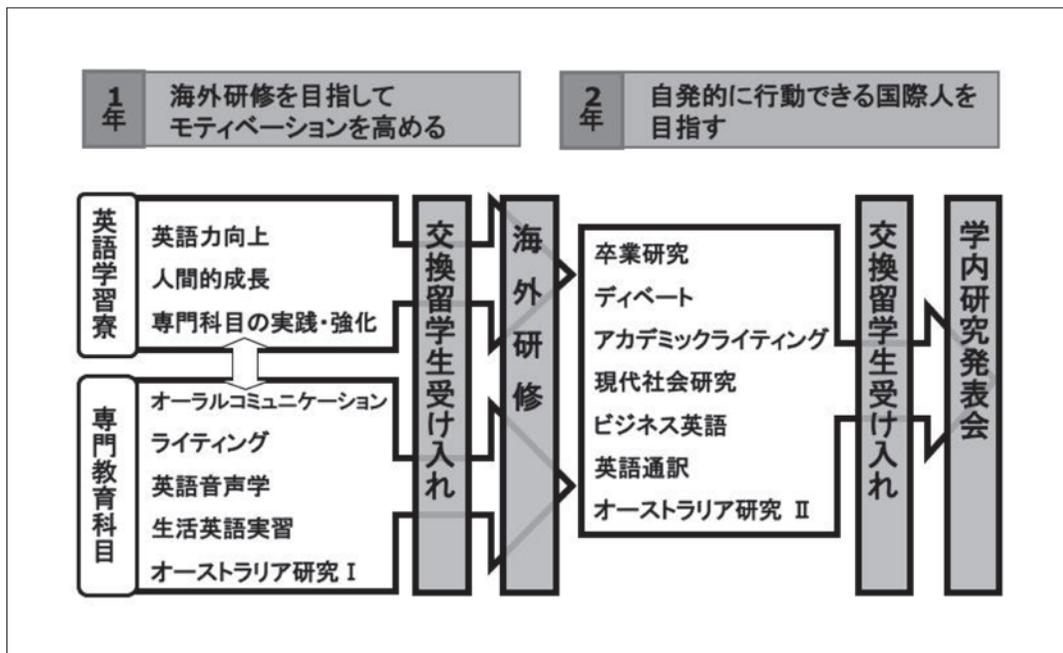
—— 全寮制と海外研修を活用する実践的カリキュラム ——

(主として教育方法の工夫改善に関するテーマ)

本取組は、実践的な英語運用能力と豊かな人間性を備えた国際人を育成することを目標としています。この目標のもとに、英語教育を知的な面のみならず情意面も含めた全人教育として捉え、体験重視の実践的カリキュラムを実施することを特色としています。英語学習寮、海外研修、交換留学生の受け入れなどの英語体験を重視し、かつそれらを専門教育科目と密接に連関させることによって、学生のモチベーションを向上させ、教育効果を高めています。

英語学習寮（一年次全寮制）… 一年生全員が学内にある寮で、外国人教員三名と共同生活を体験します。会話・放送・掲示等すべてが英語で行われ、また、English Marathon Day、ゲストスピーカーによる講話、異文化行事体験などを通して、英語を使用する機会を充実させています。寮は

体験型英語教育の内容と連関図



すべて個室で、各部屋から学内LANに接続可能です。

海外研修…一年生全員がオーストラリアで約一ヶ月間の短期留学を体験します。本学の海外研修の特色は、外国人のための語学学校ではなく、現地の提携校で、現地の学生と共に学習し、学生は一人ずつ提携校の学生の家庭にホームステイすることです。各提携校における学生数は一名から八名です。少人数で学ぶことにより、日本人同士で日本語を使うことを避け、自主的に英語で考え行動することができますようになります。平成十六年度は、七都市二三校で海外研修を実施しました。

交換留学生の受け入れ…毎年、十一月から十二月にかけて、提携校から約三〇名の留学生を受け入れています。学生全員が授業や休み時間に留学生と交流し、学生自身が日本語・日本文化の授業を担当します。

専門教育科目との連関…英語学習寮、海外研修、交換留学生の受け入れ等の英語体験は様々な専門教育科目と密接に結合し、学生のモチベーションを高めています。例えば、一年次履修の「ライティングⅠ・Ⅱ」では、自分や家

族の紹介、鹿児島についての情報等をのせたスクラップブックを作成します。これを海外研修に持参し、ホストファミリーと会話をする際に活用しています。

本取組の教育効果は、外部検定試験（TOEICと英検）、本学独自のオーラルテスト、学生の意識調査、卒業生の進路状況・意識調査、教員の自己点検評価などを用いて、多角的に評価し改善に取り組んでいます。

平成十五年度、在学生に行った意識調査結果によると、英語学習寮、海外研修、専門教育科目のすべてが、「英語学習への意欲」を強く高めています。特に、海外研修に参加した学生は全員が、「英語学習に対する意欲が増した」と回答しています。寮生活に関しては、「一年間寮生活を送ったことは良かった」と答えた学生が九〇%にのびります。

今後、本学の体験型英語教育をさらに充実し、学生のモチベーションを高め、実践的英語運用能力と豊かな人間性を備えた国際人を育成していきたいと考えています。

詳細については、本学ホームページ（<http://www.k-junshin.ac.jp/juntan/GP/>）を是非ご覧下さい。

# 平成十六年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」

## — 採択取組の概要 —

### 拓殖大学北海道短期大学

#### 新規農支援助による地域活性化への貢献

(地域活性化への貢献)

##### 一. 地域との開かれた連携の追及

農業系短期大学として地域社会との密接な連携を伝統とする本学は二〇〇三年四月に開設した「新規就農コース」において一つの質的飛躍を志した。新規就農支援事業という地域の焦眉の課題を引き受ける取組を始めたのである。「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」選定理由では次のような評価を受けた。「この取組は、地域との連携を深める教育を展開中の貴学が、さらに一歩地域と密着し、高等教育機関の使命と責任を深く認識し、新規就農支援シ

ステムを構築し地域活性化を企画したものです。」

##### 二. 新規就農支援事業と大学教育との結合

二〇〇二年九月、本学と地元的首長と農協組合長の三者が呼びかけて「新規就農サポートセンター」が設立され、これと平行して環境農学科に「新規就農コース」が開設された。新規就農サポートセンターを中核とし、大学の新規就農コースが教育面で責任を持つ、新しい産・学・官の連携の仕組みを私たちは新規就農サポートシステムと呼んでいる。

このシステムの特色の一つは新規就農者の育成という「人材育成」を産・学・官が協力して行うところにある。もう一つの特色はいわば「半農半学」の実践的なカリキュラムである。四月から十月までの農繁期には学生は大半の時間を研修ファームでの農業研修に充て、二週間に一回の

地域集合研修を受ける。この夏学期の強烈な農業体験こそが学生たちの学びの原点となる。十一月から三月まで農閑期には大学の教室で授業を受ける。この冬学期において学生は農業実習体験に基づいて、各科目の講義内容に実践的に反応し、自らの強烈な実習体験を理論的に総括するのである。

### 三、新規就農サポートシステムの取組

新規就農サポートシステムの基本的な課題は、このシステムの広範囲な周知徹底と新規就農希望者の入り口から出口に至るまでの受け入れ体制の整備である。そのためには、①サポートシステムの周知と新規就農希望者の確保、②サポートシステムの活動範囲の地域的拡大、③研修ファーム実習を含めた教育内容の充実、④卒業後の就農に対する支援が具体的課題となる。

①と②の事業は主に新規就農サポートセンターとの共催という形態で、文字通り産・学・官の連携によって展開さ

れている。

教育の充実は主に③と④に関わる。教育内容の充実については、夏学期と冬学期における教育内容を密接に連携させることが重要な課題である。就農については現在、地域の支援を受けながら、自立営農に向けた準備と、卒業後に受け皿となる新しい農業生産法人を設立する準備とが平行して進められている。

### 四、地域の活性化と社会的反響

新規就農サポートシステムは小さな短期大学が発信源となつて実働を始めてからまだ三年であるが、当初の予想を超える社会的反響がまさおこっている。それは日本の食生活を支える北海道農業の持続と活性化を促すプロジェクトだからである。

地域の切実な課題に真正面から応えようとする教育活動によって地域社会が変わるとともに、大学教育も変わるものである。

## 埼玉女子短期大学

### 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」 に採択された本学の取組について

(人材交流による産学連携教育)

#### 一. 取組の内容

本学は、開学以来すすめてきた「実務教育」の下で、「女性職業人の育成」に努めてきた。カリキュラムについては、平成九年度から学生の希望進路に合わせた「コース制」を導入した。学生に強い職業意識を構築するため、平成十一年度から「春学期三週間インターンシップ」を導入、平成十二年度から「秋学期三週間インターンシップ」、平成十三年度から「三カ月インターンシップ」を開始させた。さらに多岐に渡る企業人を毎週招いて講義を行う「現代社会と企業」、「国際コミュニケーションと企業」など、キャリア形成支援教育を押し進めてきた。ここで、それをさらに発展させるため、本学をインターンシップ中心としたキャリア形成支援教育を行う「キャリア短大」と位置づけ、現在、学長の下に五つのプロジェクト(カリキュラム・基

礎ゼミ・キャリアサポートセンター・キャリア形成のための資格取得・組織改編)を設置し、全学あげての支援態勢構築に向け、検討をすすめている。

#### 二. 取組の効果

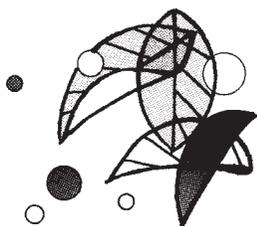
僅か二年間しかない短大生にとつての学生生活は、時間との戦いでもあるが、入学直後からキャリア教育を始めることにより、ある程度解決することが可能となる。個々のキャリア計画を早めに立て、それに沿った履修をし、併せて目標とした資格取得やインターンシップ、ボランティア、留学等の経験を重ね、自らの将来を実現していくことが可能になる。

本学では、可能な限り多くの学生にインターンシップを経験させ、揺るぎない職業意識を構築していきたいと考えている。インターンシップ受講者は、年々増えてきている。(別表参照) 本学のインターンシップは、春・秋の各三週間と、三カ月の三種類であるが、今後のインターンシップは、三カ月インターンシップを中心に据えたい。

短大生は社会において、四年制大学生と比較される。社会性、自立心など二年間の差があるのは事実であるが、この三カ月インターンシップの経験で、短期間にその差を大

インターンシップ年度別受講者数

主な企業等	春学期 3 週間 (春学期 4 単位) ホ テ ル 旅 行 代 理 店 航 空 会 社 ガ ス 会 社 市 役 所 社会福祉協議会	秋学期 3 週間 (秋学期 4 単位) 洋菓子販売店 旅 行 代 理 店 航 空 会 社 ガ ス 会 社 市 役 所 社会福祉協議会	3 ヲ月 (8 単位) ホ テ ル 旅 行 代 理 店 日 本 料 理 店 百 貨 店 アパレル販売店 化粧品販売	合 計
平成11年度	17名			17名
平成12年度	20名	19名		39名
平成13年度	27名	18名	7名	52名
平成14年度	11名	23名	15名	49名
平成15年度	20名	29名	31名	80名
平成16年度	37名	30名	47名	114名



幅に縮めることができることも可能であり、受講者の内定率は極めて高くなっている。

今後の計画としては、三ヶ月インターンシップをキャリア形成支援教育の強力なプログラムとし、キャリア短大構想の中心におき、推進していきたいと考えている。

(文責…光本)

# 日本赤十字武蔵野短期大学

## 短期大学を拠点とした地域防災活動の推進

(地域活性化への貢献)

昨年暮れに発生した中越地震の地へ、学生と教員がボランティア活動に参加してきました。活動の状況などから、特に住民への生活支援の方法として、災害医療の基礎的知識の実際や災害現場（被災病院、救護所、避難所、仮設住宅）における救護活動、感染予防対策、災害弱者の問題とケア、被災者の精神保健等について理解することが必要だとわかりました。一方、救護を行う人にとっても、非常事態の医療活動となる為にストレスは大きく、自己管理が必要です。いつ起こるか分からない災害に対して、すぐに活動を行うには、日頃からの災害救護訓練や研修会が必要です。

このプログラムは、本学が地域防災活動の調整役となり、東京都武蔵野地域における災害看護や地域防災をテーマに、地域防災ボランティアの人材育成をめざすものです。武蔵

野市境南町の住民で組織する地域防災懇談会と本学の看護実習施設である武蔵野赤十字病院、さらに武蔵野市役所など行政機関と共同で、研修会の実施、教材の提供、地域防災パンフレットの作成、災害時の支援体制の確立などを行います。

- このプログラムでは、次の五つの活動を計画しています。
- (1) 地域防災ボランティア育成支援活動プログラムの行動化として地域住民とともに研修会を開催します。その内容は、①避難所での住民のケアニーズへの対応、避難所で起こりうる課題への対応（被災者・救護者への心のケアを含む）、マスクミ対応の訓練。②避難所立ち上げの机上シミュレーションを経て、救護技術としてテント設営、担架・簡易ベッドの操作、簡易トイレの使い方、無線機の取り扱い等の演習。③BLS（一次救命処置）訓練として、早期CPR（心肺蘇生法）やAED（自動体外式除細動器）を使用した演習を行う。④武蔵野赤十字病院主催による総合訓練への参加、協力する。
  - (2) 地域防災に関連した教材用パンフレットを作成する。
  - (3) 講演会・シンポジウムの開催。被災地域の住民や行

- 政のリーダーを招いて研修会を実施。これらについては、地域防災懇談会のメンバーの方々との話し合いによりテーマの検討、演者の選定、広報活動、実施要領、評価など具体的内容を決定していきます。
- (4) 小学生を対象とした地域防災活動への参加。
- (5) 本学災害救護ボランティアサークルの学生と地域住民との合同防災活動の企画・実施。本学学園祭で発表。



中越地震ボランティア活動

本学では看護学科に災害救護系を設置し、救護に関する知識、技術、心構え、行動力を体系的に習得するために専門科目「災害救護論」の授業及び実習を開講し、専攻科では災害時の地域保健活動をカリキュラムに取り入れていきます。また、短大の課外活動では災害救護ボランティアサークルの学生が地域や病院の救護訓練に参加しています。

学生・教員及び地域住民が共に防災活動を行うことで、自分たちの命は自分たちで守るという自覚が高まると同時に、自己防災及び地域防災に必要な知識、技術が習得できることにあります。

これら本学と地域の住民が協力して、防災活動の企画や実施、教材開発などを行うことなどの活動が、学生と住民及び関連機関との交流を推進し、郷土愛を高め、さらには医療施設に就職する学生の卒業教育にもつながる役割をも果たすものと考えています。

# 資料

(平成16年度に本協会が文部科学省等へ出した主な意見書等)

平成16年 6月16日

文部科学省 高等教育局  
局長 遠藤 純一郎 様

短期大学振興議員連盟  
会長 尾身 幸次  
幹事長 田野瀬 良太郎  
振興議員連盟 一同

## 短期大学の振興に関する第5次要望事項

ご承知のとおり、短期大学振興議員連盟は、去る6月10日、自由民主党本部において、第5回総会を開催し、今後の短期大学の振興策について種々協議いたしました。

その総会当日、出席国会議員より提案された短期大学の振興策に関する要望等を、下記の5項目に取りまとめました。

については、これら各項目の実現に向けてご検討されるよう切に要望いたします。

### 記

#### 【継続事項】

#### 1. 高等教育の将来構想（グランドデザイン）の構築と、短期大学における「準学士」の学位としての位置付けについて

高等教育機関の位置付けや、将来像を示すグランドデザインの構築は、21世紀における高等教育の在り方の基礎・基盤となるので、短期高等教育を含め早急に検討し結論を示されたい。

また、準学士の学位としての位置付けについても我々はかねてよりお願いしてきたところであるが、依然として解決を見ないままである。ちなみに、アメリカ、カナダ、イギリスでは、学士（Bachelor's Degree）、準学士（Associate Degree）ともに、学

(次頁へ)

(前頁より)

位 (Degree) として位置付けられている。国際的に伍していくためにも早急な実現をお願いしたい。

※学校教育法抜粋

・第68条の2第1項

大学 (第52条の大学に限る。以下この条において同じ。) は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を授与するものとする。

・第69条の2第7項

短期大学を卒業した者は、準学士と称することができる。

## 2. 短期大学への留学生受入れに対する支援について

(1) 外国人留学生の厳しい経済状態に鑑み、多くの短期大学では大幅な授業料減免措置を講じ、これに対して、国は減免授業料の一部を補助している。

しかしながら実際の減免人数に比較して予算が圧倒的に少なく、補助率はわずか4割前後に留まっており、留学生受入れは短期大学の大きな負担によって支えられているのが実情である。

については、留学生政策のより一層の推進を図る観点から、留学生に対する授業料減免を講じた短期大学については、その減免額に対する補助の充実を図られたい。

(2) 私費留学生に対する奨学金事業の一環として、学習奨励費給付制度を設けているが、その給付を受けられる者は非常に少ない人数となっている。

については、この経済的支援の一層の充実を図る観点から、学習奨励費の大幅な増額を図るとともに、なるべく多くの留学生に支給されるような方策を講じていただきたい。

## 3. 短期大学におけるコミュニティ教育への支援について

我が国の短期大学は、生涯学習機関として社会人の受入れを積極的に推進することが求められているが、地域社会 (コミュニティ) に対応した教育 (地域総合科学科) や社会人を対象としたリカレント教育・公開講座等を短期大学が行う際には、私立大学等経常費補助金の「地方高等教育機関の活性化」の増額を引き続きお願いしたい。

(次頁へ)

(前頁より)

## 【新規事項】

### 1. 教育研究活動等の点検・評価に関わる経費について

大学・短期大学においては、従来から、法令に基づく教育研究活動等についての自己点検・評価を行い、その評価結果を公表し、社会の要請に応えつつその教育研究水準の向上を図ってきたところである。

本年4月からは学校教育法の改正により、全ての大学・短期大学が上記の自己点検・評価に加え、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（短期大学基準協会が認証評価機関となる）による評価を7年以内毎に受ける必要が生じた。

現在、評価に関しては、私立大学等経常費補助金の特別補助の大学教育高度化推進特別経費に予算が計上されているが、各短期大学における評価活動に要する経費負担が一層増えることに鑑み、当該経費の格段の増額をお願いしたい。

また、文部科学省が、改正学校教育法に基づく認証評価を実施する機関に対して、「大学の第三者評価に関する調査研究業務」を委託する事業を行ってきたところであるが、この評価制度は我が国においては初めての試みであるため、評価システム等について今後とも不断に見直し・改善を図ることが不可欠と考えるので、この委託事業の継続及び増額をお願いしたい。

### 2. 構造改革特区について

株式会社等の学校経営参画については、実験的かつ試行的な経営についての十分な検証が必要と考えるので、全国化することについては慎重な対応が必要である。また、株式会社等に公的助成を行うことは、戦後の教育の振興に大きな役割を果たしてきた私学制度（学校法人制度）の根本に関わる問題であるので反対する。助成を受けることを希望するのであれば、学校法人となるべきである。

—以上—

## 第5次要望事項に対する文部科学省からの回答

### 短期大学振興議員連盟からの要望事項について

#### 【継続事項】

#### 1 高等教育の将来構想（グランドデザイン）の構築と、短期大学における準学士の学位としての位置付けについて

→平成17年1月28日に中央教育審議会から「我が国の高等教育の将来像」について答申。その答申等を踏まえ、短期大学を卒業した者に短期大学士の学位が授与されるよう「学校教育法の一部を改正する法律案」を今国会に提出した。

#### 2 短期大学への留学生受入れに対する支援について

(1)留学生に対する授業料減免措置を講じた短期大学については、その減免額に対する補助の充実を図りたい。

→授業料減免学校法人援助について予算の増額を図った。

〔平成17年度予算額33億円（前年度33億円）（45百万円増額）〕

(2)私費留学生に対する経済的支援の一層の充実を図る観点から、学習奨励費の増額と、なるべく多くの留学生に支給されるような方策を講じていただきたい。

→学習奨励費について、給付人数の増員を図り、予算の増額を図った。

〔平成17年度予算額80億円（前年度79億円）〕

#### 3 短期大学におけるコミュニティ教育への支援について

地域社会に対応した教育や社会人を対象としたリカレント教育・公開講座等を短期大学が行う際には、「地方高等教育機関の活性化」の増額をお願いしたい。

→私立大学等経常費補助金の「地方高等教育機関の活性化」経費の予算の確保に努めた。

〔平成17年度予算額39億円（前年度39億円）〕

#### 【新規事項】

#### 1 教育研究活動等の点検・評価に関わる経費について

- 各短期大学における評価活動に要する経費負担が一層増えることに鑑み、大学  
(次頁へ)

(前頁より)

**教育高度化推進特別経費の格段の増額をお願いしたい。**

→私立大学等経常費補助金の多元的評価を支援する経費の予算の増額を図った。

〔平成17年度予算額 8 億円 (前年度 7 億円)〕

○ **「大学の第三者評価に関する調査研究業務」委託事業の継続及び増額をお願いしたい。**

→認証評価機関が行う評価の充実に向けた調査研究に関する委託については予算の増額を図った。(なお、要望事項の「大学の第三者評価に関する調査研究業務」委託事業には、平成16年度から実施しているこの委託事業で対応している。)

〔平成17年度予算額 1 億10百万円 (前年度99百万円)〕

## 2 構造改革特区について

○ **株式会社等の学校経営参画を全国化することについては慎重な対応が必要である。**

→株式会社等による学校経営については、実施状況についての検証が不可欠であると考えている。

○ **株式会社等に公的助成を行なうことには反対する。**

→学校を設置する株式会社等を私学助成の対象とすることは、憲法上の課題等があり困難であると考えている。

「大学の教員組織の在り方について」  
(審議経過の中間的な整理)  
に対する意見

平成16年12月24日  
日本私立短期大学協会

1 はじめに

大学の教員組織、とくに助手の在り方を早急に見直す必要性については、これまで関係各方面から指摘されてきたところであり、この度、大学分科会・大学の教員組織の在り方検討委員会が「中間的な整理」をまとめたことについては、大学の教員組織の在り方の方向性を示したものと理解している。

この課題には、平成8年に大学審議会から検討の必要性が指摘されて以来、長期に亘って具体的な検討内容が示されなかったように、相当根深い問題が孕んでいることが伺われる。

このような重要な課題であることを前提として、本協会では、この「中間的な整理」について、私立短期大学の立場はもとより国・公・私立大学の教員組織の在り方全体の観点から検討を行った。

2 「中間的整理」全体について

「中間的整理」で提案されている内容については、これまで指摘されている教員組織の問題点を的確に捉え、概ねそれに対応した制度設計となっているものと理解でき、全体として賛同する。

3 個別の意見について

「中間的な整理」が提案されてから短期間であるということもあって、本協会として必ずしも十分に検討し尽くしたものでないが、主な意見は次のとおりである。

(次頁へ)

(前頁より)

- 「あるべき大学論」のうえに立っての論議でなければ、根本的な解決にならないのではないか。
- 助教授を「准教授」とし、職務内容を実態に沿ったものとするについては、適当と考える。
- 「新職」を設けることについては、若手研究者の早急な養成の必要性という観点からは適当と考えるが、教員の職種が多様となることにより大学の教育研究に影響が及ばないよう、教員組織全体の位置付けや職務内容を明確にする必要がある。
- 「新（助手）」の位置付け（教育研究の補助）と職務内容（多様）は、今後において曖昧性が生じないよう、明確に合致させておく必要がある。  
また、現在の助手に相当する職務を行っている教育専門職員や技術（事務）職員との関係についても、検討する必要があるのではないか。
- 「新職」、「新（助手）」の名称は、できるだけ早期に示すべきである。
- 教員組織全体として、法律上、設置基準上等具体的にどのような改正内容になるのか、できるだけ早めに示されることが望ましい。
- 助手の認定条件について、厚労省の栄養士養成施設等と、文科省の設置基準との整合性が必要ではないか。
- この度の教員組織の見直しの機会に、私学助成の経常費補助の対象等についても併せて検討をお願いしたい。

#### 4 今後の審議について

この課題の重要性に鑑み、今後、大学分科会（検討委員会）においては、検討委員会の「中間的な整理」について更に十分審議を尽くし、最も適切な教員組織像を大学関係者に示されることを要望したい。

(以上)

## 「学校教育法の一部を改正する法律案」の早期成立に係る決議

我が国が豊かで活力のある国家として更に発展し、また、国民一人ひとりが夢と希望を抱ける社会をより確かなものにするためには、人間力向上のための教育改革を一層推進することが必要である。

とりわけ、「知識基盤社会」と言われ、生涯学習社会が本格化する二十一世紀においては、高等教育に希望する誰もがアクセスできるような高度かつ多様な、裾野の広い真の高等教育の充実発展こそが必要である。

短期大学は、地域の身近な高等教育機関として、これまで様々なニーズに応え発展し、我が国の高等教育の一端を担うという重要な役割を果たしてきており、今後、生涯学習社会の土台を作る教育を提供する等の役割が期待されるなど、更なる飛躍が求められている。

このような状況の中で、学校教育法の一部を改正し、短期大学卒業者に對する学位制度を創設するとともに教員組織の整備を行うことは、短期大学が時代の要請に応え、教育研究の更なる活性化を実現していく観点から、重要不可欠である。

特に学位の制度化については、短期大学振議員連盟としての積年の取組課題であり、一刻も早い実現が望まれる。

これらに鑑み、「学校教育法の一部を改正する法律案」の早期成立を強い決意を持って期す。

右、決議する。

平成十七年三月二十五日

短期大学振興議員連盟

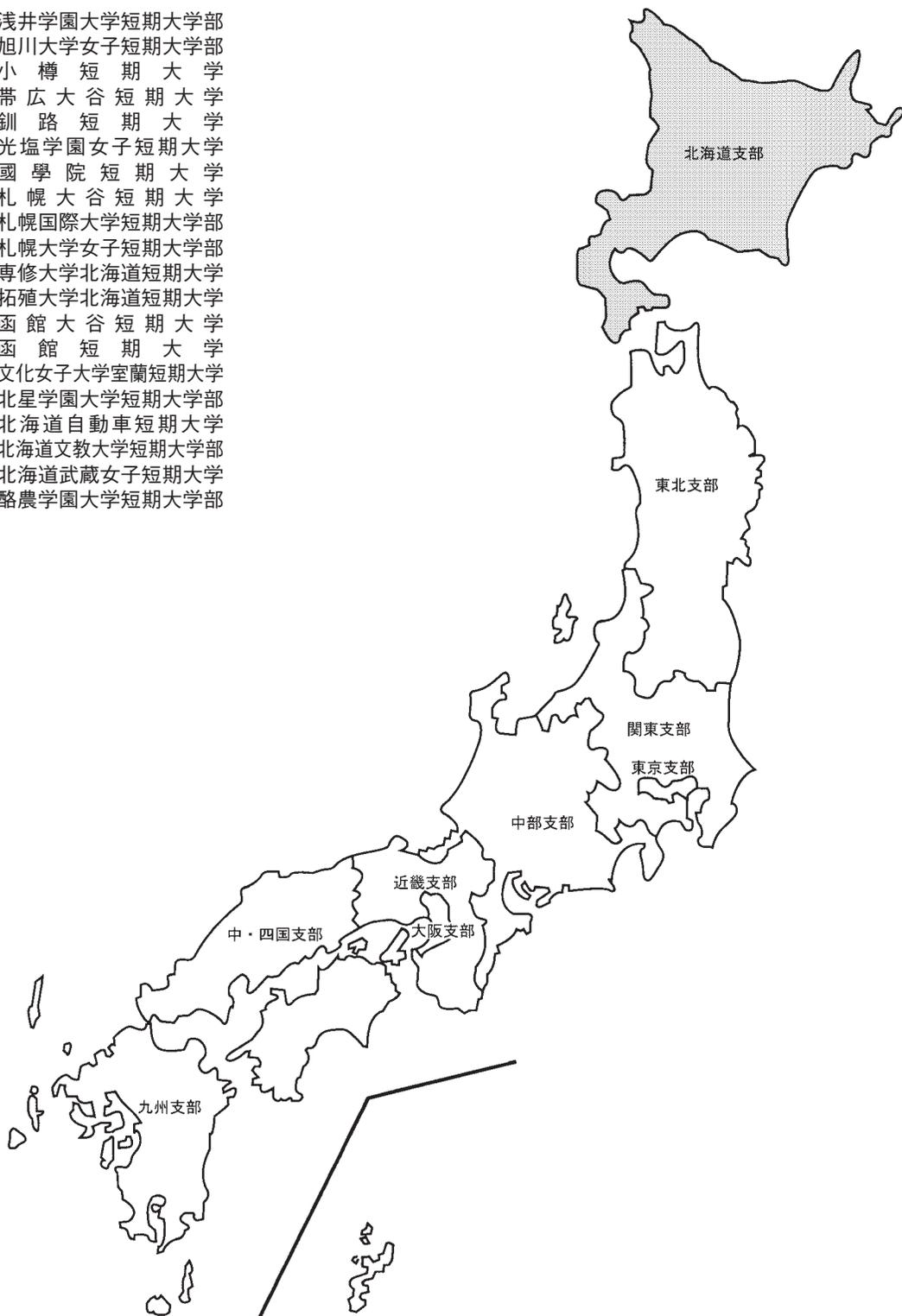


# 支部別会員校名一覽

(平成17年5月17日 現在)

## 北海道支部 20校

- 浅井学園大学短期大学部
- 旭川大学女子短期大学部
- 小樽短期大学
- 帯広大谷短期大学
- 釧路短期大学
- 光塩学園女子短期大学
- 國學院短期大学
- 札幌大谷短期大学
- 札幌国際大学短期大学部
- 札幌大学女子短期大学部
- 専修大学北海道短期大学
- 拓殖大学北海道短期大学
- 函館大谷短期大学
- 函館短期大学
- 文化女子大学室蘭短期大学
- 北星学園大学短期大学部
- 北海道自動車短期大学
- 北海道文教大学短期大学部
- 北海道武蔵女子短期大学
- 酪農学園大学短期大学部



## 東北支部 23校

### ■青森 (5校)

青森明の星短期大学  
青森中央短期大学  
八戸短期大学  
東北女子短期大学  
弘前福祉短期大学

### ■岩手 (3校)

岩手看護短期大学  
修紅短期大学  
盛岡大学短期大学部

### ■秋田 (5校)

秋田栄養短期大学  
秋田桂城短期大学  
聖霊女子短期大学  
日本赤十字秋田短期大学  
聖園学園短期大学

### ■宮城 (4校)

尚綱学院大学女子短期大学部  
聖和学園短期大学  
東北生活文化大学短期大学部  
宮城誠真短期大学

### ■山形 (2校)

羽陽学園短期大学  
山形短期大学

### ■福島 (4校)

いわき短期大学  
郡山女子大学短期大学部  
桜の聖母短期大学  
福島学院大学短期大学部



**関東支部 77校**

- 千葉 (14校)**  
 植草学園短期大学  
 江戸川短期大学  
 三育学院短期大学  
 昭和学院短期大学  
 聖徳大学短期大学部  
 清和大学短期大学部  
 千葉敬愛短期大学  
 千葉経済大学短期大学部  
 千葉短期大学  
 千葉明德短期大学  
 帝京平成看護短期大学  
 東京経営短期大学  
 東洋女子短期大学  
 日本基督教短期大学

- 埼玉 (14校)**  
 秋草学園短期大学  
 浦和大学短期大学部  
 川口短期大学  
 共栄学園短期大学  
 国際学院埼玉短期大学  
 埼玉医科大学短期大学  
 埼玉純真女子短期大学  
 埼玉女子短期大学  
 埼玉短期大学  
 十文字学園女子大学短期大学部  
 城西短期大学  
 武蔵丘短期大学  
 武蔵野短期大学  
 山村学園短期大学

- 神奈川 (19校)**  
 和泉短期大学  
 小田原女子短期大学  
 鎌倉女子大学短期大学部  
 カリタス女子短期大学  
 相模女子大学短期大学部  
 上智短期大学  
 湘南国際女子短期大学  
 湘南短期大学  
 湘北短期大学  
 昭和音楽大学短期大学部  
 聖セシリア女子短期大学  
 洗足学園短期大学  
 鶴見大学短期大学部  
 田園調布学園大学短期大学部  
 東海大学医療技術短期大学  
 文教大学女子短期大学部  
 横浜女子短期大学  
 横浜創英短期大学  
 横浜美術短期大学

- 新潟 (5校)**  
 新潟工業短期大学  
 新潟青陵大学短期大学部  
 新潟中央短期大学  
 日本歯科大学新潟短期大学  
 明倫短期大学



- 山梨 (2校)**  
 帝京学園短期大学  
 山梨学院短期大学

- 茨城 (5校)**  
 茨城女子短期大学  
 つくば国際短期大学  
 東京家政学院筑波女子大学短期大学部  
 常磐短期大学  
 水戸短期大学

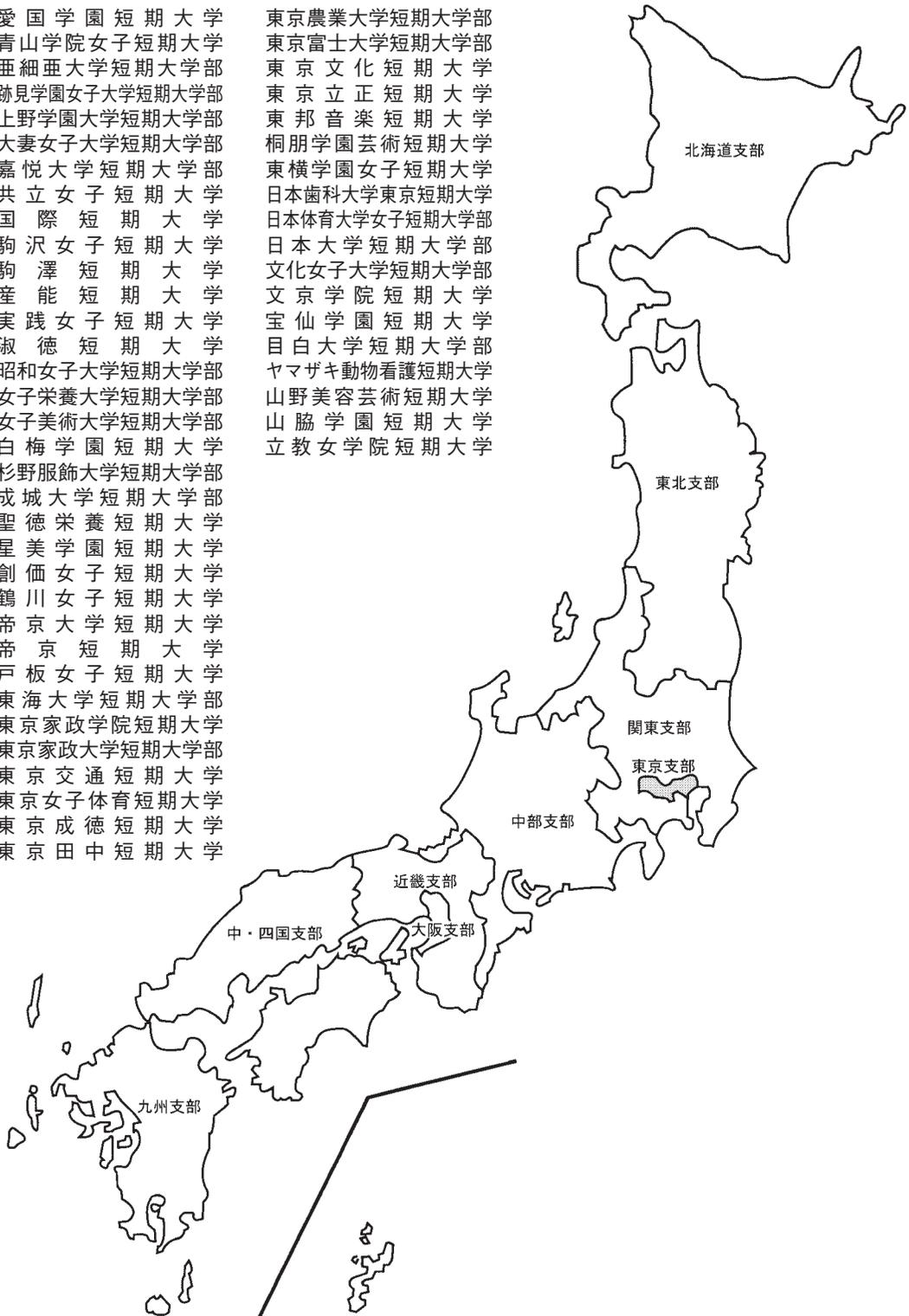
- 栃木 (7校)**  
 足利短期大学  
 宇都宮短期大学  
 宇都宮文星短期大学  
 國學院大學栃木短期大学  
 作新学院大学女子短期大学部  
 佐野短期大学  
 白鷗大学女子短期大学

- 群馬 (11校)**  
 育英短期大学  
 関東短期大学  
 桐生短期大学  
 群馬社会福祉大学短期大学部  
 群馬パース学園短期大学  
 群馬松嶺福祉短期大学  
 高崎芸術短期大学  
 高崎健康福祉大学短期大学部  
 高崎商科大学短期大学部  
 新島学園短期大学  
 明和学園短期大学

# 東京支部 52校

愛国学園短期大学  
 青山学院女子短期大学  
 亜細亜大学短期大学部  
 跡見学園女子大学短期大学部  
 上野学園大学短期大学部  
 大妻女子大学短期大学部  
 嘉悦大学短期大学部  
 共立女子短期大学  
 国際短期大学  
 駒沢女子短期大学  
 駒澤短期大学  
 産能短期大学  
 実践女子短期大学  
 淑徳短期大学  
 昭和女子大学短期大学部  
 女子栄養大学短期大学部  
 女子美術大学短期大学部  
 白梅学園短期大学  
 杉野服飾大学短期大学部  
 成城大学短期大学部  
 聖徳栄養短期大学  
 星美学園短期大学  
 創価女子短期大学  
 鶴川女子短期大学  
 帝京大学短期大学部  
 帝京短期大学  
 戸板女子短期大学  
 東海大学短期大学部  
 東京家政学院短期大学  
 東京家政大学短期大学部  
 東京交通短期大学  
 東京女子体育短期大学  
 東京成徳短期大学  
 東京田中短期大学

東京農業大学短期大学部  
 東京富士大学短期大学部  
 東京文化短期大学  
 東京立正短期大学  
 東邦音楽短期大学  
 桐朋学園芸術短期大学  
 東横学園女子短期大学  
 日本歯科大学東京短期大学  
 日本体育大学女子短期大学部  
 日本大学短期大学部  
 文化女子大学短期大学部  
 文京学院短期大学  
 宝仙学園短期大学  
 目白大学短期大学部  
 ヤマザキ動物看護短期大学  
 山野美容芸術短期大学  
 山脇学園短期大学  
 立教女学院短期大学



## 中部支部 62校

### ■愛知 (27校)

愛知学院大学短期大学部  
 愛知学泉短期大学  
 愛知きわみ看護短期大学  
 愛知工科大学短期大学部  
 愛知江南短期大学  
 愛知産業大学短期大学  
 愛知新城大谷大学短期大学部  
 愛知大学短期大学部  
 愛知文教女子短期大学  
 愛知みずほ大学短期大学部  
 一宮女子短期大学  
 岡崎女子短期大学  
 中京女子大学短期大学部  
 東邦学園短期大学  
 豊橋創造大学短期大学部  
 名古屋芸芸大学短期大学部  
 名古屋経営短期大学  
 名古屋経済大学短期大学部  
 名古屋芸術大学短期大学部  
 名古屋女子大学短期大学部  
 名古屋造形芸術大学短期大学部  
 名古屋短期大学  
 名古屋文化短期大学  
 名古屋文理大学短期大学部  
 名古屋柳城短期大学  
 南山短期大学  
 藤田保健衛生大学短期大学

### ■長野 (9校)

飯田女子短期大学  
 上田女子短期大学  
 信州短期大学  
 信州豊南短期大学  
 清泉女学院短期大学  
 長野経済短期大学  
 長野女子短期大学  
 松本短期大学  
 松本大学松商短期大学部

### ■岐阜 (9校)

大垣女子短期大学  
 岐阜医療技術短期大学  
 岐阜聖徳学園大学短期大学部  
 正眼短期大学  
 高山短期大学  
 中京短期大学  
 中部学院大学短期大学部  
 東海女子短期大学  
 中日本自動車短期大学



### ■富山 (2校)

富山短期大学  
 富山福祉短期大学

### ■石川 (5校)

金沢学院短期大学  
 金城大学短期大学部  
 小松短期大学  
 星稜女子短期大学  
 北陸学院短期大学

### ■福井 (2校)

仁愛女子短期大学  
 敦賀短期大学

### ■三重 (3校)

鈴鹿国際大学短期大学部  
 高田短期大学  
 三重中京大学短期大学部

### ■静岡 (5校)

静岡英和学院大学短期大学部  
 静岡福祉大学短期大学部  
 聖隷クリストファー大学看護短期大学部  
 常葉学園短期大学  
 浜松学院大学短期大学部

**近畿支部 46校**

■兵庫 (21校)

- 芦屋女子短期大学
- 大手前短期大学
- 近畿大学豊岡短期大学
- 賢明女子学院短期大学
- 甲子園短期大学
- 神戸学院女子短期大学
- 神戸松蔭女子学院大学短期大学部
- 神戸女子短期大学
- 神戸常盤短期大学
- 神戸文化短期大学
- 神戸山手短期大学
- 産業技術短期大学
- 夙川学院短期大学
- 頌栄短期大学
- 聖和大学短期大学部
- 園田学園女子大学短期大学部
- 東洋食品工業短期大学
- 姫路日ノ本短期大学
- 兵庫大学短期大学部
- 湊川短期大学
- 武庫川女子大学短期大学部

■京都 (14校)

- 池坊短期大学
- 大谷大学短期大学部
- 華頂短期大学
- 京都医療技術短期大学
- 京都外国語短期大学
- 京都経済短期大学
- 京都光華女子大学短期大学部
- 京都嵯峨芸術大学短期大学部
- 京都女子大学短期大学部
- 京都西山短期大学
- 京都短期大学
- 京都文教短期大学
- 聖母女学院短期大学
- 龍谷大学短期大学部



■滋賀 (4校)

- 滋賀女子短期大学
- 滋賀文化短期大学
- 滋賀文教短期大学
- 聖泉大学短期大学部

■奈良 (6校)

- 大阪樟蔭女子大学短期大学部
- 畿央大学短期大学部
- 奈良芸術短期大学
- 奈良佐保短期大学
- 奈良文化女子短期大学
- 白鳳女子短期大学

■和歌山 (1校)

- 和歌山信愛女子短期大学

**大阪支部 35校**

藍野学院短期大学  
 大阪青山短期大学  
 大阪音楽大学短期大学部  
 大阪学院短期大学  
 大阪キリスト教短期大学  
 大阪薫英女子短期大学  
 大阪芸術大学短期大学部  
 大阪健康福祉短期大学  
 大阪国際大学短期大学部  
 大阪産業大学短期大学部  
 大阪城南女子短期大学  
 大阪女学院短期大学  
 大阪女子短期大学  
 大阪信愛女学院短期大学  
 大阪成蹊短期大学  
 大阪体育大学短期大学部  
 大阪千代田短期大学  
 大阪電気通信大学短期大学部  
 大阪夕陽丘学園短期大学  
 大谷女子大学短期大学部  
 関西外国語大学短期大学部  
 関西女子短期大学  
 近畿大学短期大学部

堺女子短期大学  
 四條畷学園短期大学  
 四天王寺国際仏教短期大学部  
 樟蔭東女子短期大学  
 千里金蘭大学短期大学部  
 相愛女子短期大学  
 常磐会短期大学  
 梅花女子大学短期大学部  
 羽衣学園短期大学  
 東大阪大学短期大学部  
 プール学院大学短期大学部  
 平安女学院大学短期大学部



## 中・四国支部 36校

### ■鳥取 (1校)

鳥取短期大学

### ■岡山 (8校)

岡山短期大学  
川崎医療短期大学  
作陽短期大学  
山陽学園短期大学  
就実短期大学  
順正短期大学  
中国短期大学  
美作大学短期大学部

### ■広島 (7校)

呉大学短期大学部  
山陽女子短期大学  
鈴峯女子短期大学  
比治山大学短期大学部  
広島国際学院大学自動車短期大学部  
広島文化短期大学  
安田女子短期大学

### ■山口 (6校)

岩国短期大学  
宇部フロンティア大学短期大学部  
下関短期大学  
梅光学院大学女子短期大学部  
山口芸術短期大学  
山口短期大学

### ■徳島 (3校)

四国大学短期大学部  
徳島工業短期大学  
徳島文理大学短期大学部

### ■香川 (4校)

香川短期大学  
四国学院短期大学  
瀬戸内短期大学  
高松短期大学

### ■愛媛 (5校)

今治明德短期大学  
愛媛女子短期大学  
聖カタリナ大学短期大学部  
松山東雲短期大学  
松山短期大学

### ■高知 (2校)

高知学園短期大学  
土佐女子短期大学



## 九州支部 46校

### ■福岡 (23校)

折尾愛真短期大学  
九州大谷短期大学  
九州女子短期大学  
九州造形短期大学  
九州電機短期大学  
近畿大学九州短期大学  
久留米信愛女学院短期大学  
香蘭女子短期大学  
純真女子短期大学  
精華女子短期大学  
西南女学院大学短期大学部  
聖マリア学院短期大学  
第一保育短期大学  
筑紫女学園大学短期大学部  
帝京大学福岡短期大学  
東海大学福岡短期大学  
中村学園大学短期大学部  
西日本短期大学  
東筑紫短期大学  
福岡医療短期大学  
福岡工業大学短期大学部  
福岡女学院大学短期大学部  
福岡女子短期大学

### ■佐賀 (3校)

九州龍谷短期大学  
佐賀女子短期大学  
佐賀短期大学

### ■長崎 (5校)

玉木女子短期大学  
長崎外国語短期大学  
長崎純心大学短期大学部  
長崎女子短期大学  
長崎短期大学

### ■熊本 (2校)

尚綱短期大学  
中九州短期大学

### ■大分 (4校)

大分短期大学  
東九州短期大学  
別府大学短期大学部  
別府溝部学園短期大学



### ■宮崎 (3校)

聖心ウルスラ学園短期大学  
南九州短期大学  
宮崎女子短期大学

### ■鹿児島 (4校)

鹿児島国際大学短期大学部  
鹿児島純心女子短期大学  
鹿児島女子短期大学  
第一幼児教育短期大学

### ■沖縄 (2校)

沖縄キリスト教短期大学  
沖縄女子短期大学

## 〈あとがき〉に代えて

本誌六一号は、〈第三者評価（認証評価）〉と〈就職問題〉の特集を行った。〈第三者評価〉元年とでも言うべき本年度は、短期大学のみならず日本の高等教育全体の見直しを占う年度に当たっているとも言えます。

二十世紀末の一九九〇年代から今日に至るまで高等教育のみならず、〈日本の教育〉は試行錯誤の連続の観がありました。大学人である私たちは初等中等教育についても関心を持ち続ける立場におかれてきました。昨年十二月、世界四一カ国十五歳生徒の学力を調査する〈OECD〉のPISA（OECD生徒の学習到達度調査）二〇〇三年調査の報告があり、日本の高校生の〈読解力〉低下が指摘されました。ここ十年ほど前から大学生の〈学力低下〉ということが囁かれてきましたが、その中心に〈読解力〉低下があることは一目瞭然のことであったと思います。

『日本経済新聞』（二〇〇五・三・

十三）の〈ファミリー経済〉欄に〈短大人気なぜ回復？／地方の人材供給支える／学生の地元志向も強まる〉という見出しの記事が掲載されていきました。短期大学の入学者が、昨年の春には〈五年ぶりに実際の入学者が定員を上回り、定員割れ状態が解消した〉こと、〈志願者数も十二年ぶりに前年度を上回った〉ことが特筆されていきました。

その原因は〈家政や英文、国文といった学科の定員〉を減らして、人気のある〈保育や医療系の学科を強化したこと〉に求められていました。〈家政、英文、国文〉は短期大学創立期からの基幹学科ですが、これを転換することによって短大の〈人気回復〉が起こったというわけです。これはこれで良しとして、問題は〈読解力〉と〈学力低下〉を放置していいかということにあります。あちらが立てば、こちらが立たずということがあります。〈学力〉問

題はそのまま〈就職問題〉につながります。実務技能の修得も〈読解力〉に支えられていなければ広く社会的に認知される能力にはなりません。〈ことばの力〉が問題視される所です。〈短大人気〉を一時的なものにさせないためにも、カリキュラムの見直しを含めて〈就職力〉のある学生を送り出すことが、次の課題になると思います。

〈就職〉のこの間の動向を七六ページに掲げておきました。これらの数値などをどのように読み取りとっていくかがこれからの課題であり、次なる短期大学存続への視野の広がりの問題だと思えます。

『短期大学教育』の編集は前号より三人の編集委員で行っておりますが、菊池純一氏が転職しましたので、今号は二人で編集にあたりました。広くご意見をいただければ幸いです。

二〇〇五・四・二五

栗坪 良樹

短期大学教育 第六十一号

(非売品)

平成十七年五月十日 印刷  
平成十七年五月十七日 発行

発行人

日本私立短期大学協会

会長 川並 弘昭

広報委員会

委員長 佐藤 弘毅

編集人

広報委員会『短期大学教育』編集部会

栗坪 良樹  
小玉 武

発行所

日本私立短期大学協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北四ノ二ノ二十五

私学会館 別館内

電話 〇三(三三六) 九九二二番(代表)

(三三六) 九〇五五番(直通)

(三三三) 六九五〇番(FAX)

印刷所

(株)カワマタ印刷工業社

〒135-0048 東京都江東区門前仲町一ノ十一ノ二

電話 〇三(三六三) 一一九二番(代表)

